

平成19年度外務省政策評価書  
別冊

【評価要旨】

(平成18年度に実施した施策に係る政策評価)

平成19年8月

外務省

## 目 次 [評価要旨]

<u>基本目標Ⅰ 地域別外交</u> . . . . .	1
I—1 対アジア大洋州外交 . . . . .	1
I—2 対北米外交 . . . . .	15
I—3 対中南米外交 . . . . .	23
I—4 対欧州外交 . . . . .	27
I—5 対中東外交 . . . . .	36
I—6 対アフリカ外交 . . . . .	44
<u>基本目標Ⅱ 分野別外交</u> . . . . .	48
II—1 国際の平和と安定に対する取組 . . . . .	48
II—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 . . . . .	61
II—3 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力 . . . . .	65
II—4 国際経済に関する取組 . . . . .	68
II—5 地球規模の諸問題への取組 . . . . .	79
II—6 国際法の形成・発展に向けた取組 . . . . .	86
II—7 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提 供 . . . . .	93
<u>基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策</u> . . . . .	95
<u>基本目標Ⅳ 領事政策</u> . . . . .	107
<u>基本目標Ⅴ 外交実施体制の強化</u> . . . . .	113
<u>基本目標Ⅵ 政府開発援助</u> . . . . .	116

(別添)

平成19年度外務省政策評価 評価体系図 . . . . .	127
-------------------------------	-----

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省

アジア大洋州局

地域政策課

<p><b>施策名</b></p>	<p>東アジアにおける地域協力の強化  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 46頁)</small></p> <p>政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅰ 地域別外交                  Ⅰ－1 対アジア大洋州外交                  Ⅰ－1－1 東アジアにおける地域協力の強化</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>日本の安全と繁栄に密接な関係を有する東アジアに長期的に安定した国際環境を形成するため、二国間関係に加え、様々な多国間地域協力枠組みを通して地域共通の課題に取り組んでいく必要がある。具体的には、1)日・ASEAN、2)ASEAN+3（日中韓）、3)東アジア首脳会議(EAS)、4)日中韓協力その他の枠組みを発展・強化、地域共通の利益に貢献しうる協力を進めていく。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)                  東アジアの地域協力枠組みそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、我が国と基本的価値を共有するインドや豪州が参加するEASでは様々な具体的協力案件を表明し、ASEANをはじめとする域内各国から高い評価を得て、東アジアの地域協力・統合の気運を高めることができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。我が国の平和と繁栄に密接に関連しているこの地域の安定と発展のため、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて、特に、地域共通の脅威や課題に取り組み、またその中で地域に普遍的な価値やルールの定着を図っていくことが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の中心的存在であるASEANの統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EASや日・ASEAN協力といった枠組みによる協力は、ASEAN域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で有益な役割を果たしている。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  上記それぞれの枠組みにおいて相当の進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  普遍的価値の共有を基礎に、重層的に存在する地域協力枠組みを進展させていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的協力を実施する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  東アジア地域の地域協力の枠組みを活用した連携を強化すること。  <b>【目標の達成状況】</b>                  評価の切り口1：ASEAN行動計画及び日・ASEAN首脳共同声明のフォローアップ状況                  平成19(2007)年1月に開催された第10回日・ASEAN首脳会議では、日ASEAN行動計画の第3次進捗状況報告書が提出された。今回の報告書では、行政や情報通信等7つの分野での人材育成を支援する日・ASEAN人材育成トータルプラン及び、ASEANの域内格差を是正すべく新規加盟4か国を重点的に支援するメコン地域開発支援計画の目標達成をはじめ、多くの分野で重要な成果があった旨記載された。                  また、平成18(2006)年3月に設置された日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、新型インフルエンザ対策事業や日・ASEANテロ対話等が実施された。さらに、平成19(2007)年1月の第10回日・ASEAN首脳会議で安倍総理が表明した日・ASEAN経済連携協力支援策に基づき約5200万ドルがJAIFに追加拠出され、知財保護整備等が行われることになった。また、同首脳会議で、日・ASEAN協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN賢人会議」の設立について合意された。</p> <p>評価の切り口2：東アジア共同体形成を含む地域協力の進展の度合い                  EASをはじめとする地域協力枠組みそれぞれにおいて、具体的協力が一層進展し、地域の一体感が醸成されつつある。                  EASでは、エネルギー協力が重点的に取り上げられ、我が国は、省エネ等に関する具体的協力策を表明。また、「アジアの強固な連帯」や良好な対日感情の形成を促すべく、今後5年間で東アジアの青少年を毎年6000人日本に招聘する青少年交流事業を表明し、この枠組に基づく協力の気運を高めた。                  ASEAN+3では、「東アジア地域協力に関する第二共同声明」の作成に貢献すべく、全ての地域協力を推進すること、開放性等の原則と普遍的価値の尊重、「機能的アプローチ」といった諸原則を提言した。                  日中韓協力においては、未来志向の関係強化の重要性に対する認識に基づき、共に直面する喫緊の課題に取り組むことに合意。投資協定交渉の開始や外交当局ハイレベル会合の設立が決定した。                  アジア協力対話(ACD)では、中東までを含む広域アジアでの対話を進めるとともに、日本が得意とする環境分野での教育推進対話を開催し、我が国の環境分野での取組をアジアに向けて発信した。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (1) アジア外交の積極的推進 ・東アジアにおける安定的な外交関係及び安全保障環境の維持・強化（アジアにおける平和の構築・定着の推進を含む。） ・東アジア共同体の形成に向けた地域協力を含むアジア大洋州における協力の主導
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	ASEAN諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。東アジア・サミット参加国を中心に、今後5年間、毎年6000名の青少年を日本に招く交流計画を実施してまいります。

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 アジア大洋州局 北東アジア課

<p>施策名</p>	<p>朝鮮半島の安定に向けた努力  (政策評価書〔評価シート版〕 50頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ-1 対アジア大洋州外交 Ⅰ-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 (2) 拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 (理由) (1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮が弾道ミサイル発射や核実験実施発表といった我が国の安全保障上の脅威となる行為を相次いで行う等、厳しい状況が続いた。しかしながら、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施し、毅然と対応したのみならず、国連安保理において北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議の全会一致での採択を実現するなど、国際的な圧力形成に大きく貢献した。また、平成19年2月、六者会合においては、非核化に向けた第一歩となる「初期段階の措置」等に係る合意が形成された（ただし、北朝鮮は当該措置を未実施）。 (2) 拉致問題については、六者会合の枠組みの下に、「日朝国交正常化作業部会」を設置し、第1回会合において、我が国の立場を明確に伝達したものの、北朝鮮は何ら誠意ある対応を示さず、具体的な進展は得られなかった。他方、①国連総会において、拉致問題等を非難する「北朝鮮の人権状況」決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合等や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 拉致問題は我が国国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致問題は、安倍政権の最重要課題の一つであり、本施策はこれまで以上にその重要性が高まっている。また、北朝鮮の核問題及びミサイルは我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に誠意ある対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に誠意ある対応を求めるアプローチ、③必要に応じ、独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、誠意ある対応をとるように促すとの観点から有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら誠意ある対応を示さなかったが、これは、北朝鮮側に責任がある。他方、六者会合、国際連合、G8首脳会合等、更には、関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は短期間の内に相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、国際連合における安保理決議や「北朝鮮の人権状況」決議、G8首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。更には、弾道ミサイル発射及び核実験実施発表に際し、我が国が他国に先駆けて独自の措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会における我が国のリーダーシップを確保していく上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものとする。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 関係国と緊密に連携・協力しつつ、必要に応じ圧力をかけながら、六者会合と日朝間の協議を併せて進展させ、諸懸案の包括的解決を目指す。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：核・ミサイル問題を巡る協議の進捗状況

北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施すると同時に、国連安保理において、北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議案を提案し、全会一致での採択を実現したことは大きな成果であった。また、その後、核問題については、平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、北朝鮮による寧辺（ヨンピョン）の核施設の活動停止・封印等を明記した成果文書（「共同声明実施のための初期段階の措置」）を採択するなど、北朝鮮の非核化へ向けた第一歩となる措置に合意できたことは一定の成果であった。ミサイル問題についても、六者会合の下に設置された作業部会で取り上げ、六者間で問題意識を共有すべく努力した。

しかしながら、北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

評価の切り口2：拉致問題を巡る協議の進捗状況

六者会合の枠組みの下に「日朝国交正常化作業部会」の設置を実現し、日朝関係を六者会合の枠内に改めて明確に位置づけることができたこと、また、第1回会合において、安倍政権の下での我が国の立場を明確に伝達できたことは一定の成果であった。しかしながら、北朝鮮は、未だに拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けて何ら具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成18年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする「北朝鮮の人権状況決議」が採択され、また、平成19年6月のG8首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは大きな成果である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	「北朝鮮の核開発は、我が国として断じて認めることはできません。六者会合において解決を図るべく、「対話と圧力」という一貫した考え方の下、関係各国と連携を強化し、北朝鮮の具体的な対応を求めます。拉致問題の解決なくして、日朝国交正常化はありません。拉致問題に対する国際社会の理解は進み、国際的な圧力が高まっています。北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保と速やかな帰国を強く求めていきます。新たに拉致被害者に向け、政府のメッセージを放送するなど、引き続き、政府一体となって総合的な対策に取り組みます。」
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月19日	拉致・核・ミサイル等の北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的な解決に向けた努力

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 アジア大洋州局 北東アジア課

施策名	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ-1 対アジア大洋州外交 Ⅰ-1-3 未来志向の日韓関係の推進
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 政治分野の対話の促進（首脳・外相レベルをはじめとする政府間対話の促進、対北朝鮮政策についての連携の強化等）                      (2) 人的交流の拡大（人的往来の促進、各種青少年、文化、知的交流事業の実施等）                      (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組                      (4) 日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等）                      (5) 経済緊密化のための各種協議の推進（日韓EPAに関する協議を含む。）</p>
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                      「目標の達成に向けて一定の進展があった。」                      （理由）                      種々の問題に直面し、困難な状況にあった日韓関係において、首脳・外相レベルを始め様々なレベルの政府間対話等を促進し、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても上手くマネージした。結果として、両国関係を改善して飛躍へと向かう節目を作ることができた。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を押し進め、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                      韓国は我が国にとって地理的に最も近い位置にある。加えて、自由と民主主義、基本的人権、市場経済等の基本的な価値を共有し、ともに米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある最も重要な隣国の一つである。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、未来志向の友好協力関係を強化していくこと、更には、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、我が国の直接的な利益となるのみならず、北東アジア地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                      政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                      (1) 首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。                      (2) 人的交流の拡大については、韓国人に対する恒久的査証免除措置実施によって交流環境を整備し、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。とられた手段は適切かつ効率的であった。                      (3) 韓国国民の過去の対する心情を重く受け止め、人道的観点から、在サハリン「韓国人」支援、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなった。とられた手段は適切かつ効率的であった。                      (4) 日韓間の懸案事項であるEEZ境界未画定地域における海洋の科学調査を巡って、対立が起こったが、両国政府による協議を重ね、事態を沈静化させたことにより、日韓関係が危機的な状況に至ることが回避された。とられた手段は適切かつ効率的であった。                      (5) 中断されていた日韓経済ハイレベル協議を開催し、定期的な開催に合意したことは、日韓経済連携協定交渉の再開や両国経済の更なる緊密化に向けた両国の認識の共有を図るのに役立った。とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                      大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の平和と安定へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b>                      良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること。また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：政治分野の対話の促進状況

政治分野での対話については、平成18年10月安倍総理が就任最初の外遊先の一つとして韓国を訪問して日韓首脳会談を行い、また、平成18年度1年間に7回の外相会談が開催されるなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。特に、北朝鮮問題に対しては、大きな動きがあった中で、日韓両政府がしっかりと連携・協力していくことができた。

評価の切り口2：人的交流の拡大状況

恒久的査証免除措置の実施により、平成18年には訪日韓国人は初めて年間200万人に達し、日韓間の往来者数が年間約450万人に達した。また、平成18年9月に開催された「日韓交流おまつり2006」には、日韓両国から約1600名が参加した。また、平成18年12月に安倍総理が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、今後5年間、日韓間の高校生、大学生を中心とする青少年1000名が日本に招聘されることとなった。

評価の切り口3：日韓間の過去に起因する諸問題への取組状況

朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成18年8月を皮切りに平成19年5月までに旧民間徴用者等の遺骨の実施調査を計6回実施し（その後、平成19年5月までに計6回実施）、また、旧軍人・軍属の遺骨についても、平成18年12月を皮切りに、韓国人遺族による海外追悼巡礼を計4回実施した。在サハリ「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。在韓被爆者問題については、平成17年の在外公館での健康管理手当支給申請の受付開始を受け、平成19年4月現在、200件に上る在韓被爆者からの申請を受け付け済である。また、歴史共同研究については、平成18年度中に両政府間で調整を重ねた結果、平成19年4月にソウルで第1回共同研究委員長会合を開催し、6月下旬に東京で第2期歴史共同研究第1回全体会合を開催する運びとなった。

評価の切り口4：日韓間の懸案への対応状況

平成18年4月の海上保安庁による竹島北東海域における海洋の科学的調査を巡って、韓国国内での反発が強まり、日韓間で困難な問題が生じたものの、日韓間で協議を重ね、10月には、EEZの主張が重複する海域において日韓共同で放射能調査が行われた。また、問題の根本的解決のため、6月、9月及び平成19年3月にEEZ境界画定交渉が行われた（現在も交渉が継続中）。また、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組みについても併せて協議が行われている。

評価の切り口5：経済緊密化のための各種協議の状況

日韓EPA交渉は平成16年11月以降、中断の状況にあるが、累次の機会に韓国側に交渉再開を働きかけた。また、ハイレベル経済協議を4年半ぶりに開催し、日韓EPA交渉再開を含めた経済関係の課題について議論を行い、相互理解を深めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	「私は、総理就任直後、中国及び韓国を訪問して、首脳レベルで胸襟を開いて話し合いを行い、両国との関係を改善しました。(中略)韓国との間でも、未来志向の緊密な関係を築いてまいります。」
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月19日	中国・韓国との相互理解・信頼に基づく関係強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 アジア大洋州局 中国課

<p>施策名</p>	<p>未来志向の日中関係の推進 <small>(政策評価書 [評価シート版] 59頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 I 地域別外交 I-1 対アジア大洋州外交 I-1-4 未来志向の日中関係の推進</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>首脳レベルを含む様々なレベルにおける胸襟を開いた頻繁な対話や交流を通じ、アジア及び世界に貢献する中で日中の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」を日中間で構築すべく、幅広い分野において具体的な協力を進展させるとともに、日中間に存在する諸懸案を解決していく。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 外相会談、日中総合政策対話等を重ねていき、平成18年10月の安倍総理訪中の際にはアジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互惠関係」を構築していくことで中国側と合意。以後2回首脳会談、4回の外相会談等の機会を通じてその具体化に向けて話し合い、日中関係を改善基調に乗せた。 (2) 安倍総理訪中の際の「共同プレス発表」において、政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進することで一致し、具体的な協力が着実に推進された。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくなくてはならない存在になっており、平成18年10月の安倍総理訪中で、日中首脳間の日中関係は最も重要な二国間関係の一つの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の構築に合意した。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互惠関係」の構築に向けた具体的な協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好21世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 平成18年度は、3回首脳会談、5回外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも3回の日中総合政策対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、経済パートナーシップ協議（次官級）、3回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互惠関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 日中間で「戦略的互惠関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 日中関係の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じて解決すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：「共通利益」の拡大度合い 平成18年10月の安倍総理訪中以後、累次にわたる幅広い対話を通じて、アジア及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」の構築に向け、具体的な協力を積み重ねている。</p> <p>評価の切り口2：あらゆるレベルでの「対話」の実施状況及び対話を通じた解決への動き 平成18年度は、3回首脳会談、6回外相会談を含む各種要人会談、事務レベル協議を活発に展開。日中間の懸案である東シナ海資源開発問題については、3回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）を実施、中国側から前向きな反応も見られている。</p>		
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第166回国会施政方針演説	平成19年 1月26日	(主張する外交) 私は、総理就任直後、中国及び韓国を訪問して、首脳レベルで襟元を開いて話し合いを行い、両国との関係を改善しました。中国とは、両国国民にとってお互いに利益になるよう、戦略的互惠関係を築いてまいります。
	平成19年度重点外交政策	平成19年 7月19日	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (1) アジア外交の積極的推進 ●中国・韓国との相互理解・信頼に基づく関係強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省南部アジア部南東アジア第一課

<p>施策名</p>	<p>タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 63頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け 基本目標 I. 地域別外交 I-1 対アジア大洋州外交 I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国はメコン河流域5カ国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定（EPA）交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、本地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 平成18年10月・11月のベトナムとの相互首脳訪問をはじめとして要人による二国間訪問が活発に行われ、平成19年1月には日タイ修好120周年が開始されるなど、対話・交流が促進された。経済協議については、平成19年1月に日越EPA交渉、日カンボジア投資協定交渉、3月に日ラオス投資協定交渉が開始されたのに加えて、平成19年4月には日タイEPAが署名に至るなど相当な進展があった。メコン地域開発については、平成15年12月の日ASEAN特別首脳会議において今後3年間で15億ドルの支援を行うと表明し、3年目にあたる平成18年に本目標を達成し、今後3年間メコン地域に対するODAを拡充することを柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表し新たな取組が開始された。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> メコン地域は90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、ASEANの統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じたASEAN統合の促進は、平成19年1月の日CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）外相会談等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーであるASEAN全体と我が国の関係の強化につながっている。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 今後ともメコン河流域5カ国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEANの統合を強化し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の平和、安定、発展に貢献すること。</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：要人往来の実績

相互訪問や二国会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも継続していくこととする。この関連で、平成18年11月の安倍総理訪問に130名を超える経済ミッションが初めて同行したことは、官民が連携した二国間関係強化の取組として特に大きな成果があった。

評価の切り口2：二国間経済協議の進捗状況

日タイ経済連携協定の署名、日越経済連携協定の交渉開始、カンボジア及びラオスとの間の投資協定交渉開始など具体的な成果があった。

評価の切り口3：平成18年度における我が国のメコン地域開発支援の実績

平成15年12月に表明したメコン地域開発に対する3年間で15億ドルの支援目標を平成18年度に達成したことは成果であり、今後は新たに表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施に努めていく。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会外交演説	平成19年1月26日	アジアの安定というものは、ASEAN諸国が民主的に落ち着いて、榮えていない限りありません。ASEAN諸国のうち、我が国の伴走をまさに必要とする国々に対し、民主化と、平和構築を助けてまいります。経済面での連携を進めつつ、ASEANの安定・強化を図っていく所存です。
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	・東アジア共同体の形成に向けた地域協力を含むアジア大洋州における協力の主導 ・インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：外務省南部アジア部南東アジア第二課

<p><b>施策名</b></p>	<p>インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援</p> <p>(政策評価書 [評価シート版] 66頁)</p> <p style="text-align: right;"><b>政策体系上の位置付け</b></p> <p>基本目標Ⅰ. 地域別外交 Ⅰ-1 対アジア大洋州外交 Ⅰ-1-6 インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点を置いて、二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。また、東ティモールの国造りを支援すること。</p> <p>具体的な事務事業には、要人往来等二国間の対話・交流の推進、経済連携協定の締結・実施、自然災害被災国に対する支援、地域の共通課題等に対する取組の推進等が含まれる。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 要人往来等に関し、天皇皇后両陛下の御訪問及びお立ち寄り、6回の首脳会談、6回の外相会談を含む多数の要人往来、3カ国との間での周年事業実施、2カ国との間での首脳レベルの共同声明発出、多数の招聘等を通じ、様々なレベルで対話・交流が活発に行われた。</p> <p>(2) 各国との経済連携に関し、2カ国との間でEPAについて大筋合意がなされ、それぞれ1カ国との間でEPA及び改正議定書に署名がなされ、1カ国との間でEPAが発効するなど、各国とのEPAの協議・実施について大幅な進展が見られた。</p> <p>(3) 多発する自然災害等に関し、インドネシアに対し3件、フィリピンに対し3件の緊急援助を行った。我が国の迅速な緊急支援は両国から深く感謝された。</p> <p>(4) 地域の共通課題に関し、各国への働きかけを通じ海賊協定の発効を実現。また、ミンダナオ地域への開発専門家の派遣等の進展が見られた。</p> <p>(5) 平成18年5月以降の東ティモール情勢悪化に際し、東ティモールや国際機関等の治安回復・国造りのための努力を、我が国は物心両面で強力に支援した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>(1) 我が国は、伝統的に東南アジア諸国、特にその島嶼諸国との間の友好関係構築に大きな努力を傾けてきた。これらの諸国は、我が国と東南アジア、中東、欧州諸国、アフリカ諸国等を結ぶ海上輸送路に位置し、また、我が国にとって重要な資源の供給元、市場、投資先である等、経済面でも密接な関係にある。</p> <p>(2) ここ数年、2つの側面から、日本外交にとって東南アジアの島嶼諸国との友好関係構築は新たな意義を有するようになってきている。第一に、インドネシアの民主化推進、東ティモールの国造り支援、フィリピン・ミンダナオ地域の和平及び復興支援等、「自由と繁栄の弧」構築の一部としての意義である。第二に、ASEANを中心とする東アジア地域の経済発展の結果、東アジア共同体の形成が現実的な地域の課題となっている。これらの諸国と、伝統的な友好関係を越えて、政治・経済・文化を含む包括的かつ緊密な関係を構築することを通じ、個々の二国間関係を新たな高みに引き上げることは、東アジア共同体形成のための基盤整備につながる。</p> <p>(3) こうした観点から島嶼諸国との間で二国間関係構築を進めるに際し、地域最大の人口・経済規模を有するASEANの大国であるインドネシアや、民主主義が機能する安定と繁栄を享受する穏健イスラム国家の</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>(1) 首脳・外相レベルの会談、各種要人往来、周年事業、経済連携協定締結の推進等、様々なレベルでの「対話」や「交流」の維持・促進により、インドネシア、マレーシアを始めとする東南アジア島嶼諸国との間で、政治・経済・文化を含む包括的な関係構築を推し進め、二国間関係を大きく進展させた。</p> <p>(2) 海賊協定の発効に向けた働きかけ、ミンダナオ和平国際監視団への開発専門家、東ティモールへの文民警察派遣等の各種人的貢献や、緊急支援等の各種協力を通じ、地域の安定や自然災害・争乱等からの復興を強力に支援した。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁（防災における内閣府、東ティモールの国造り支援における警察庁との協力等）、関係各課（EPA交渉における経済局担当課との協力）、民間（周年事業）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>各国との友好関係を維持・強化するため、要人往来等様々なレベルでの対話・交流、各国とのEPAの締結・実施、自然災害被災国に対する緊急援助、地域の共通課題についての協力、東ティモール国造り支援について、引き続き着実に実施していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点を置いた二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること及び東ティモールの国造りを支援すること</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1： 要人往来、招聘、周年事業等様々なレベルでの対話・交流の実施状況

天皇后両陛下のシンガポール訪問及びマレーシアお立ち寄り、6回为首脳会談、6回の外相会談を含む多数の要人往来、2つの首脳レベルの共同声明発表、3カ国との間での周年事業実施、その他多数の招聘事業が実施されたことにより、様々なレベルでの対話・交流が大幅に促進された。

評価の切り口2： 各国とのEPA協議・実施状況

2カ国との間でEPAについて大筋合意がなされ、1カ国とのEPA及び1カ国とのEPAの改正議定書に署名がなされ、1カ国との間でEPAが発効するなど、各国とのEPAの協議・実施について大幅な進展が見られた。

評価の切り口3： 自然災害被災国に対する支援状況

頻発する自然災害等に関し、インドネシアに対し3件、フィリピンに対し3件の緊急援助が迅速に実施された。

評価の切り口4： 地域の共通課題に関する協力の促進

海賊協定が発効し、それに伴い設立された情報共有センターに我が国より事務局長が派遣され、ミンダナオの国際停戦監視団に対しても我が国から開発専門家を派遣する等の進展があった。

評価の切り口5： 東ティモールの国造り支援の進展状況

東ティモール政府や国連等の治安回復・国造りの努力に対し、外務大臣談話の発出や遠山政務官（当時）の派遣等を通じ、一貫して支援を表明するとともに、国際機関を通じた500万ドルの緊急支援や国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）への文民警察要員の派遣等を行うことにより、物心両面から強力に支援を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第164回国会における麻生外務大臣の外交演説	平成18年1月20日	「我が国はこの先、東アジア共同体を、自由や民主主義という普遍的価値、そしてグローバルな規範に則った、開かれたものとして築いてまいります。そのためASEAN諸国、さらにはインドや豪州、ニュージーランドといった民主主義国との戦略的關係も強めて行かなければなりません。」 「東アジア首脳会議参加国の中で、貿易・投資、エネルギーからテロ、感染症にわたる共通課題に関し、具体的協力を進めます。(中略)また我が国は本年度中に、アジア諸国へ向け1億3500万ドルの支援を行います。」 「この機に、国際社会と協力し、平和の維持・構築、紛争の再発防止といった活動を担う専門の人材をアジアにおいて育成する取組を検討したいと思います。」 「我が国は昨年末、マレーシアとの間で経済連携協定(EPA)に署名しました。これを弾みとし、東アジアを中心としつつも今後世界を広く視野に入れ、経済連携強化へ向け取組を進めていくつもりです。」
	第166回国会における麻生大臣の外交演説	平成19年1月26日	「戦後我が国は、外交の基礎を三本の柱で支えてきました。日米同盟、国際協調、近隣アジア諸国の重視という三本柱でございます。」 「アジアの安定というものは、ASEAN諸国が民主的に落ち着いて、栄えていない限りありません。ASEAN諸国のうち、我が国の伴走をまさに必要とする国々に対し、民主化と、平和構築を助けてまいります。経済面での連携を進めつつ、ASEANの安定・強化を図っていく所存です。」 「1月15日、セブ島で開かれた第2回東アジア・サミットでは、エネルギーの安全保障と、若者達が交わる大切さを、共通の課題として確認しました。」
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「ASEAN諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。東アジア・サミット参加国を中心に、今後5年間、毎年6000名の青少年を日本に招く交流計画を実施してまいります。」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 4月

担当部署名：外務省南部アジア部南西アジア課

<p>施策名</p>	<p>南西アジア諸国との友好関係の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 70頁)</p>		<p>政策体系上の位置付け 基本目標I. 地域別外交 I-1 対アジア大洋州外交 I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 要人往来をはじめとする対話の継続・促進 首脳、外相をはじめ多くの閣僚レベル等の往来を実施した。平成18年12月のシン・インド首相訪日の際には、首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」を发出した。 (2) 南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施 日印外務次官級政務協議、日印軍縮・不拡散協議、日パキスタン軍縮・不拡散協議、日パキスタン安保対話、日印科学技術協力イニシアティブ会合、日印シンポジウム、日スリランカ政策・経済協議等を実施した。 (3) 日印経済関係強化 シン首相訪日の際に経済連携協定(EPA)交渉開始が決定され、第1回交渉が1月にデリーにて実施された。 (4) 経済協力 インドへの円借款供与をはじめとして南西アジア諸国に対して積極的に経済協力を実施した。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 5年ぶりとなるインド首相の訪日、スリランカ外相、モルディブ外相の訪日、19年ぶりとなる外相のバングラデシュ訪問等が実現した。特にインドとの関係では首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」が发出され、その実現のための具体的取組として首脳相互訪問実施、外相間戦略的対話の制度化、経済パートナーシップ・イニシアティブの開始、EPA交渉の立ち上げ、ビジネス・リーダーズ・フォーラムの開始、東アジア首脳会議(EAS)の枠組における連携、国連安保理改革に向けた協力、南アジア地域協力連合(SAARC)における緊密な協議等が合意された。更にインド外相が訪日の際に、麻生外相との間で第1回日印外相間戦略対話を実施された。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化という目標に向けて、大きな成果があげられた。</p> <p>【施策の必要性】 (1) 南西アジア諸国は、「自由と繁栄の弧」の中心に位置し、また、政治的にも経済的にも重要性を高めている。特にインドは、高い経済成長率を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国にとって、戦略的グローバル・パートナーシップを一層強化し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。 (2) また、ネパール、ブータン、スリランカ等における民主化、和平構築の流れを支援していくことは我が国の進める価値の外交を実現する上で極めて重要。 (3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン(海上輸送路)上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である。</p> <p>【施策の有効性】 (1) 南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはなく、特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。 (2) その具体策としては、(イ) 要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、(ロ) (イ)と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、(ハ) 特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、(ニ) 相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。</p> <p>【施策の効率性】 シン首相訪日や日印外相間戦略的対話の実現、麻生外務大臣のバングラデシュ訪問、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。</p> <p>【今後の方針】 南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、最重要課題である経済関係強化のみならず、要人往来、各種協議、経済協力を通じその他の分野でもバランスよく関係強化のための具体的施策を講じる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、特に潜在力の大きなインドとの連携(戦略的グローバル・パートナーシップ)を強化すること 【目標の達成状況】 評価の切り口1：要人往来の実績 平成18年度の南西アジア課主管の7か国からの要人往来件数は26件(平成17年度は19件)。インド首相、外相の訪日、スリランカ外務大臣の訪日、モルディブ外務大臣の訪日、麻生大臣のバングラデシュ訪問をはじめとする多くの閣僚レベルの往来が実現した。 評価の切り口2：日印安保対話等各種協議の実施 インドとの外務次官級の政務協議、日印シンポジウム、パキスタンとの安保対話等を実施し、二国間関係のみならずアジア地域をはじめ、近隣国であるアフガニスタンや北朝鮮を含む国際情勢につき認識を共有するとともに、国連改革、テロ対策等グローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。 評価の切り口3：日印経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 シン首相訪日時に、日印共同研究会(JSG)の勧告に基づきEPA交渉を速やかに開始し、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで両首脳が合意した。両首脳の合意を受けて、第1回EPA交渉が平成19年1月31日から2月2日にかけてニューデリーにて開催された。将来におけるEPAの締結により、民間部門の経済活動が大幅に促進されることが期待される。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>平成18年7月</p>	<p>インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>ASEAN諸国や、基本的価値観を共有するインド、オーストラリアなどとも、経済連携の強化に加え、首脳同士の交流を拡大します。</p>
	<p>第166回国会外交演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>特筆を大いに期待できるのが、インドとの関係であります。本年は経済連携協定交渉を含め、日印協力関係を拡充していきます。同時に、他の南アジア諸国の民主化・平和構築を支援してまいります。</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)





# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 アジア大洋州局 大洋州課

<p>施策名</p>	<p>大洋州地域諸国との友好関係の強化 (政策評価書 [評価シート版] 75頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅰ. 地域別外交 Ⅰ-1 対アジア大洋州外交 Ⅰ-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>アジア大洋州地域に自由な社会の輪を広げ、平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取り組みに対する支持と信頼を得るため、PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議を開催する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標達成に向けて進展があった。」 (理由) 日豪間では経済面でEPA交渉開始が決定されると共に、政治及び安全保障面では本年3月の日・豪首脳会談において「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に署名した。また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会を設置し、政治分野においても両国で協力している。島嶼国からは、安保理改革等について、国際場裡での支持を得られた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係・強化をはかることは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域に自由な社会の輪を広げ、平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場としてPIF域外対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につなげることが出来る。同域外対話は、3年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び次期サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び、青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 豪州、ニュージーランドとは二国間関係強化のため協力の枠組みや日豪EPA交渉入りなど具体的な進展がみられた。また、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：友好協力関係の深化と国際社会等における我が国の取組への支援の状況 平成18年度では様々なレベルでの対話を実施された。豪州においては日豪安全保障協力宣言や共同研究終了を受けた日豪EPA交渉入りなどの分野で協力の進展が見られ、また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会設置等、両国ともに友好関係の強化が顕著に見られた。さらに、第4回PIF首脳会議において「より強く繁栄した太平洋地域のための沖縄パートナーシップ」を採択し、総額450億円規模の支援を目指すことを発表し、国際社会への支援に向け進展をみせた。</p>	
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第166回国会外交演説</p> <p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年1月26日</p> <p>平成18年7月</p> <p>記載事項(抜粋)</p> <p>豪州と我が国とは、戦略的利益を共有するパートナーとして、政治・安全保障、経済など多様な分野で広範な協力を進めてきました。本年から始まる経済連携協定交渉については、国内の農業関係者等の懸念(センシティブティ)に十分注意を払い</p> <p>インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省北米局北米第一課

<p>施策名</p>	<p>米国との政治分野での協力推進  (政策評価書〔評価シート版〕 86頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 I. 地域別外交 I-2 対北米外交 I-2-1 米国との政治分野での協力推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 (2) 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施 (3) 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 小泉総理(当時)の米国公式訪問(6月)やライス國務長官来日(10月)及びチェイニー副大統領来日(平成19年2月)等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、想定以上の成果があったことを示している。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 基本的な人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。 (2) また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。 (3) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組における日米両国間の連携を強化することは、我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化にとり不可欠の要素であり、外務省として取り組む必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化する必要がある。 (2) 平成18年6月には小泉総理(当時)が米国公式訪問を行い、二国間関係に加え、北朝鮮、イラク、イラン、インド、国連改革といった幅広い国際社会の課題について話し合うとともに、「新世紀の日米同盟」と題する成果文書を発出した。 (3) 平成18年9月には、高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が行われ、日米共通の関心事項につき議論がなされた。また11月のハノイAPECの際には閣僚級の日米豪戦略対話が行われ、北朝鮮問題やAPECの活性化、日米豪の具体的協力等について議論された。 (4) 北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施を受けて、10月にはライス長官が来日し、日米外相会談が行われ、日米安保体制下での米国の日本防衛のためのコミットメントをあらゆる形で履行することを再確認した。また、11月のハノイAPECの際には、安倍総理とブッシュ大統領の初顔合わせとなる首脳会談が行われ、安全保障についてはもちろん、両国の経済関係の強化も含めて日米同盟を更に強化し、国際社会の諸課題に立ち向かっていくことを確認した。 (5) 平成19年2月には、チェイニー副大統領が来日し、安倍総理、麻生大臣との会談を通して、相互信頼や共通の価値観・利益に基づく日米同盟の重要性及びその更なる強化を確認した。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 政府間(首脳、外相レベルを含む)での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 引き続き、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口：共通の諸課題における連携の強化及び同連携の進展の状況、

日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が、一層強化された。

(1) 日米戦略対話

日米両国は、より中長期的かつ戦略的な日米共通の関心事項について、平成18年9月には高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話を実施し、率直かつ有意義な対話を行った。

(2) 対北朝鮮政策

北朝鮮の弾道ミサイル発射(7月)及び核実験実施発表(10月)を受けて、米国との緊密な連携を図り、米国とともに安保理会合の開催を要請するとともに、国際社会の結束に尽力し、国連安保理決議第1695号や国連安保理決議第1718号が全会一致の成立に寄与した。その後も日米外相会談、首脳会談を通じて対北朝鮮政策における日米の緊密な連携を確認した。

(3) イラク

航空自衛隊による輸送支援を拡大し、経済活動の基盤整備支援を強化するなど、イラクの復興努力を引き続き積極的に支援している。また、「イラク・コンパクト」の策定に向け、早い段階から米国と強調しつつその策定プロセスに参画した。

(4) テロとの闘い

日米両国は、テロ対策に関する協力の継続を行っている。また、我が国は、テロとの闘いに米国と共に従事しており、そうした活動は、米国を含む各国から高く評価されている。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (1) 我が国の平和と安全の確保 揺るぎない日米同盟の維持・強化と国際協調の推進
	第165回国会施政方針演説	平成18年9月29日	「世界とアジアの日米同盟」をより明確にし、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交を進めてまいります。 日米同盟については、その基盤である信頼関係をより強固にするため、総理官邸とホワイトハウスが常に意思疎通できる枠組みを整えます。在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	「世界とアジアのための日米同盟」は、我が国外交の要であります。日本を巡る安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の多発など、大きく変化しています。こうした中で、日本の平和と独立、自由と民主主義を守り、そして日本人の命を守るために、日米同盟を一層強化していく必要があります。米国と連携して、弾道ミサイルから我が国を防衛するシステムの早急な整備に努めます。

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省北米局北米第二課

<p>施策名</p>	<p>米国との経済分野での協力推進 <small>(政策評価書 [評価シート版] 91頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標I. 地域別外交 I-1 対北米外交 I-2-2 米国との経済分野での協力推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営 (2) 日米経済関係強化に向けた取組 (3) 個別通商問題への対応</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 施策を実施した結果、平成18年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成18年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を予想以上に具体的につけることができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持は我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。また、経済のグローバル化が進展する中で、合計で世界全体のGDPの4割近くを占める日米両国経済が安定した協調的な関係を維持することは、日米両国の経済発展のみならず世界全体の安定と繁栄のためにも必要である。 (2) 我が国の企業が米国で経済活動を行う上での基礎的環境整備との観点からも、日米の安定的・協調的な経済関係の維持は不可欠である。 (3) また、極めて多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、個別分野毎にばらに扱うのではなく、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく運営していくことが、日米同盟関係の維持・強化の観点及び我が国の国益の確保の観点からは不可欠である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するためには、両国間で取り扱うべき事項が極めて多岐にわたっており、また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。このため、平成13年6月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、6つのフォーラムを適切に運営していくことが有効である。 (2) 民間部門の問題意識を聴取する機会を多く設け、政府として民間企業が貿易や投資を行うための良好な環境の整備に向けた政策に反映させることで、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処をより適切に行うことができ、両国間の協調を一層推進することが可能となる。 (3) 日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある問題もあるが、問題が政治化するのを未然に防ぐよう適切に対処していくことも、両国が協調を推進していく上で有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係を確立した上で、可能な範囲でテレビ電話を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b></p>	

評価の切り口：米国との経済分野での協調の度合い

(1) 施策を実施した結果、平成18年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得られている。

(イ) 米国に在留する日本人の数は平成18年10月1日現在、37万386人であり、国別在留邦人総数で第1位となっている。平成17年10月1日の時点では、35万1668人、平成16年10月1日の時点では、33万9387人であり、近年増加が続いている。

(ロ) 日米間の貿易総額は、平成18年は2077億ドル（米商務省統計）であり、日中の貿易総額に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成17年は1935億ドル、平成16年では1840億ドルであり、近年増加が続いている。

(2) また、平成18年度には、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営により、以下のような成果が得られた。なお、特に(ロ)については、米側への要望を行うにあたって、在米日本企業が直面している問題について聴取するなど、民間部門との連携によって得られた成果である。

(イ) 平成18年12月に行われた日米次官級経済対話において、日米両国は、法の支配の強化とビジネス環境の改善という共通の課題への対処のための協力を強化し、その具体的協力分野として、①テロ対策と円滑な貿易の両立、②エネルギー安全保障、③知的財産権の保護等における協力を強化していくことで一致した。

(ロ) 日本国内における査証申請受付公館の拡大を要望してきた結果、平成18年4月19日、米国の手続厳格化により査証申請受付を停止していた在札幌米国総領事館において、査証申請受付のパイロット・プログラムが開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。

(ハ) 上述のとおり、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別経済問題への対処に当たり、民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政策が行えるように努めているが、このような方針が民間部門からも高く評価された。

(3) 個別問題への対応

米国産牛肉問題について、国民の食の安全・安心の確保を大前提に米国と協議を行い、平成18年7月27日に米国産牛肉輸入手続が再開された。

	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日 今後も、日米同盟と国際協調を外交の基本方針として、いかなる問題も武力によらずに解決するとの立場を貫き、世界の平和と安定に貢献してまいります。
	第165回国会施政方針演説	平成18年9月29日 「世界とアジアのための日米同盟」をより明確にし、「アジアの強固な連携のために積極的に貢献する外交を進めてまいります。
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日 「世界とアジアのための日米同盟」は、我が国外交の要であります。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省北米局 日米安全保障条約課、  
日米地位協定室

評価実施時期：平成19年5月

<p>施策名</p>	<p>米国との安全保障分野での協力推進 (政策評価書〔評価シート版〕 95頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ－2 対北米外交 Ⅰ－2－3 米国との安全保障分野での協力推進</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保を実現するために実施する様々な取組は、我が国の安全と繁栄の確保のために極めて重要な外交案件である。上記目標を達成するにあたっては、日米間の緊密な協議の継続が必要であり、その一環として安全保障分野に関する協議、SACO最終報告の着実な実施、日米地位協定の運用改善を行うことが重要。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続に関しては、平成18年5月、日米安全保障協議委員会（「2+2」会合）を開催し、兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）に合意するという非常に大きな成果が得られた。これに伴い、米軍が進입管制業務を行っている横田空域について平成20年9月までに返還する空域の範囲について合意した。また、弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米軍によるXバンド・レーダー（長距離監視用レーダー）の展開など、BMDシステムの着実な整備に努めた。さらに、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施に関しては、楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還された。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 平成18年7月の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び同10月の核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。日本は、自らの自衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のためには、日米間で防衛協力の実効性を高めるための日米間の緊密な協議の継続、SACO最終報告の着実な実施の推進及び日米地位協定の運用改善が重要である。また、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標のため、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保のための施策を継続的に検討する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 日米安保体制の信頼性の向上を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。 <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：日米安保体制の信頼性向上のための施策の追求の状況 (1) 平成18年5月1日に開催された「2+2」会合において、「再編実施のための日米のロードマップ」に合意 (2) 弾道ミサイル防衛の着実な整備：Xバンド・レーダーの展開、米イージス艦「シャイロー」等の西太平洋地域への展開、パトリオット・ミサイル（PAC-3）の嘉手納配備、日米間のBMD共同開発を可能にする交換公文等の締結  評価の切り口2：在日米軍の駐留の円滑化のための施策の進捗状況 (1) 在日米軍の兵力態勢の再編の一環として、平成18年10月に、米軍が進入口管制業務を行っている横田空域について平成20年9月までに返還する空域の範囲について合意 (2) SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の取組として、平成18年12月に楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第166回国会施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>米国と連携して、弾道ミサイルから我が国を防衛するシステムの早急な整備に努めます。（中略）在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。</p>
	<p>第165回国会施政方針演説</p>	<p>平成18年9月29日</p>	<p>在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。</p>
	<p>第164回国会施政方針演説</p>	<p>平成18年1月20日</p>	<p>在日米軍の兵力の構成の見直しに当たっては、抑止力の維持と沖縄を始めとする地元の負担軽減の観点から、関係自治体や住民の理解と協力が得られるよう、全力を傾注いたします。</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 4月

担当部局名：外務省北米局北米第一課

施策名	カナダとの政治分野での協力推進		
	政策体系上の位置付け <small>基本目標Ⅰ：地域外交</small> Ⅰ-2 対北米外交 Ⅰ-2-4 カナダとの政治分野での協力推進 （政策評価書〔評価シート版〕 99頁）		
施策の概要	（1）平成18年6月、小泉総理（当時）が日本の総理として6年振りに訪加し、日加首脳会談等がオタワで行われた。 （2）平成18年度を通じて、APECやG8サミット等国際会議等の様々な機会を捉えて首脳間及び外相間等で、日加に共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。 （3）また、あらゆるレベルでの相互往来及び、双方の首都における大使館を通じた日常の緊密な連携の維持・強化等に引き続き尽力してきた。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 （理由） 種々の機会に首脳会談や外相会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、加との緊密な連携の強化という目標に向けて、十分な成果があったことを示している。		
	<b>【施策の必要性】</b> （1）我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二カ国関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。 （2）世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。 （3）また、外交政策面における協調をより強化し、両国の有する知見等を共に共有・活用していくことで、アジア太平洋地域及び世界の平和及び繁栄により一層貢献する必要がある。		
<b>【施策の有効性】</b> （1）テロ対策、軍縮・不拡散、環境保護等日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施すると共に、両国間の良好な二国間関係の基礎を成す、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。 （2）また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関において積極的に活動する加との関係を維持・強化することは重要である。 （3）なお、平成18年6月小泉総理（当時）の訪加に際し、日加両国の民間有識者で構成される日加フォーラムが、政治、経済、人の交流等様々な分野にわたって両国間の相互理解増進のための意見交換を行い、日加関係の更なる強化へ向けた諸提言を含む報告書を両国首脳に提出したが、右報告書は、日加関係の更なる深化・活性化のために非常に有効である。			
<b>【施策の効率性】</b> 政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は、適切かつ効率的であった。			
<b>【今後の方針】</b> 引き続き、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。			
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>			
<b>【施策の目標】</b> 日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を強化すること			
<b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：共通の諸課題における連携の進展状況 首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日加首脳会談、外相会談を実施し、国連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日加両国に共通する政策課題について調整を行った。 また、より広範な課題については、事務レベルでの協議・対話を実施した。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なも）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	特になし		

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省北米局北米第二課

<p>施策名</p>	<p>カナダとの経済分野での協力推進 (政策評価書〔評価シート版〕 102頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標I. 地域別外交 I-2 対北米外交 I-2-5 カナダとの経済分野での協力推進</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化 両国間の協議を受けて平成17年11月に日加両首脳署名により策定された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別の協力の優先分野における両国間の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための方策を検討する共同研究を実施する。</p>		
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 (理由) 日加経済枠組みに基づく貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行の措置の検討並びに更なる貿易及び投資自由化並びに関連政策上の手段の及ぼす影響についての便益と費用についての検討を行う共同研究及び個別の協力分野の推進に関して、作業部会をそれぞれ開催し、作業が進展した。 また、共同研究の作業部会においては、我が国及びカナダの業界団体及び有識者からの意見聴取を行う機会を設け、民間部門の関与も確保した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 我が国とカナダとはこれまで友好的な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、これまで以上に日加経済関係の進化・活性化を実現する諸施策の実施が望まれている。 (2) 上記の目標を達成するため、平成17年1月に両国首脳によって日加共同声明が発出され、「創造的な日加経済枠組み」構想が謳われ、それを実現するための「日加経済枠組み」文書が同年11月釜山におけるAPEC首脳会議の際の日加首脳会談で署名されており、本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。 (3) 貿易立国である我が国としては、その貿易相手国と良好な関係を維持して安定的な貿易取引を確保する必要がある。カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。 (4) また、環太平洋国としての日加両国は、アジア太平洋地域の経済的繁栄を考慮しつつ両国の経済関係を維持促進する必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> このような現状を背景に、日加両国の貿易経済関係を更に進化・活性化するため、日加経済枠組みの下での共同研究では、民間部門の意見を聴取しながら、貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行措置の検討並びに二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用についての検討を行う。 共同研究の報告書は、両国首脳に報告されることとなっており、報告書が取り纏める内容は日加経済関係の協力・促進・進化・活性化のために非常に有益である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 対面での協議により相手国担当者との信頼関係を確立しつつ、電話会談をも活用することにより、緊密な対話を継続しつつ、限られた予算内で出張経費や通訳の限定使用等費用を削減して協議を行い、経費の削減に努めたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 日加経済枠組みの下で個別の協力を継続するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための政策を推進すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：カナダとの経済分野での協力推進の度合い 日加経済枠組みの下、日加次官級経済協議やカナダとの対話が継続され、二国間関係の更なる強化及び共通の課題に関する協力関係の構築に寄与した。 (イ) 平成18年度においては、次官級協議が実施された他、投資促進のためのセミナーやイベントの開催等、「日加経済枠組み」文書に取り上げられた15の個別分野における協力がカナダとの間で進められた。 (ロ) 平成18年4月及び6月に共同研究作業部会が日本及びカナダでそれぞれ開催され、同時に民間部門からの意見聴取及び個別協力分野を取り上げる協力作業部会も開催された。</p>		
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>



関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	特になし		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 6月

担当部署名：外務省 中南米局 中米課

<p>施策名</p>	<p>中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）</p> <p style="text-align: right;">（政策評価書〔評価シート版〕 110頁）</p>	<p style="text-align: center;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅰ. 分野別外交 Ⅰ-3 対中南米外交 Ⅰ-3-1 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）</p>
<p>施策の概要</p>	<p>①メキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係活性化のための取組強化、②国際場裡における連携・協力関係強化、③周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化、という三つの観点から、日・中南米関係の強化に取り組んだ。</p> <p>具体的には、日・メキシコ経済連携協定（以下、日墨EPA）の運用に関する委員会開催や東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）の枠組みの下での第4回経済社会作業部会の開催、日中米ビジネスフォーラムの開催等、各種事業の開催に加え、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）への正式加盟や特派大使派遣による積極的な要人往来の推進に取り組んだ。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <p>（理由）</p> <p>日・中米ビジネスフォーラムの成功裡の開催や、日墨EPAの枠内税率交渉の妥結等に加え、サカ・エルサルバドル大統領の訪日等の活発な要人往来により各国との対話、二国間会談の機会を数多く持ったことで、経済・政治・文化面での関係増進を実現したといえる。加えて、安保理改革・北朝鮮問題等、国際社会の重要な課題における我が国の立場に対し、メキシコ・中米諸国から十分な理解と支持を得ることができたことから、国際場裡における関係強化という目標に関しても、十分評価できる。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>中南米地域は、豊富な資源・エネルギーを有しており、地域全体として3年連続でプラス成長を達成するなど、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。中でも、メキシコは、欧米及び中南米に広汎なFTAのネットワークを有しており、日本企業にとっては、米州市場等へのゲートウェーとしての戦略的重要性を有する。日墨EPAの発効後2年を経て、貿易額は70%以上増加し、投資に関しても各年の投資額は発効前と比較して約3倍の水準で推移しており、中南米における我が国の最大の貿易パートナーとして、その重要性は飛躍的に拡大している。加えて、メキシコは、中南米地域の大国として、国際社会の諸課題に対する関与を拡大してきており、国際場裡における発言力を高めている。国連改革、環境等の問題について、メキシコと協力関係を深めて共同で対処することは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上で戦略的重要性を有すると言えるであろう。</p> <p>また、中米地域は、米国とのFTA交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めるとともに、政治面でも一体化を進め、発言力を増している。また、南・北米大陸をつなぐ位置にあり、パナマ運河を擁するなど地理上・交通上の要所でもある。このような中米地域との協力関係強化に取り組むことは、我が国への物資の安定的供給の確保、国際場裡における我が国への支持の確保等の面で極めて重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>日墨EPAの発効後、日墨間の貿易・投資は大幅に拡大、経済関係の活性化に有効であった。日本企業に中米の実態、貿易投資関係活性化への熱意を実感してもらい、中米側に日本企業の関心事・懸念を理解してもらうため、日・中米ビジネスフォーラムのような企業間交流の場を政府が設定することは非常に有益であった。</p> <p>国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）は中南米地域の経済社会発展を促進する機関として定評を得ており、ECLACへの加盟は中南米地域への我が国の貢献に向けた意欲を示す観点から有益であった。東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）WG会合でイニシアティブを発揮したことは、東アジア、中南米地域で我が国のプレゼンスをアピールする上で有益であった。日・中米フォーラムでは、中米諸国より国連改革等我が国の支持要請に対する協力的な姿勢が示され有益であった。</p> <p>大統領就任式への特派大使派遣や議員交流を含む、ハイレベルの要人往来の活性化により、相互理解促進</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>EPAによるメキシコとの経済関係強化やFEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）、日・中米フォーラム等の枠組みでの協力に加え、大統領就任式への特派大使の派遣、その他の閣僚・首脳等の相互訪問を通して、メキシコ及び中米諸国との連携を強化したといえるので、施策は適切かつ効率的であったといえる。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>日墨EPA発効後の貿易・投資の大幅な拡大や、日・中米フォーラム、日・中米ビジネスフォーラムの開催、活発な要人往来、FEALACにおける取組等を通じて我が国とメキシコ・中米諸国との関係強化及び東アジアと中南米地域の関係強化に実質的な成果をあげているところ、今後より一層これら協力関係の深化をはかり、信頼関係をより強固なものとし、両地域が裨益する関係の構築を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：具体的な協力案件の有無・進捗状況・効果

メキシコとのEPAによって、平成18（2006）年度の日本・メキシコ間の貿易総額は、発効前と比較して70%以上増加し、また、我が国からの直接投資についても、発効前の2.6倍となった点に鑑みて、経済関係の再活性化のための取組は大きな成果を上げていると言える。加えて、昨年度は、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）への加盟を達成し、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）第4回経済社会作業部会（WG）にも、全加盟国32カ国より政府代表及び有識者が出席するなど、（イ）中南米地域における我が国の存在感の維持、（ロ）中南米地域における人脈形成および（ハ）情報収集能力の強化のための取組も大きな成果を残しており、国際場裡における連携・協力関係強化の観点からも大きな効果があったと言える。

また、11月には「ドミニカ移住者に対する特別一時金の至急に関する法律」の成立し、第2回日墨文化サミットにおいては、日墨の文化人、知識人の間でより一層の関係緊密化、相互理解の促進を図るための具体的な戦略の提案もなされるなど人物・文化交流事業においても前進があった。

評価の切り口2：具体的な交流事業の実施と成果

官民併せて約500名が参加した日本・中米ビジネスフォーラムでは、意見交換や個別の商談が多数行われ、中米・我が国双方の民間企業にとって、具体的なビジネスチャンスに結びつく良い機会になったと言え、経済関係再活性化のためにも大きな成果があった。また、東京で開催された第10回日・中米フォーラムでは、我が方の関心事項を表明し、情報収集がなされるとともに、中米諸国から、国連改革や各種支持要請においての我が国に対する極めて協力的な姿勢協力が表明され国際場裡における連携・協力関係の強化が確認された。

加えて、中川秀直衆議院議員および大野功統衆議院議員が大統領就任式特派大使としてメキシコ及びコスタリカに派遣された他、猪口邦子内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画。当時）や参議院公式議員派遣団、金田勝年外務副大臣（当時）なども中米の各国を訪問した一方で、フェルナンデス・ドミニカ共和国大統領、サカ・エルサルバドル共和国大統領が訪日もなされるなど、人物交流が盛んに行われ、相互理解促進の強化につながった。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (2) 地域外交における幅の拡大 ●中南米諸国との関係強化
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (3) 我が国・国民の繁栄の促進 ●世界及び日本経済の成長の基盤整備への積極的取組（EPA/FTAの推進、知的財産権保護の強化、日本企業支援を含む。）
	第166回国会における麻生外務大臣の外交演説	平成19年1月26日	(その他の地域との関係強化) 第9段落 「中南米地域では近年開発を重視する政権の誕生が相次いでいます。その背景には貧富の格差が埋まらない状況があります。我が国として重要な施策とは、中南米各国の社会経済が均衡ある発展を遂げるよう、必要な助言・協力を行うとともに、自由と民主主義が維持・強化されるべく、対話と協力を続けていくことです。」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省

中南米局 南米カリブ課

<p>施策名</p>	<p>南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 115頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ－3 対中南米外交 Ⅰ－3－2 南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 南米諸国との経済関係再活性化のための取組 (2) 南米諸国との国際場裡における協力の強化 (3) 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 (4) 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組 (5) カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化 (6) メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【評価結果・理由】 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 経済関係において、日本・チリ経済連携協定（EPA）の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用、エタノール協力、クリーン開発メカニズム（CDM）協力の進展等予期していた以上の成果が得られた。 (2) ハイレベルの要人往来、各種二国間対話、及び地域国際機関との協議を精力的に実施した結果、国際場裡における協力関係を強化できた。 (3) 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題について、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。</p> <p>【施策の必要性】 (1) 経済関係に関しては、従来の資源エネルギー分野における協力に加え、デジタルテレビ、バイオ燃料、CDM等新たな分野における関係が構築・強化されつつあるところ、政府としても側面支援を行うことが日本企業支援や資源エネルギー外交の観点から必要。 (2) ブラジル等の南米主要国は国際場裡において益々発言力を高めており、我が国が国際場裡において目的を達成するために重要なパートナーとなっているため、協力関係を維持・発展させる必要がある。 (3) 地理的に遠距離にある中南米との関係強化のためには、各種周年行事の機会を有効活用した、人物・文化交流事業の積極的かつ集中的な実施を通じ相互理解の促進を図ることが効果的かつ効率的。 (4) 南米諸国出身の在日外国人は現在約36万人にのぼり、新たな交流の一翼を担い始めている。しかし、中には、文化、習慣、言語等の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、犯罪等の課題が顕在化している例もあり、こうした問題の解決に向けて、世論、マスコミの高い関心に応える形で国内関係省庁、地方自治体、国会議員等と協力しつつ、取り組む必要がある。 (5) カリコム諸国14カ国とは基本的価値を共有しており、緊密な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会（IWC）や国連等の国際場裡で友好的協力関係を構築している。我が国にとって重要なパートナーであり、友好協力関係を維持する必要がある。 (6) 南米・カリブ地域においては、メルコスール、カリコム等の地域国際機関の活動が活発であり、地域ブロック単位でも発言力を増している。このような地域国際機関の枠組みを活用して南米・カリブ諸国と協力関係強化に取り組むことは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上でも重要である。</p> <p>【施策の有効性】 南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進するという目標達成に向けて、関係国政府・国際機関との対話・協議・交渉、周年事業の活用、在日外国人をめぐる諸問題への取組といった施策を積極的かつ精力的に実施した。その結果、経済面で日チリEPAの早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用等の具体的成果をあげたほか、国連・WTO等の国際場裡における協力関係の強化や相互理解の促進、国民の外国人問題への理解の深化が進んだ。したがって、目標達成のため施策が有効であったと言える。</p> <p>【施策の効率性】 限られた資源の中、経済関係の再活性化の促進、国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があったことから、施策を実施する際取られた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【今後の方針】 南米・カリブ地域における新たな政治潮流を踏まえ、我が国の国益や資源エネルギー安全保障の観点から、諸国との対話及び協力関係の維持・強化を図ると共に、更なる経済関係の活性化の加速を目指す。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【施策の目標】 南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：南米諸国との経済関係再活性化の進捗状況

ハイレベルの要人往来、経済協議（アルゼンチン）、経済合同委員会（アルゼンチン、ブラジル、チリ）、有識者会合等により経済関係の再活性化の具体的方策について活発な議論が行われた。平成18年11月の日チリEPAの交渉終結、平成19年3月の署名、平成18年6月のブラジル政府による日本式地上デジタル・テレビ放送の採用決定、CDM分野における協力進展、平成18年3月の日・ブラジル（伯）のエタノール合弁企業の設立、同年4月の日伯バイオマス・ワーキング・グループ第1回会合開催等の具体的成果があった。

評価の切り口2：南米諸国との国際場裡における協力の状況

日チリ首脳会談、日ボリビア首脳会談、日ブラジル外相会談、日ボリビア外相会談、日ペルー外相会談、日チリ外相会談、各種政策対話の機会を捉え、様々なレベルで、国連、軍縮・不拡散、貿易、環境等の国際場裡における協力の働きかけを行い、協力関係が強化された。

評価の切り口3：周年事業の活用を通じた相互理解の促進状況

平成18年にはパラグアイへの日本人移住70周年を迎え、秋篠宮殿下が同国をご訪問された他、山中政務官（当時）が記念式典に出席した。また、平成19年には、日チリ修好110周年、日ガイアナ修好40周年、平成20年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）、日コロンビア修好100周年を迎えるところ、各種要人往来や記念行事の実施・準備が行われた。

評価の切り口4：南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進捗状況

犯罪人の国外逃亡問題、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、国会議員、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。

評価の切り口5：カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力の状況

平成18年5月のアンティグア・バーブーダ首相の訪日、山中外務大臣政務官（当時）の2度のハイチ訪問（5月、大統領就任式、7月、ハイチ支援国会合）、猪口内閣府特命担当大臣（当時）のトリニダード・トバゴ訪問（8月）等の要人往来を中心に緊密な対話を行い、国際場裡での協力の働きかけも積極的に行った。

評価の切り口6：メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の状況

メルコスールとは、高級事務レベル協議、メルコスール広域協力等を通じ、包括的な協力関係を強化で

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	中南米諸国との関係強化

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省欧州局政策課

<p>施策名</p>	<p>欧州地域との総合的な関係強化  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 126頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅰ. 地域別外交                  Ⅰ-4 対欧州外交                  Ⅰ-4-1 欧州地域との総合的な関係強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>①欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治面での対話の継続・促進、②欧州地域との具体的協力の継続・促進、③欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議の継続、④欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、⑤欧州各国からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)                  平成18年に総理が2回、外務大臣が1回欧州諸国を訪問し、平成19年1月には、安倍総理大臣が英、独、ベルギー、仏を、麻生外務大臣がルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロバキアを訪問した。日欧は基本的価値を共有する戦略的パートナーとして更なる協力関係強化で一致。欧州地域との具体的協力はNATOを中心に進展。法的枠組み構築については、日・ベルギー社会保障協定が発効し、日仏租税条約の改正につき両国間で署名が行われ、社会保障協定について複数国との交渉・協議があり進展。人的ネットワーク構築については、知的交流、人的交流を着実に実施。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、また、国際社会において共通の課題にも直面。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルにおける幅広い分野における緊密な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築を目標に、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。                  (2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することには、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で極めて高い意義を有する。                  (3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みを提起し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。                  (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、専門分野（現在の重点は安全保障分野）での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。                  (5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招へいと高校生交流等により実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者の人的ネットワーク構築に資する。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  前述のとおり、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流が順調に進み、施策の目標に向けて相当の進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を継続する。租税条約交渉、社会保障協定交渉を継続実施し、知的交流、草の根交流を拡充強化する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b>                  基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること。</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：欧州地域との総合的な対話・協力の進展状況

(1) 欧州連合(EU)との関係では、対話を着実に実施。平成18年4月の日・EU定期首脳協議において、両首脳は日・EU関係強化のために①目に見える協力、②戦略的対話の強化、③人の交流の促進の3点が重要との認識で一致した。また、中央アジアに関する戦略的対話の開始について一致した。さらに、平成19年1月には安倍総理大臣がEU本部にてバローゾ欧州委員長と会談し、我が国とEUは基本的価値を共有する戦略的パートナーとして一層関係を強化していくことで一致した。

(2) 北大西洋条約機構(NATO)との関係では、今後の協力関係の構築に向けて対話が進展。平成18年5月に麻生大臣がNATO本部を訪問したのに続き、平成19年1月には安倍総理大臣がNATO本部を訪問し、日本の総理大臣として初めて演説を行った。安倍総理は日・NATO関係は新たな段階に移行すべきとして、アフガニスタンをはじめとする平和と安定のための取組において協力関係を一層強化することを求め、各国の賛同を得た。

(3) 欧州安全保障協力機構(OSCE)との関係では、対話を着実に実施。平成18年1月にド・ブリュッセルOSCE事務総長が来日し、塩崎外務副大臣と意見交換。平成18年12月には岩屋副大臣が外相会合に出席した。また選挙監視団への要員の派遣(平成18年にマケドニア、ベラルーシ、ウクライナ、セルビア・モンテネグロ、平成19年にセルビア)等を行い、OSCEとの協力も進展。

(4) 欧州評議会(CE)との関係では、対話を着実に実施。特に民主化支援での協力が進展(我が国の拠出でマケドニア、モルドバに於いて地方の民主化を支援する事業を実施)。

評価の切り口2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展状況

(1) 租税条約については、平成18年10月に英国との新租税条約が発効した。また、オランダとの間で平成17年7月、10月に改正交渉を行った。また、フランスとの間で改正交渉を開始し、平成18年1月、3月及び6月に交渉を行い、平成19年1月改正議定書に署名した。

(2) 社会保障協定については、オランダとの間で交渉を開始し、平成17年10月及び平成18年2月に締結交渉を行った。

評価の切り口3：人的ネットワーク構築の進展状況

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	ロシアを含む欧州諸国及びEU、NATO等欧州主要機関との関係強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省 欧州局 西欧課

<p>施策名</p>	<p>欧州主要国等との間での二国間及び国際場裡における協力の推進（西欧諸国）  (政策評価書〔評価シート版〕 130頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標I. 地域別外交 I-4 対欧州外交 I-4-2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 西欧主要国との対話の継続・促進（西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化） (2) 共通の諸課題に関する協議・政策調整     (イ) 国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成     (ロ) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成 (3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 英国、フランス、ベルギーには安倍総理が訪問し、イタリア、デンマークからは首相が訪日して、西欧主要国との間での緊密な対話を継続するとともに、様々な国と二国間会談の場を設けることによって、基本的価値を共有するパートナーとして、国際的課題に共に取り組む関係を構築することができた。 (2) 我が国が標榜する「自由と繁栄の弧」の一端となる北欧・バルト地域との関係では、リトアニアへの麻生外務大臣の訪問やスウェーデン、フィンランドへの小泉総理（当時）の訪問、ラトビア、リトアニアからは首相、スウェーデンからは外相が訪日し、交流の促進及び更なる関係強化に向けた足がかりを付けることができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 西欧主要国である英国、フランス、イタリアと我が国は、基本的価値を共有する重要なパートナーとして、G8の場を含め様々な国際場裡で協力関係にあり、このような協力関係を一層緊密に構築していく必要がある。北朝鮮の核・拉致問題、イランの核問題、国連安保理改革、イラク・アフガニスタン復興支援等の主要な国際課題については、各国と共通理解を深めながら、今後とも緊密な協力関係を構築していく必要がある。 (2) 北欧諸国は、少子高齢化や男女共同参画社会、環境等、先進国として我が国と共通する課題について先進的な取組を行っており、我が国としても知見を共有し協力を行っていく必要がある。 (3) 平成16年にEU、NATOに加盟したバルト諸国は、国連安保理改革をはじめとした国際的課題において、我が国の立場を支持することも多く、良好な関係を維持・強化していく必要がある。平成19年には、天皇皇后両陛下がバルト三国を初めて訪問する予定。 (4) スペイン、ポルトガルの南欧諸国は、歴史的に南米諸国との結びつきが強く、国際社会で一定の影響力を有しており、パチカンは、全世界のカトリック教徒に対する強い影響力を有していることから、これらの国との二国間関係強化は、国際場裡における幅広い理解と支持を得るためにも重要。 (5) 平成18年に外交関係を開設したモナコとの間では、細光等の分野での更なる人的交流を進めてい</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。 なお、平成18年度、本施策が対象とする22カ国からの要人訪日件数（注）は12件（平成17年度は23件）。また、本施策の対象国への総理訪問は3件（5カ国）、大臣訪問は1件（2カ国）。 （注）各国外務大臣以上の訪日であり、かつ、①我が国の外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、あるいは、②我が国で開催された国際会議出席が目的であったものの件数。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 総理、外務大臣を含む要人訪問、様々な機会に行われた要人訪日や多様なレベルでの対話により、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 平成20年の我が国でのG8サミットの開催及び「自由と反映の弧」の実施に向けて、閣僚レベルのみならず、事務レベルの協議を活発化することによって、欧州各国との対話と協力関係を強化する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 西欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること。</p>	



**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：総合的な対話の進展状況

G8外相会合、サミット、ASEMといったマルチの会合の場を利用し、首脳会談や外相会談を行った他、要人往来の機会を利用し、様々な対話の機会が設定されるなど、協議・交渉の実質的進展が見られた。また多くの国との間で、多くの事務レベル協議を実施し、国際社会の直面する喫緊の課題について時宜を得た意見交換を行った。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況

国連安保理改革に対する支持、北朝鮮によるミサイル発射、核実験宣言などの国際社会の喫緊の課題において、様々な国際場裡で我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構築した。また、EUの対中武器禁輸措置解除についても多くの国と率直に意見交換を重ね、理解の醸成に努めた。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況

各国において影響力ある人物等を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の親日家を形成する基礎を形成した。また、知的交流としては、日本・スペイン・シンポジウム、日英21世紀委員会等を実施、関係国の政官財からの多くの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	・EU、NATO等欧州主要機関との関係強化 ・日本外交の深化によるグローバルな課題への対応
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	主張する外交：自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省欧州局中・東欧課

<p>施策名</p>	<p>中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 134頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 地域別外交 I-4 対欧州外交 I-4-3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 中・東欧主要国との対話の継続・促進 (中・東欧諸国との政治的対話を通じた二国間関係の強化)</p> <p>(2) 共通の諸課題に関する協議・政策調整 (イ) 西バルカン地域の安定化に向けた支援 (ロ) 旧ソ連欧州地域の民主化支援 (ハ) 国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成</p> <p>(3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由)</p> <p>(1) 外国要人の訪日や総理訪独（平成19年1月）・外相訪欧（ウクライナ（平成18年6月）、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア（1月））などの相互訪問により、二国間関係を強化するとともに、外交政策の新機軸である「自由と繁栄の弧」（ユーラシア周辺諸国の民主化と経済発展支援）に理解と支持を得た上、その実現に向けた協力の推進につき合意した。また、安保理改革、北朝鮮の核・拉致問題、EU対中武器禁輸解除問題等で我が国の立場に理解と支持を得ることができた。</p> <p>(2) 北朝鮮によるミサイル発射（7月）、核実験（10月）の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持した。</p> <p>(3) 「西バルカン経済発展フォーラム」（日澳共催）、「V4+南東欧投資促進セミナー」を通して西バルカン地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>(1) 日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革においては、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。</p> <p>(2) V4（チェコ・ポーランド・ハンガリー・スロバキア）諸国、平成19年1月にEUに新規に加盟したブルガリア・ルーマニアでは、近年我が国からの投資・観光客が増加しており、また安保理改革等我が国にとって重要な国際社会の諸問題において我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、関係強化を図ることは重要である。</p> <p>(3) 旧ユーゴ紛争以降、西バルカン地域は徐々に安定化の方向に進んでいるが、最終的地位が未確定であるコソボに見られるように、依然として脆弱性を抱えているところ、我が国は、EUの戦略的パートナーとして、引き続き同地域の平和定着及び経済発展に向けた支援を実施する必要がある。</p> <p>(4) 旧ソ連欧州地域における安定及び民主化は、欧州を含む国際社会全体の安定にとって重要であり、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。</p> <p>(5) 様々な招聘を通じ各国における影響力ある人物、将来的に影響力ある地位を目指す青年等を招待し交流を深めること、また各種賢人会議において我が国に対する理解を増進させることは、二国間関係の質</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>(1) 独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、また、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。</p> <p>(2) 西バルカン地域の安定のためには当事者同士の相互理解と協力関係の構築及び地域の経済発展が必要であり、同地域の特定国に特別の利害関係を持たない中立的立場にある我が国は当事者が対話できる場を提供し、経済協力を行う責務と能力を有しており、その立場を生かした外交を行うことは有効である。</p> <p>(3) 旧ソ連欧州地域の安定化には、民主化及び市場経済化のための支援が不可欠であり、我が国の支援は二国間関係強化の観点から有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>要人往来における対話、様々なレベルにおける協議、人的・知的交流などの手段を通して、二国間関係における相互理解と協力関係が実際に強化されてきたと言えることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>平成18年11月に打ち出された外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」を実現するため、民主主義や法の支配といった普遍的価値を共通する諸国と協力していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好的な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：総合的な対話の進展状況

外国要人の訪日や総理訪独（平成19年1月）・外相訪欧（ウクライナ（平成18年6月）、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア（1月））などの相互訪問により、二国間関係を強化し、様々な国際問題に関する我が国の外交政策に対して立場に理解と支持を得ることができた。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況

西バルカンの安定、旧ソ連欧州地域の民主化について、中・東欧の関係諸国との間で共通認識を深め、協力関係を進めた他、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持するなど、東アジアの安全保障環境や安保理改革等の国際情勢に対する我が国の立場に理解と支持が得られた。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況

西バルカン関連の国際会議を主催し、同地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。また、日墺21世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進し、21世紀パートナーシップ等の招聘仕組みを利用した人的交流を進めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	・ EU、NATO等欧州主要機関との関係強化 ・ 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	主張する外交：自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名： 欧州局ロシア課

施策名	政策体系上の位置付け
<p>ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の発展</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 138頁)</p>	<p>基本目標Ⅰ：地域別外交 Ⅰ-4 対欧州外交 Ⅰ-4-4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展</p>
<p>施策の概要</p>	<p>①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、北方四島交流、住民支援事業等の実施。 ②政治対話の積極的な実施 日露戦略対話の実施。フラトコフ露首相訪日等、あらゆる機会を捉えた首脳・外相会談等の実施。 ③貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。 ④国際舞台における協力の推進 国際テロ等地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。 ⑤人的交流・文化交流の推進 各種招聘事業、交流事業等の実施。</p> <p>【評価結果の概要】 【評価結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 様々な機会・レベルを通じて平和条約締結問題に関する交渉が行われ、平成18年11月のベトナムにおけるAPEC首脳会合の際の日露首脳会談において、両首脳間で、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。 また、平成18年における日露間の貿易高は過去最高を更新したほか、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際には、防災分野における協力プログラムを始めとする計15本の文書が署名又は採択される等、「日露行動計画」の着実な実施による幅広い分野での日露協力の拡大が見られた。これらの成果は、日露相互の信頼関係を深め、平和条約締結にも資すると考えられる。</p> <p>【施策の必要性】 日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に従ってエネルギー分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。 平和条約交渉を精力的に進めると同時に、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。</p> <p>【施策の有効性】 日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。 このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、1. 政治対話の深化、2. 平和条約交渉、3. 国際舞台での協力、4. 貿易経済分野における協力、5. 防衛・治安分野における協力、6. 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。</p> <p>【施策の効率性】 フラトコフ首相訪日の際には、四島を含む日露の隣接地域における防災分野の協力に関する覚書をはじめとする計15本の文書が署名又は採択される等、幅広い分野での日露関係の進展を更におし進めることができた。平和条約問題については、厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間でこれまでの諸合意及び諸文書に基づき双方に受入可能な解決策を見出す努力を継続することで一致した。以上にかんがみ、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【今後の方針】 引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 【施策の目標】 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すと同時に、幅広い分野における日露関係を進展させること。 【目標の達成状況】 評価の切り口1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平成18年度は、7月にロシアのサンクトペテルブルクにおいてG8首脳会合が行われ、その際に日露首脳会談が行われた。また、安倍総理が就任した後の最初の日露首脳会談が平成18年11月のベトナムにおけるAPEC首脳会合の際に行われ、両首脳は、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見出すため精力的に交渉していくことで一致した。 また、(社)北方領土復帰期成同盟を通じ、北方領土相互理解促進対話交流使節団をモスクワ及びユジノサハリンスクに派遣する等、精力的に世論啓発事業を行ったほか、四島交流、自由訪問、北方墓参や北方四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。</p> <p>評価の切り口2：政治対話の積極的な実施 平成18年度においては、首脳会談を計2回、外相会談を計4回行った他、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際に、安倍総理と同首相との会談も行われた。また、日露外務省事務方のトップによる戦略対話が新たに設置され、平成19年1月に第1回戦略対話が行われた。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	

が初めに取組まれ、平成18年1月に第1回日露閣僚対話が行われた。

議会間、議員間交流の分野においては、平成18年度の1年間で日露双方あわせて延べ50名以上の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも閣僚レベルの接触、日露フォーラムの開催等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。

評価の切り口3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、好調なロシア経済及び我が国の景気の回復を背景に我が国民間企業の対露ビジネスへの関心が増大し、平成18年の日露間の貿易高は130億ドルを突破し、過去最高額を記録した。こうした中、平成19年2月のフラトコフ首相訪日の際には、両国政府間・民間企業間合わせ15本の成果文書が作成され、エネルギーのみならず運輸、情報通信技術、農業等の新たな分野における両国の協力を促進することで一致する等、日露経済関係の一層の緊密化が進んだ。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口4：国際舞台における協力の推進

地球温暖化対策等の観点から、「極東・シベリア森林保全作業部会」の設置が日露間で合意される等、環境分野における日露間の協力が進んだ。また、イランの核問題、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題等露両国が緊密に連携し協力を進めていくことで一致した。

評価の切り口5：人的交流・文化交流の推進

平成18年8月末～9月初めにモスクワ大学で日ロ学生100名が交流した「日ロ学生フォーラム」が実施されたほか、各種招聘事業・交流事業の実施を通じ人的交流、文化交流の分野において進展が見られた。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	ロシアを含む欧州諸国及びEU、NATO等欧州主要機関との関係強化
	平成18年度重点外交政策	平成17年7月	中国、韓国、ロシア等周辺諸国との関係強化
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月	ロシアとは、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するとの基本方針にのっとり、領土問題の解決に粘り強く取り組むとともに、幅広い分野での関係の発展に努めます。
	第165回国会所信表明演説	平成18年9月	ロシアも大事な隣国です。日ロ関係の発展が両国に恩恵をもたらす潜在的な可能性は大きく、そのためにも、領土問題の解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。
第164回国会施政方針演説	平成18年1月	ロシアとの間では、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するとの基本方針の下、様々な分野における協力を拡大いたします。	

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省欧州局中央アジア・コーカサス室

施策名	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 142頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ－4 対欧州外交 Ⅰ－4－5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
施策の概要	①「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進 ②各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援 ③人的、知的交流の促進		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)「中央アジア+日本」対話第2回外相会合の開催、小泉総理(当時)の中央アジア訪問、経済作業部会の立ち上げ、第2回「東京対話」の開催等を通じ、日本と中央アジア諸国の対話と協力の促進という目標に向け格段の進展があった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  中央アジア地域は、ロシア、中国、アフガニスタン、中東等に囲まれる地政学的位置と豊富なエネルギー資源の存在から、その安定がユーラシア大陸全体、ひいては国際社会の安定と繁栄にとって重要である。中央アジア地域の安定的発展のためには、各国の市場経済化を進めつつ、テロ、麻薬、輸送、水・エネルギー資源の有効活用、貿易、環境保全など各国の個別の取組だけでは解決が困難な共通の課題に対処すべく、地域内協力を促進していく必要がある。我が国としては、中央アジア各国と二国間関係の強化に努めつつ、これに加えて地域内協力の促進等を目的に中央アジア全体との対話と協力を進める必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1)平成18年6月1日の麻生外務大臣による政策スピーチ「中央アジアを「平和と安定の回廊」に」の発表により、日本の対中央アジア外交の3指針を内外に向け有効に打ち出すことができた。                  (2)平成18年6月5日、「中央アジア+日本」対話第2回外相会合を東京で開催し、「行動計画」に署名したことで、中央アジア諸国と日本の今後の協力の具体的方向性を有効に打ち出すことができた。                  (3)平成18年8月、小泉総理(当時)は、日本の歴代現職総理として初めて中央アジアを訪問し、日本として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を内外に有効に明らかにすることができた。                  (4)平成18年12月、上記(2)の「行動計画」に基づき、「経済作業部会」をタジキスタンで開催し、地域横断的プロジェクトに官民合同で取り組む可能性につき有効に協議することができた。                  (5)平成19年1月開催の、第2回「中央アジア+日本」知的対話(東京対話)では、地域のエネルギー問題につき提言を行うことで、有識者の知見を有効に政府間対話にインプットすることができた。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  「中央アジア+日本」対話第2回外相会合、小泉総理(当時)の中央アジア訪問というハイレベルの施策を短期に連続して実施したことにより、我が国として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を、この上なく効率的に示す事ができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  平成18年6月に開催された第2回外相会合において署名された「行動計画」に基づき、具体的な地域内協力案件の形成・実施に努めていく。また、各国との幅広い分野での対話・交流に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること  <b>【目標の達成状況】</b>                  評価の切り口1：「中央アジア+日本」対話の進展状況                  「中央アジア+日本」対話第2回外相会合において、地域内協力の促進、ビジネス振興をはじめ日本と中央アジア諸国との具体的協力につき記した「行動計画」に署名。                  評価の切り口2：各国との対話の進展状況                  「中央アジア+日本」対話第2回外相会合の東京開催、その際の各国外相との会談、小泉総理(当時)の日本の現職総理として初の中央アジア訪問をはじめとして、種々のレベルでの政治対話や協議を活発に行なった。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	「中央アジア+日本」対話の推進等を通じた中央アジア・コーカサス諸国との関係強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省中東アフリカ局中東第一課

<p>施策名</p>	<p>中東和平実現に向けた働きかけ <small>(政策評価書〔評価シート版〕 151頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ．地域別外交 Ⅰ－5 対中東外交 Ⅰ－5－1 中東和平実現に向けた働きかけ</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>(1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ (2) 対パレスチナ支援 (3) 信頼醸成措置</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 平成18(2006)年7月に小泉総理(当時)が中東地域を訪問した際に、オルメルト・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけるとともに、中長期的な課題として、地域協力を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を得た。 (2) 平成19(2007)年3月に、第3回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催し、イスラエルよりパレスチナ副首相、パレスチナよりエラカートPLO交渉局長、ヨルダンよりカスラウィ国王特別顧問、我が国からは有馬政府代表、立山防衛大学校教授の他、学識経験者、経済界等から有識者が参加した。また、この機会に「平和と繁栄の回廊」構想の4者協議閣僚級会合を開催した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいえるべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。 (2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。 (3) 紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、(1) 小泉総理(当時)からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生大臣のイニシアティブで同構想4者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、(2) 同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、(3) イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考え。また、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 中東和平の実現へ貢献すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：我が国の具体的取組と各国等の評価 平成18(2006)年度は、小泉総理(当時)が中東地域を訪問し、オルメルト・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけた。また、「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を得た。さらに、第3回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催したほか、「平和と繁栄の回廊」構想の4者協議閣僚級会合を開催した。 各国等の評価としては、オルメルト・イスラエル首相より、日本の中東和平への関与を歓迎、中東には日本への深い信頼感があるとの発言があり、アッバース・パレスチナ大統領より、日本の長年に亘るパレスチナ支援に感謝している、その支援分野はインフラや人材育成、雇用や環境など多岐に亘っているとの発言があった。また、アブドゥラー・ヨルダン国王より、日本は中東地域において誠実な仲介者で公正な立場をとるなど非常に尊敬されている、中東の平和と安定に向けて日本と協力していきたいとの発言があった。このほか、中東諸国や欧米諸国など、我が国の中東和平への取組に対する高い評価と期待が累次表明されている。</p>		
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	中東、アフリカ等における平和の定着の推進
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・定着の推進
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	一方、我が国は、イスラエル、アラブの双方から信頼を集める数少ない国の一つです。その立場を活かし、イスラエルとパレスチナの共存共栄、和平実現のため、献身しなくてはなりません。わけても我が国が提案した「平和と繁栄の回廊」構想とは、域内の協力を通じ、ヨルダン渓谷の開発を図るアイデアです。本年は一步でも、その実現に近づけていきます。この際、対話による和平を求めるアッバース・パレスチナ暫定自治政府大統領を、支援してまいることを申し添えます。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 中東アフリカ局 中東第二課

施策名	政策体系上の位置付け		
<p>イラクの平和と安定のための支援 (政策評価書〔評価シート版〕 155頁)</p>	<p>基本目標Ⅰ. 地域別外交 Ⅰ-5 対中東外交 Ⅰ-5-2 イラクの平和と安定のための支援</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>(1) イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助（ODA）を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。 (イ) イラク特措法に基づき、サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成18年7月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週4回から5回程度運航しており、バグダッドへの運航（平成18年7月31日開始）として概ね週1回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航（平成18年9月6日開始）として概ね週1回程度、空輸を実施している。 (ロ) ODAによる支援では、平成15（2003）年のモドリッド会合で、最大50億ドルの支援等を表明している。そのうち15億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35億ドルの円借款については、既に10件（約21億ドル）分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内8件（16億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。 (ハ) また上記50億ドルに加え、平成19年2月23日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野（BHN）、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額1億450万ドルの支援（緊急無償）を決定した。 (2) イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成19年3月に来日したハーシミー副大統領（スンニ派）、同4月に来日したマーリキー首相（シーア派）にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した他、3月25日から31日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘し、「国民融和セミナー」を開催した。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標達成に向けて一定の進展があった。」 (理由) 治安、内政等のイラク国内事情による制約がある中、我が国をはじめとする支援国の協調の下、国民議会の招集を経て平成18年5月にイラク新政府が発足した。また、同政府は情勢打開に向け治安対策等様々な取組を行っている。引き続き、治安情勢が厳しいことは事実であるが、我が国が集中的に取り組んでいる施策については、目標に向けて一定の進展があったものと評価できる</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 我が国は原油輸入の9割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第3位のイラクの平和と安定は、中東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安面についても厳しい情勢が続いているものの、新政府発足をもって安保理決議1546に定められた政治プロセスは完了した。このような進展は、イラク一国のみでは不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及びODAによる支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟ってイラクの平和と安定に寄与していると考えられる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ行う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策としてとられた手段は適切かつ効率的である</p> <p><b>【今後の方針】</b> イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治プロセス完了後の情勢に留意する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> イラクの復興へ貢献すること <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献 自衛隊による人道復興支援、50億ドルのODA、60億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマーリキー首相来日の際の働きかけ）等、積極的な取組を実施。これらに加え、平成19年2月にはイラク・コンパクト実施のために1億ドルの追加支援を行った。</p> <p>評価の切り口2：二国間関係の強化の状況 麻生大臣のイラクを訪問、ハーシミー・イラク副大統領、マーリキー・イラク首相が来日するなど、頻繁に要人が往来するなど、積極的に取り組んできた。</p>		
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・定着の推進
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	中東、アフリカ等における平和の定着の推進
	第165回国会施政方針演説	平成18年9月29日	第165回国会施政方針演説 「イラクにおいて、陸上自衛隊が一人の犠牲者も出すことなく人道復興支援活動を遂行したことは、歴史に残る偉業であり、厳しい環境の中、汗を流した自衛隊員を、心から誇りに思います。引き続き、航空自衛隊の支援活動やNGOとも連携した政府開発援助により、イラクの復興を支援してまいります。」
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	第166回国会施政方針演説 「世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動やNGOとも連携したODAの活用により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省

中東アフリカ局

中東第二課

<p>施策名</p>	<p>アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援  (政策評価書〔評価シート版〕 159頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅰ. 地域別外交 Ⅰ-5 対中東外交 Ⅰ-5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援</p>
<p>施策の概要</p>	<p>アフガニスタンの安定は、国際社会の安定と繁栄に資するとの観点から、我が国は、平成13（2001）年のタリバン政権崩壊以降、平成14（2002）年1月の東京でのアフガニスタン復興支援国際会議の開催、平成15（2003）年の「アフガニスタンの平和の定着に関する第1回東京会合」の開催、平成18（2006）年7月の同第2回会合等で、国際社会全体としてのアフガニスタンへの復興支援をとりまとめたほか、平成16（2004）年3月のベルリンのアフガニスタンに関する国際会議でドイツとともに共同議長を務めるなど、アフガニスタンの平和と復興に向けて積極的に貢献してきている。また日本が主導した元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）は平成18（2006）年6月末に完了したが、約6万人を対象とし、際だった成果を上げた。平成13（2001）年9月から平成19（2007）年3月までの支援額は約12億ドルに上る。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、平成18（2006）年5月2日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足し、避難民の帰還、教育や医療の改善、インフラ整備など、進展もみられる。我が国の平和の定着を念頭に置いた各種支援はこれに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人よりの我が国支援に対する評価は高い。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の平和・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する（2003年15.7%、2004年8.0%、2005年13.8%（世銀））など2001年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安や和平プロセスの進展に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）及びそれに引き続く非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。アフガニスタンの安定のためにも、引き続き支援が必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> アフガニスタンの復興へ貢献すること <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：アフガニスタンの安定への我が国の貢献 これまでに12億ドル以上のODAを通じ積極的な支援を実施した。平成18年度においてはDIAG支援、地方総合開発、麻薬対策、空港ターミナル建設計画、幹線道路整備計画、「平和の定着に関する第2回東京会合」開催等の支援を実施した。</p> <p>評価の切り口2：二国間関係の強化の状況 スパンタ外相、カルザイ大統領、スタナクザイ大統領顧問が来日した他、関口外務大臣政務官が総理大臣特使として訪問するなど活発な要人往来が行われた。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・定着の推進
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	中東、アフリカ等における平和の定着の推進
	第166回国会施政方針演説	平成18年9月29日	「世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動やNGOとも連携したODAの活用により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省中東アフリカ局中東第一課

<p>施策名</p>	<p>中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大  <small>（政策評価書〔評価シート版〕 163頁）</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅰ：地域別外交                  Ⅰ－5 対中東外交                  Ⅰ－5－4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 中東諸国との交流・対話の深化・拡大                  (2) イスラム世界との交流・対話の深化・拡大                  (3) 我が国の立場と支援姿勢の積極的広報</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  （理由）                  (1) 平成18年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。また、これらセミナーの開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。                  (2) 平成19年2月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。                  なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、まず中東諸国との対話の深化・拡大として、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力（政策としての対話事業）が考えられる。また、より中長期的な観点から有識者間の相互理解の浸透を図るための対話努力（知的対話事業）の一環として、イスラム世界との対話の深化・拡大という方途も有効である。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。                  「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の国々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを直に人々の間に根付かせていく必要がある。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  「日・アラブ対話フォーラム」第4回会合を平成18年5月に東京で、「イスラム世界との文明間対話」セミナー第5回会合を平成19年2月に東京で開催し、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が大規模に行われ、参加者間の相互理解が深化したことにより、施策の目標に向けて進展があったことは手段が適切であったことを示している。                  また、広報についても、日常の談話発表、ホームページ広報に加えて、定期的に外務本省幹部から記者団、外交団へのブリーフを実施したり、さらには平成18年度は大臣が中東政策スピーチを実施するなど、我が国の中東外交政策を効果的に広報する方策を多く実施し、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  本件施策については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大により中東における我が国の存在感を拡大すること  <b>【目標の達成状況】</b>                  評価の切り口1：中東・イスラム諸国の交流・対話の拡大の状況                  平成18年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が活性化され、対話を深化させ、ネットワークを拡大させることができた。                  評価の切り口2：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報の状況                  平成19年2月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	中東、アフリカ等における平和の定着の推進
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	中東等エネルギー供給国との関係強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省中東アフリカ局アフリカ第二課

<p>施策名</p>	<p>TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 172頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I. 地域別外交 I-6 対アフリカ外交 I-6-1 TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) TICADプロセスの着実な推進と制度化 TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催（平成19年3月）、TICAD-AATIC（アジア・アフリカ貿易投資会議）（平成16年度）、TICAD平和の定着会議（平成17年度）のフォローアップ。</p> <p>(2) 我が国の対アフリカ協力の基本方針に基づく包括的な支援の推進 TICADⅢ以降、「平和の定着」、「経済成長を通じた貧困削減」、「人間中心の開発」を我が国の対アフリカ開発政策の三本柱と位置づけ、アフリカ向けODA事業や各種施策の計画、実施に反映。</p> <p>(3) パートナーシップの拡大(南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進) TICADプロセスにおいて、アフリカ開発のパートナーとしてアジア諸国を重視し、アジアの経験のアフリカへの伝播を推進。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 平成19年2月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催及び同年3月のTICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催は、アフリカ諸国の自助努力及び国際社会のパートナーシップ（連携）に基づく持続可能なアフリカ開発を推進する上でもっとも時宜にかなったものであるとし</p> <p><b>【施策の必要性】</b> アフリカには、貧困、紛争、感染症など21世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中して存在している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について開かれた場で、包括的に政策対話を行う場としてのTICADの必要性は大きい。我が国としてもTICADプロセスを主導することにより、世界の4分の1以上を占めるアフリカ53か国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実。 (2) TICADプロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力（オーナーシップ）と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組をすすめることは非常に有意義。 (3) また、TICADプロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向けODA事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。 (4) アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 平成18年度における活発な要人往来や平成19（2007）年2月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催、同年3月のTICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催時に、アフリカ諸国をはじめ、関係国、国際機関等から我が国のTICADプロセスを通じたアフリカ開発支援に対する謝意が寄せられ、またこれら会議のテーマ・取組が非常に時宜にかなっているとの評価がなされ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 平成20（2008）年のTICAD IV開催に向け、平成17年度に表明した対アフリカ支援策を着実に実施するとともに、同会議開催に向けた準備プロセスを加速させ、更なるTICADプロセスの推進を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> TICADプロセスを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：アフリカ開発に対する我が国の貢献と具体的成果

(1) 時宜にかなったアフリカ開発のテーマに焦点を当てた閣僚会議等関連会合を開催し、75カ国（うちアフリカ45カ国、アフリカから23名の閣僚級が参加）の参加を得て議論を深めるなど具体的成果があった。

(2) 平成17年にアジア・アフリカ首脳会議で小泉前首相が発表したアフリカ支援策を着実に実施し、TICADⅢで打ち出した「平和の定着」「経済成長を通じた貧困削減」「人間中心の開発」という三つの支援重点分野にそれぞれ具体的成果があった。

(3) アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催を通じてアジア・アフリカの多くの民間企業向けに商談の機会が提供されるなど、具体的アジア・アフリカ協力が推進された。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交 (2) 世界の貧困削減と成長等への貢献 ●ODAの戦略的拡充（(中略) 今後3年間で対アフリカODAを倍増）
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	◇アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 地域外交における幅の拡大 ●イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・英着の推進 ●アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発への協力の推進

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 中東アフリカ局 アフリカ第一課

施策名	G 8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 176頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標 I 地域別外交 I-6 対アフリカ外交 I-6-2 G 8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化		
施策の概要	<p>(1) マルチの国際的枠組みにおける議論への貢献 G 8プロセスでのアフリカに関する議論（G 8アフリカ問題首脳個人代表（APR）を通じたものを含む）、アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（APF）、国連安保理でのアフリカ問題の議論への貢献等。</p> <p>(2) マルチの国際的枠組みでの具体的取組 G 8アフリカ行動計画のレビュー及び着実な実施。国際社会の対アフリカ支援への積極的協力。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 従来からの対アフリカ支援の着実な実施、平成18年の新施策の実施等を通じ、アフリカにおける平和・安定、経済社会開発の促進に貢献した。また、G 8サミット、フランス・アフリカ首脳会議等、先進諸国との意見交換の場において積極的にアフリカ問題に関する議論に参加し、各国との協力関係を強化した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 紛争や難民、貧困や感染症等のいわゆる「アフリカ問題」は、国際社会全体の課題となっており、我が国も国際社会の責任ある一員として同問題の解決に貢献する必要がある。また、感染症やテロ等は、我が国にも影響が及びうる問題であり、適切に対処する必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を効果的・効率的に促進するためには、他の先進諸国や国際機関との対話・協力の下、国際社会が一体となって対アフリカ支援に取り組むことが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 平成17年は国際社会の注目がアフリカ問題に集まったいわゆる「アフリカの年」であった。この機運をとらえ、平成18年度も引き続き我が国が積極的に国際的マルチの枠組みにおいてアフリカへの協力の強化の姿勢を示したことは、国際社会全体のアフリカ問題への取組を持続・促進させることにもつながることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 国際的枠組みでの対話・協調の継続及び新施策等の着実な実施。平成20年開催予定のTICADIV、G 8サミット日本開催に向け国際社会の関心を高めていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> (1) アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を促進すること (2) アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係を維持・強化すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：アフリカへの協力における他の先進国等との協調状況 G 8サントペテルブルク・サミットにおけるアフリカ問題の議論への積極的貢献をはじめ、仏政府主催のアフリカ・フランス首脳会議に域外国として初めて参加する等、対アフリカ協力に関する他の先進国等との関係を着実に強化することができた。 評価の切り口2：アフリカにおける平和の安定、経済社会開発に対する我が国の貢献状況 平成18年度は、「アフリカの年」であった平成17年に高まった国際社会のアフリカへの関心を維持し、その成果を確かなものとするために各種イニシアティブを打ち出すとともに、過去に打ち出してきた施策を着実に履行した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月20日	(前略) テロとの戦い、貧困の克服、感染症対策など国際社会が抱える問題に対して、ODAの戦略的活用や人的貢献により、日本も積極的に協力してまいります。(後略)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	(前略) 3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (略) (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応 (略) ・ ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化 (MDGs達成への貢献(2007年までにアフリカ向けODA倍増、2009年までにODA事業量100ドル積み増し等) (後略)
平成18年度重点外交政策	平成17年8月	(前略) 多国間の枠組み (G8、WTO、OECD等) での積極的貢献 (後略) 他	

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省 中東アフリカ局 アフリカ第一課

施策名	アフリカとの重層的な交流の実施 (政策評価書〔評価シート版〕 179頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標1 地域別外交 I-6 対アフリカ外交 I-6-3 アフリカとの重層的な交流の実施		
施策の概要	<p>(1) 各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 各種招聘や交流事業を積極的に活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。</p> <p>(2) 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 大統領選挙や国際会議等の機会をとらえ、政治レベル・事務方レベルともに、機動的・戦略的なアフリカ訪問を実施。</p> <p>(3) アフリカ関係広報活動の積極的な推進 アフリカンフェスタの実施や各種イベント等を通じてのアフリカとの文化交流の促進。パンフレットの作成</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、例年になく緊密な要人往来、国際会議での会談等を通じて、様々なレベルで会談・意見交換が行われ、各二国間関係にとどまらず日・アフリカ関係の強化、及び相互理解が深まった。これらを通じて我が国の立場への支持や共感が示される等一定の成果が得られた。 (2) 日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、官民様々なレベルでのアフリカ関連イベントの開催などを通じ、平成17年来日本国内ですでに高まっていたアフリカへの関心を下敷きにして当初の予想以上に成果が得られた。アフリカンフェスタの入場者数、及び内閣府実施の外交に関する世論調査（平成18（2006）年10月）での「アフリカ諸国に親しみを感ずる」人の割合はいずれも過去最高を更新した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 日・アフリカ間の交流推進により増進される相互理解・相互信頼は、日・アフリカ関係の基盤として重要である。特に、アフリカは地理的・歴史的な距離から人物交流・文化交流を始めとする様々なレベル・分野での交流が比較的少なく、なじみの薄い地域であるが、アフリカ諸国は、近年日本外交にとっての重要性を増しており、積極的な交流を推進することが不可欠である。 また、文化交流や広報活動を通じて、国内でのアフリカへの関心・理解及び我が国の対アフリカ政策への支持が適切なレベルに維持されることは、政府が適切な対アフリカ外交を進めていくために不可欠である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 要人往来等の政府レベルの交流活動に加え、民間レベルでの文化・人物交流等の実施、アフリカンフェスタの実施や関係広報活動の推進といった様々な分野、レベルにおける重層的な相互交流により、日・アフリカ間の相互理解や日本の対アフリカ政策への支持が高まり、それによって、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保や日本国内におけるアフリカへの関心を更に高めることが可能である。 特に、平成17年は大規模な国際会議が相次いでアフリカに焦点を当てた「アフリカの年」であったことに加え、愛知万博の開催に伴ってアフリカ文化が多数紹介されたことにより、国内のアフリカに対する関心がこれまでになく高まっている状況で、平成18年度は本件施策が特に有効であった。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 日本国内でこれまでになくアフリカに対する関心が高まっている状況下において、限られた投入資源により、大きな成果を得ることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 平成20年開催のTICADIVに向け、現在高まっている日本国民のアフリカへの関心を更に深化させ、かつ高めていくため、国内における積極的な広報及びより効果的な要人往来の実施を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：アフリカ諸国の対日友好協力姿勢の状況 平成18年度には元首級10カ国を含む多くのアフリカ要人が訪日した他、小泉総理（当時）のアフリカ訪問をはじめとして我が国要人も例年になく多くのサブサハラ・アフリカの国を訪問した。このような交流の緊密化により、アフリカ諸国との対話が継続・促進され、我が国に対する支持や友好関係を確認する発言が相次いだ。 評価の切り口2：日本国内でのアフリカへの関心の度合い 平成18年度には小泉総理（当時）のエチオピア、ガーナ訪問に伴う主要メディアによる国内報道や、アフリカの文化を紹介するイベントが各地で相次いだこと等の影響もあり、我が国国内でのアフリカへの関心はこれまでになく高まった。（例年実施しているアフリカンフェスタでは、過去最高の6万9,000人の来場者あり）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省総合外交政策局政策企画室

施策名	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 (政策評価書〔評価シート版〕 193頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標II.1 分野別外交 II-1 国際の平和と安定に対する取組 II-1-1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案		
施策の概要	<p>(1) 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（（財）日本国際問題研究所（国問研）、英国国際戦略問題研究所（IISS）等）との連携強化</p> <p>(2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった」 (理由) 平成18年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、外部有識者とのより積極的な連携強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 我が国を取り巻く国際環境が大きく変わり、国際社会の中で日本の占める地位や役割は飛躍的に増大してきており、我が国が自らの考えと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること）を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることから、重要であり、有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた予算と人的資源の中、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書作成など、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も更に強化して実施していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 有識者との意見交換及び研究成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：知見の蓄積を目的とした委託調査の実施、会合の実施 時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の有識者との有機的かつ積極的な連携強化が図られた。 評価の切り口2：対外発信事業の実施 大臣の政策スピーチ、外交青書の作成などを通じ、外交政策の対外発信を戦略的に実施することができ</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	特になし		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省総合外交政策局安全保障政策課

<p>施策名</p>	<p>日本の安全保障政策に関する外交政策 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 196頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ：分野別外交 Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組 Ⅱ-1-2 日本の安全保障政策に関する外交政策</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障の多国間の枠組みであるASEAN地域フォーラム（ARF）を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動は困難であることなどを踏まえ、自衛隊による人道復興支援活動等を実施する。また、インド洋でテロリスト捕捉のための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、インド洋において自衛隊艦船によるコアリション艦船への給油活動等を実施する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること 我が国は、第13回ARF閣僚会合を始めすべてのARF関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標のために進展があったと言える。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること 自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標に向けて進展があったと言える。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること 依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。なお、ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> (1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。</p> <p>(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。</p>	

**【今後の方針】**

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF機能強化のための貢献、予防外交への取組促進のための貢献、ARFの機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【施策の目標】**

(1) アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

(2) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：ARFや各国との安保対話を通じた我が国の具体的活動  
 アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場であるARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、災害救援、海上の安全等域内各国にとって共通の課題となっている事項についてキャパシティ・ビルディングに関する議論、机上訓練等「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうしてARFが着実に前進している中、我が国は第13回閣僚会合を始めすべての関連会合等に参加してきている。さらに、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行っている。

評価の切り口2：人的貢献の結果（成果）とこれに対する内外の評価

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、サマーワを中心とした医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等に当たっていた陸上自衛隊については、平成18年7月、活動目的を達成したとしてその活動を終了した。航空自衛隊については、従来の多国籍軍への支援を継続するとともに国連への支援も行うこととし、クウェートを拠点にイラク国内のアリ（タリル）、バグダッド及びエルビル間で空輸支援を実施している。こうした自衛隊の活動について、国連、イラク、米国等の要人から謝意が表明されている。

(2) テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油支援活動により、インド洋において海上阻止活動を実施している11か国に対し、合計約47万キロリットル以上の給油を実施してきている（平成19年3月現在）。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン等の要人から謝意が表明されている。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	東アジアにおける安定的な外交関係及び安全保障環境の維持強化(・・・) イラク、アフガニスタン、パレスチナ、スーダンなど中東、アフリカ等における平和の構築・定着の推進
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	世界全体の平和のためには、中東地域の平和と安定は不可欠であり、我が国の国益にも直結します。依然厳しい状況が続くイラクについては、航空自衛隊の支援活動・・・により、我が国としてふさわしい支援を行ってまいります。アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。
	第166回国会外交演説	平成19年1月26日	航空自衛隊の活動が続くイラクでは、治安の改善が最優先課題です。・・・イラクに対する支援は決して惜しみません。国際社会が実施するイラク支援にも、積極的に関与していくことは当然の責務です。アフガニスタン・・・とその周辺地域では、国際テロの脅威を除去、抑止する取組が続いています。テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の支援活動を含め、協力を続けてまいります。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省総合外交政策局国際平和協力室

<p>施策名</p>	<p>国際平和協力の拡充、体制の整備 <small>(政策評価書 [評価シート版] 201頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標II. 分野別外交 II-1 国際の平和と安定に関する取組 II-1-3 国際平和協力の拡充、体制の整備</p>
<p>施策の概要</p>	<p>宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等のバランスを考慮しつつ、和平プロセスの促進（調停・仲介を通じた和平プロセスの促進、選挙支援など）、国内の安定・治安の確保（国連PKOなどによる国内の安定・治安の確保、国内治安制度の構築、対地雷・不発弾処理、DDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）、人道・復興支援（難民・国内避難民の帰還・再定住支援、ライフラインの復旧）等のために、国連PKOをはじめとする国際社会の取組、ODA、NGOなどを多角的に組み合わせた支援を行い、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。 同時に、我が国の有する政策手段や国際社会の潮流を包括的にフォローし、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進（含む平和構築分野の人材育成）を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 国際平和協法力に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、コンゴ（民）、スリランカといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、近年希に見る程多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。 (2) 国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、外務省のイニシアティブの下でのパイロット事業（予算：約1億8千万円）を平成19年度から立ち上げる旨提唱し、その実施に向けた諸準備を具体的な形で進めることができた。また、首脳レベルにおいても、東アジア地域協力のための我が国の具体的取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を表明し、これを受け、内閣官房を中心とした関係省庁連絡会議を立ち上げ（平成18年12月）、検討を進め</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。 (2) 近年我が国は、東ティモール、スリランカ、アフガニスタンへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせることで実施していくことが有効である。 また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 国際社会における平和構築への関心の高まりに対応するため、我が国の平和構築政策の実施とその体制整備の更なる強化・促進を図る。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化に係る具体的な成果

従来からのゴラン高原におけるUNDOFへの要員派遣の継続に加え、数多くの紛争案件に対し、多様な支援を実施することができた。

評価の切り口2：国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る具体的な措置

国際平和協力懇談会（座長：明石康元国連事務次長）の報告書（平成14年）、人材育成検討会（平成16年）、国際平和協力調査員制度の導入（平成17年）以降、平和構築分野における人材育成の推進に向け、各種取組を具体的に推進した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	日本の国際貢献等を担う層の拡充（外部人材の育成・活用を含む） 平和構築等日本の国際貢献に係る人材の育成・啓発 国際平和協力への積極的な取組（PKO、選挙監視等）
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	国際社会の平和と安定に向けた取組 国際平和協力への積極的な取組（PKO、選挙監視等）
	第166回国会 総理施政方針演説	平成19年1月	(主張する外交) 平和への貢献など人類共通の課題についての連携を更に深めています。
	第166回国会 外務大臣外交演説	平成19年1月	(近隣諸国との関係強化) ASEAN諸国のうち、我が国の伴走を必要とする国々に対し、民主化と、平和構築を助けてまいります。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省総合外交政策局テロ対策協力室

<p>施策名</p>	<p>国際テロ対策協力 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 206頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標II. 分野別外交 II-1 国際の平和と安定に関する取組 II-1-4 国際テロ対策協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>テロの発生や予言が多岐にわたる複雑化する傾向にある中、国際テロを防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し息の長い取組を継続することが重要との考えの下、我が国は、①国内テロ対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国のテロ対処能力向上支援を掲げ、積極的に国際社会においてテロ対策の強化に取り組んでいる。 特に途上国に対するテロ対処能力向上支援、テロ防止関連諸条約締結促進の働きかけ、テロ対策特措法に基づく実地的な協力を行いつつ、国連やG8等の枠組みを通じた国際テロ対策の強化に取り組んでいる。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) テロリストは、現在、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えて活動している。我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となつてはならないという立場から、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODAを活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施しているが、テロ対策関連セミナーへの研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・体験を共有し、参加国のテロ対処能力向上に貢献した。また、各国のテロ対策への取組、課題を克服しようという意思も強化されてきており、我が国の継続的取組が一定の成果を挙げていることを現していると言える。 また、国連、G8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実行的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献していると言える。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場であり、国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やG8、APEC等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。また、外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODAを活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> テロリストの国際的な活動が確認される中、いかなる国もテロ対策の抜け穴となつてはならず、かかる観点から、我が国が、途上国等のテロ対処能力向上支援を実施することは、必要かつ不可欠である。 国際テロ対策においては、①より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、②より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の2点が重要である。 前者に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成が必要となる。 後者に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。 また、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠であり、国連やG8、ASEANの多国間、日米豪や日トルコ等の二国間等の協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた予算・人的投入資源の中で、講ずるべき施策に優先順位を付け、国際テロ対策協力において特に重要と考えられる事業を実施した。特にCBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロセミナーは対象国のみならず、他の先進国からも高い評価を受け、また、日ASEANテロ対策対話はASEANとの間でテロ対策を正面から取り上げた初めての協議としてテロ対処能力向上支援について日ASEAN間で有意義な対話が行われた。他、各種テロ協議において、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整を行うことができたことは、今年度の施策が適切であったことを示している。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 前年度に引き続き、自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。</p>	



	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【施策の目標】 国際テロ対策に貢献すること</p> <p>【目標の達成状況】 評価の切り口1：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の実施 我が国の繁栄と安全にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODAを活用しつつ、研修員受入、専門家派遣、機材供与等の支援を実施し、途上国等の研修員がテロ対策関連セミナーに参加する等国際テロ対策に貢献した。 評価の切り口2：国際的なテロ対策協力の強化 二国間、多国間のテロ対策協議を通じて協力の強化が行われ、国際テロ対策に貢献した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等をはじめとする多様化する危険・危機への対策強化</li> <li>・テロとの闘い、軍縮・不拡散分野（イランの核問題の平和的解決を含む。）における主導的な取組</li> </ul>
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本を巡る安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の多発など、大きく変化しています。</li> <li>・アフガニスタンとその周辺での国際的なテロの脅威を除去、抑止する国際的な取組に対し、引き続き協力してまいります。</li> </ul>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：外務省総合外交政策局国連企画調整課・国連政策課

<p>施策名</p>	<p>国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 210頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標II. 分野別外交</p> <p>II-1 国際の平和と安定に関する取組</p> <p>II-1-5 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現</p>
<p>施策の概要</p>	<p>安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に理解を促進し、支持の拡大を図る。これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。また、安保理非常任理事国として、国際社会の平和と安全のために積極的に取り組む。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由) 戦後創られた国際連合を、二十一世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革を始めとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした我が国の取組は、改革の機運を高めることに貢献した。また、人権理事会、平和構築委員会といった現在の国際情勢の要請に応じた新たな機関が設置され、活動を開始したが、我が国はこれに積極的に協力した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>国連は、設立後60年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益をも実現していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論が我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を実現し、また国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を皆に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>国連改革の一環として、人権理事会及び平和構築委員会が設立された他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率(2.844%)の引き下げが達成された。また、安保理改革については、我が国は、改革に向けた機運の維持に貢献した。これらを踏まえると、我が国の施策は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。更に、平成20年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明したところ、同選挙での当選を目指す。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>国連において我が国の地位を向上させること及びそのことを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること。</p> <p><b>【目標の達成状況】</b></p> <p>評価の切り口1：安保理改革及びその他の国連改革の進捗状況</p> <p>国連改革の一環として設立された、人権理事会及び平和構築委員会が活動を開始し、我が国はこれらに積極的に参加している他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率(2.844%)の引き下げが達成された。安保理改革については、インド、ドイツ、ブラジルと共同で提案したG4決議案の経験を活かし、米国、中国、アフリカ等との一層の連携も図りつつ、幅広い支持が得られる具体案の検討を進めている。</p> <p>評価の切り口2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の具体的成果</p> <p>平成18年は我が国の国連加盟50周年に当たり、右を踏まえて、国連の活動及び我が国の国連政策に関して様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理改革ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者との連携も一層深めた。</p> <p>評価の切り口3：安保理非常任理事国としての我が国の具体的活動</p> <p>我が国は、平成17年1月から平成18年12月までの2年間、7年ぶり9回目の安保理非常任理事国に就任した。今回は特に安保理改革に向けた機運が高まる中で、国際の平和と安全の維持に係る各種の問題につき、我が国は積極的かつ独自の貢献・役割を果たせたと考えられる。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	我が国は、国際社会における地位に見合った貢献を行うべきと私は考えます。包括的な国連改革に粘り強く取り組み、安全保障理事会の常任理事国入りを目指します。
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安保理改革に向けた取組の強化</li> <li>・その他の国連改革(行財政改革等)の推進</li> <li>・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献</li> </ul>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省総合外交政策局国連企画調整課

<p>施策名</p>	<p>国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 214頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅱ 分野別外交                  Ⅱ-1 国際の平和と安定に関する取組                  Ⅱ-1-6 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>「国際機関等における邦人職員の任用に関する必要な措置をとること」（外務省組織令第28条第6号）を所掌とする外務省として、近年のグローバル化を背景にその責務の重要性が高まる国連等国際機関において、著しく少ない水準にある邦人職員について、その数の増加と質的向上（意思決定ラインにあたるポスト確保）を目指し、必要な施策を行うもの</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて進展があった。」                  （理由）                  成果重視事業としての目標（平成21年1月までの5年間で10%増（→ 671名））は、平成17年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。                  （1） 「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。                  （2） 国連等国際機関における邦人職員数（各年1月1日現在）が増加傾向にあり、平成19年には、676人に達している。  <b>【施策の必要性】</b>                  近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する国際機関職員の責務の重要性が高まっている。                  一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。  <b>【施策の有効性】</b>                  国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人 → 平成19年：676人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。  <b>【施策の効率性】</b>                  限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。                  なお、本件施策の実施に際して、予算執行の効率化・弾力化措置は講じていない。  <b>【今後の方針】</b>                  本件施策の目標については、上記外部要因の存在等から、一時的な達成を以て満足する性質のものではないことを十分に踏まえ、現在行っている事務事業を着実に継続実施していく必要があるが、当面、中長期的に邦人職員数の増加に有効と考えられる、アソシエート・エキスパート（AE）等派遣制度（国際機関勤務を希望する若手邦人を、外務省の経費負担で原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規採用への途を開くことを目的とした制度）の実施に必要な予算の確保を目指す。                  また、国際機関における幹部レベル職員のうち、特に選挙により選出されるポストを獲得する観点から、平成19年3月に常設の「選挙対策委員会」を設置しており、選挙対策に関する外務省としての基本方針、立候補する選挙の選定等に関する決定を行うほか、選挙戦略の策定、情報収集、候補者となる人材の  <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること  <b>【目標の達成状況】</b>                  評価の切り口1：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の状況                  国際機関人事センターHPへのアクセス件数自体は微増であるものの、メール配信サービスの配信件数及びロスター登録における登録件数は確実な増加傾向にある。                  評価の切り口2：国際機関における邦人職員数                  一貫して増加傾向にある。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
<p></p>	<p>平成18年度重点外交政策</p>	<p>平成17年8月</p>	<p>2. 自由で豊かな世界を目指す外交                  (3) 国連の機能強化のための改革推進                  国際機関の邦人職員増強</p>
<p></p>	<p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>平成18年7月</p>	<p>1. 日本外交の基礎体力の強化                  (2) 日本の国際貢献等を担う層の拡充（外部人材の育成・活用を含む）                  国際機関の邦人職員増強等、国際的意決定過程における日本のプレゼンスの強化</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部署名：外務省総合外交政策局人権人道課

<p><b>施策名</b></p>	<p>国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 218頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅱ．分野別外交                  Ⅱ－1 国際の平和と安定に対する取組                  Ⅱ－1－7 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>(1) 国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画                  (2) 人権対話及び人権協議を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけ                  (3) 社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加                  (4) 難民の本邦定住支援等のための事業の実施</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>                  「目標の達成に向けて進展があった。」                  (理由)                  (1) 我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、                  (イ) 国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した（人権理事会初代理事国としての活動、強制失踪条約（仮称）の採択・署名、障害者権利条約（仮称）の採択、国連総会「北朝鮮の人権状況」決議の前年に引き続いての採択等）。                  (ロ) 人権対話（インドネシア）及び人権協議（EU）を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。                  (ハ) 国連事務局の人権担当部門（国連人権高等弁務官事務所（OHCHR））や社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護、促進を目的とした各種基金（国連婦人開発基金（UNIFEM）、国連障害者基金、国連民主主義基金（UNDEF））の活動に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行った。                  (2) 国内における難民認定及びその定住策への支援状況については、                  (イ) 条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。                  (ロ) また、既に我が国に定住しているインドシナ難民及び同呼び寄せ家族に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として継続している</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  (1) 人権はすべての人間が生まれながらにして等しく有している権利であり、それ自身が保護・促進すべき普遍的価値である。また、国連憲章第1条は「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」を目的の一つとしているように、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務であり、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項である。国際社会においては、平成17（2005）年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18（2006）年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。                  (2) 国際社会において人権を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。平成18（2006）年11月に行われた麻生外務大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」においては、人権、民主主義をはじめとする普遍的価値の重要性を指摘し、普遍的価値を基礎とする豊かで安定した地域を形成することを、我が国外交の新たな機軸として掲げた。                  (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）が必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、国際社会において、人権を保護・促進するにあたっては、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。                  (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話及び人権協議等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。                  (3) 国連には、上記人権に関する国際フォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行うことも有効である。                  (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として、新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手法やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  日本外交の新機軸として、人権や民主主義といった普遍的価値に基づく外交の重視を強調した、平成18（2006）年11月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進する。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

国際社会における人権を保護し、促進すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1：国際社会の人権の保護・促進の状況

(1) 我が国は、国連の人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加を通じ、人権の保護・促進に向けて貢献した。

例えば、新設された人権理事会において、我が国は初代理事国（平成18（2006）年5月選出）として、同理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しているほか、平成18

（2006）年12月の国連総会において、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約（仮称）や障害者権利条約（仮称）が採択され、平成19（2007）年2月には、パリで開催された強制失踪条約（仮称）の署名式において署名（我が国より浜田大臣政務官が署名）を行った。また、上記国連総会においては、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が前年よりも多数の支持を得て採択されるなど、多国間の場において、国際社会における人権の保護・促進に向けて貢献した。

(2) 人権の保護・促進のため、二国間の対話を通じた相互理解の醸成も効果的な手段であり、インドネシアとの間で、初めて二国間の人権対話を行った（平成18（2006）年7月）。

(3) さらに、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を支援するため、同事務所への拠出を行った（平成18（2006）年度分として、約1千780万円を拠出）ほか、同事務所との協力を強化するため、アルプール国連人権高等弁務官を外務省賓客として招聘した（平成19（2007）年1月）。また、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的として、安保理公開討論や国際会議の場で、紛争下の児童の保護や平和の定着における女性の役割等につき積極的に発言を行ったほか、国連婦人開発基金（UNIFEM）

（平成18（2006）年度分として、7千843万円を拠出）、国連障害者基金（平成18（2006）年度分として、約569万円を拠出）、国際事実調査委員会（IHFFC）（平成18（2006）年度分として、約496万円を拠出）への拠出を行った。さらに、普遍的価値に基づく外交を重視する立場から、国連民主主義基金に対して、新たに1千万米ドル（邦貨11億1千万円）の拠出を決定した（平成19（2007）年2月）。

評価の切り口2：国内における難民認定及びその定住策への支援状況

(1) 条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施初年度である平成18（2006）年度は、19名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施。条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務でもあり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。

(2) また、インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成17（2005）年度限りで終了したが、既に我が国に定住している1万1千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後ともその施策を充実させつつ継続していく必要がある。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策、平成19年度重点外交政策	平成17年7月、平成18年7月	国際社会における人権の保護・促進
	第166回国会施政方針演説、第164回国会外交演説、平成18（2006）年11月の麻生外務大臣演説「自由と繁栄の弧をつくる」、第166回国会外交演説。	平成19年1月、平成18年1月、平成18年11月、平成19年1月	人権、民主主義をはじめとする基本的価値の重視

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省総合外交政策局国際組織犯罪室

施策名	国際組織犯罪への取組		政策体系上の位置付け
	(政策評価書〔評価シート版〕 224頁)		基本目標Ⅱ：分野別外交 Ⅱ-1 国際の平和と安定に関する取組 Ⅱ-1-8 国際組織犯罪への取組
施策の概要	<p>① 国際的な法的枠組み強化への貢献</p> <p>② 国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等における国際的な取組への参加・協力</p> <p>③ 人身取引撲滅のための国際協力の推進</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 国際的な法的枠組み強化への貢献については我が国の国連腐敗防止条約締結について国会承認が得られたこと、多様な国際的枠組の会合に積極的に参加し他国との関係構築を図ったこと、人身取引対策についても政府の施策が浸透しつつある点等があげられる。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化している。 (2) 国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、とりわけ、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、それぞれの刑事・司法制度にも差異が生じる。しかし、右に加え、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。 (2) 特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、G8等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし、もって国際社会が一致して防止・取締まりに取り組む観点からも有効である。 (3) 例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会、金融活動作業部会（FATF）等の取組により、国境を越える組織犯罪を防止するための措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進することとなり、ひいては、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。 (4) また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた資源の中、条約締結の国会承認、国際的枠組の会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった</p> <p><b>【今後の方針】</b> 我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：国際組織犯罪対策における国際協力の進捗状況 国連腐敗防止条約締結の承認（平成18年通常国会）や国連麻薬委員会における我が国提出決議案の全会一致採択（平成19年3月）など、国際的な法的枠組み強化への貢献や人身取引に関する政府協議調査団の派遣等を通じ、国際組織犯罪対策における国際的な協力に積極的に参加した。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交（抄） (5) グローバルな課題への対応 ・地球規模問題（・・・人身取引等の国際組織犯罪、・・・）の解決に向けた幅
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応（抄） ・その他の地球規模問題の解決に向けた幅広い外交努力 (主張する外交への転換）（抄） テロ対策特別措置法の期限の延長など、国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。
第165回国会所信表明演説	平成18年9月29日		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課  
生物・化学禁止条約室 不拡散・科学原子力課

評価実施時期：平成19年4月

<p>施策名</p>	<p>大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散  (政策評価書〔評価シート版〕 231頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け  基本目標Ⅱ. 分野別外交 Ⅱ-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 Ⅱ-2-1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散</p>
<p>施策の概要</p>	<p>北朝鮮・イラン等の核問題や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロのおそれが生じている状況の中、我が国及び国際社会の平和と安全の確保のためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性に鑑み、我が国は、核兵器については、NPT体制の強化、国連総会での核軍縮決議案の提出・採択、CTBTの早期発効に向けた働きかけ、IAEAの保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物兵器、化学兵器については、関連条約の普遍化、国内実施の強化等に貢献している。また、大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際的輸出管理レジームの強化、PSIへの貢献、域内の取組強化等を通じてそのための体制の強化に貢献している。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 後述の通り、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、CWC、BWC、IAEA追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成状況を踏まえ、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること。 <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：軍縮・不拡散体制の強化の状況及び我が国の貢献の状況 平成18年度は、例えば以下の通り、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その実現に際しては、我が国も積極的な貢献を行った。 (1) 毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案（平成18年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成22年（2010年）NPT運用検討プロセスの始動に向けたNPT日本セミナーの開催等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。 (2) 北朝鮮及びイランの不拡散上の問題について、我が国も積極的に議論に参加した結果として、一連の国連安保理決議が採択された。また、我が国は決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれらの問題に取り組むとともに、地域内における取組の強化に努め、特に我が国主催の第4回アジア不拡散協議等の機会を通じて主にアジア地域での同決議履行の対応を促進した。また、IAEA追加議定書の普遍化など不拡散体制の基盤を強化するための枠組みにおいても前向きな進展があった。 (3) その他、NSG、PSI、HCOC、生物兵器及び化学兵器禁止条約、核燃料サイクルへの取組、G8グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。</p>	



	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第164回国会外交演説	平成18年1月20日	・我が国は国連総会に対して1994年以来、毎年核軍縮決議案を提出してきました。昨年は同案に過去最多の支持を得て、軍縮・不拡散分野における我が国の果たす役割に、改めて思いを致したところです。イランの核問題も、平和的解決へ向け努めなくてはなりません。
	第166回国会外交演説	平成19年1月26日	・国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に取り組むことは、我が国が唯一の被爆国として、長年自らに課した使命の一つです。本年も意欲において、いささかも衰えるところはありません。 ・安保理決議第1718号の着実な履行が必要です。
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	軍縮・不拡散(イランの核問題の平和的解決を含む)における主導的な取組

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 4月

担当部局名：

外務省軍縮不拡散・科学部通常兵器室

<p>施策名</p>	<p>地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 238頁)</small></p> <p>政策体系上の位置付け                  基本目標II. 分野別外交                  II-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組                  II-2-2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 武器の取引や使用を規制する国際的な枠組の普遍化・強化への貢献                  (イ) 対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組                  (ロ) 小型武器等の非合法取引の防止に関する国連等の取組への貢献                  (ハ) 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組                  (2) 対人地雷・小型武器等に関する被害国への支援</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて進展があった。」                  (理由)                  (1) 国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案や、我が国が共同提案国となっている武器貿易条約決議案が採択された他、小型武器東京ワークショップを我が国が主催して成功を収める等、平成18年度には通常兵器に関する国際的枠組の強化において進展が見られた。他方で、国連小型武器行動計画履行検討会議では、我が国を含む諸外国の尽力にもかかわらず、国際社会による今後の小型武器問題への取組の方向性について定めた成果文書の作成には至らなかった。                  (2) また、対人地雷及び小型武器に関しては、現場におけるプロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急の課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1) 広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。                  (2) 対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  限られた人的・予算的資源の中、出席する国際会議を厳選し、各会議で提案・発言するとともに、プロジェクトを推進し、日本の主導的役割を国際社会にアピールしたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  武器貿易条約の検討過程への参加、小型武器及び特定通常兵器使用禁止制限条約の会議への準備、そのフォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  地雷や小型武器等に関する国際的枠組を普遍化・強化すること、既に非合法に埋設・流通しているこれらの武器について対応すること  <b>【目標の達成状況】</b>                  評価の切り口1：通常兵器（含む小型武器）分野における国際的な枠組の普遍化・強化の進捗状況                  (1) 対人地雷禁止条約（オタワ条約）に関しては、我が国よりアジア・太平洋地域の未締結国に加入の働きかけを行い、平成19年2月にはインドネシアが批准した。                  (2) 平成19年3月に我が国の主催で、各国の政府関係者、NGO、有識者等の参加を得て小型武器東京ワークショップが開催され、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づいて小型武器問題への取組を進めていくことの必要性が確認された。                  (3) 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）に関しては、我が国は、平成18年度に計3回行われた政府専門家会合と運用検討会議に代表団を派遣し、積極的な発言・提案及び意見交換を行った。</p>

評価の切り口2：対人地雷及び小型武器プロジェクトの実施状況

(1) 対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本NGO支援無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成19年2月現在32件のプロジェクトを支援(約30億円)している。具体的には、例えばアンゴラに対し、国家の地雷除去機関の能力向上を通じて、同国の地雷除去活動の促進を支援してきている他、スーダンに対し、犠牲者支援の国家戦略策定のための行政官等を対象としたワークショップ開催や地雷による犠牲者への職業訓練、及び個人やコミュニティを対象とした地雷回避教育活動の支援を実施している。

(2) 小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成14年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」(武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト)において、平成19年2月までに2万6000以上の小型武器及び8万8000以上の弾薬を回収した。また、平成18年には我が国を含む関係諸国・機関の支援により、新規プロジェクトとして「中央アフリカにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画」及び「コンゴ共和国における開発のための小型武器回収及び元兵士の社会復帰計画」が開始された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	年月日	記載事項(抜粋)
特になし		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室

評価実施時期：平成19年5月

施策名	原子力の平和利用のための国際協力の推進 (政策評価書〔評価シート版〕 247頁)			政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ. 分野別外交 Ⅱ-3 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力 Ⅱ-3-1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
	施策の概要 核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。新たな原子力技術の開発への貢献。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。原子力発電の国際的展開への協力。			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【評価結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 平成18年度は、これまで交渉が行われてきた二国間協定(日ユーラム原子力協定)交渉を終結させて締結手続まで完了すると共に、新たな二国間協定作成交渉の基盤を作った。また、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。</p> <p>【施策の必要性】 国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。</p> <p>【施策の有効性】 二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効。沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力発電を国際的に推進する上で有効。</p> <p>【施策の効率性】 二国間協定の署名及び締結、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カンントリー就任、核セキュリティ関連の国際会議開催及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【今後の方針】 平成19年度の国会承認に向けた、核テロリズムの行為の防止に関する国際条約及び核物質防護条約改正の国内調整を含む準備を強化する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【施策の目標】 IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること。</p> <p>【目標の達成状況】 評価の切り口1：放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施状況 国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られている。平成19年に実施された高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施された。 評価の切り口2：原子力平和的利用の多国間協力の推進 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約と核物質防護条約改正の早期締結に向けた進展や、核セキュリティに関するアウトリーチ活動（我が国及びIAEA共催による核セキュリティをテーマとした国際会議の実施、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」への参加）への参加等、一定の成果があった。 評価の切り口3：二国間協定締結への取組、右に基づく協力の推進等 日ユーラム原子力協定の発効、二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な実施等の成果があった。 評価の切り口4：原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく進展等</p>			
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成18年第166回国会 麻生 外務大臣外交演説	平成19年1月26日	中・長期的な視野に立った、安定的な資源エネルギー確保に努めるため、ロシア、アジア大洋州諸国、中央アジア・コーカサス諸国・・・との関係強化を通じ、輸入国とエネルギー源双方の多様化を図ります。	
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	経済安全保障の確保（エネルギー等）、テロとの闘い、軍縮・不拡散分野における主導的な役割	

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度(平成18年度に実施した施策に係る) 政策評価書要旨

評価実施時期:平成19年4月

担当当局名:外務省 軍縮不拡散・科学部 国際科学協力室

<p>施策名</p>	<p>科学技術に係る国際協力の推進</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 251頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標II. 分野別外交 II-3 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力 II-3-2 科学技術に係る国際協力の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>日本の科学技術力に対する各国の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進することは、科学技術の発展とともに、我が国の外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、協定等を通じた二国間協力や、宇宙・核融合・大量破壊兵器不拡散等の分野における多国間科学技術協力を実施し、国際社会への貢献を目指す</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由) (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った。</p> <p>(2) 核融合分野においては、当面の課題であったイーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ活動実施のための協定等、関連諸協定の署名に至ることができた。</p> <p>(3) 国際科学技術センター(ISTC)では米、EU等他の支援国と協調し、安定的に支援を継続している。</p> <p>(4) 宇宙分野においては、国際宇宙基地(ISS)計画の進展や宇宙関連の国際ルール作りの議論に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成18年から5年間を対象とする我が国の第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げており、同計画策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われている状況を踏まえ、この面で外務省が果たす役割への期待も高まることが予想される。</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業やISS、統合国際深海掘削計画(IODP)など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)等の多国間協力、ISTCなど国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動開始を確保するための外交活動に積極的に取り組む。またISS計画の進展に向け関係国との調整を進めると共に、宇宙に係るルール作りにも関与する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>我が国及び国際社会の科学技術を発展させること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b></p> <p>評価の切り口1：二国間科学技術協力の各種枠組みを通じた対話と協力の実施状況</p> <p>平成18年度には、米国、英国、ドイツ、オーストラリア、ノルウェー、フランス等との間で会合を実施して各種分野の協力を議論した。</p> <p>評価の切り口2：イーター事業、ブローダー・アプローチ活動実施の進捗状況</p> <p>イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ活動実施の協定等に署名が行われた。</p> <p>評価の切り口3：ISS計画の進展確保及び宇宙に関する法的枠組み進展のための外交上の措置の実施状況</p> <p>ISS計画の実施及び宇宙に関する法的枠組み形成の議論において我が国の利益を確保するための外交上の取組を続けた。</p> <p>評価の切り口4：ISTCを通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況</p> <p>事務局経費の負担やプロジェクト経費への追加支出を行い、支援を継続して貢献した。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	特になし		

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省 経済局 国際貿易課  
 サービス貿易室  
 世界貿易機関紛争処理室  
 経済連携課

評価実施時期：平成19年 4月

<p>施策名</p>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 264頁)</small></p> <p>政策体系上の位置付け  <small>基本目標Ⅱ：分野別外交</small>                  Ⅱ-4 国際経済に関する取組                  Ⅱ-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争処理手続の活用等を行う。                  経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉を更に推進するほか、自由貿易協定等への対応についての政策的検討を推進し、可能な作業への着手を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)                  WTOドーハ・ラウンド交渉は一旦中断を迎えたものの、我が国からの働きかけもあり、平成19年1月には本格的に再開された。交渉の早期妥結に向け、我が国は包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。また、我が国はWTO紛争処理制度の下で多くの紛争案件に関与してきており、平成19年1月には米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、日本の主張をほぼ全面的に認める上級委員報告書が採択された。                  経済連携協定（EPA）については、日・フィリピンEPAと日・メキシコEPA追加議定書が平成18年9月に、日・チリEPAと日・シンガポールEPA改正議定書が平成19年3月に署名に至り、日・インドネシアEPAは平成18年11月、日・ブルネイEPAは平成18年12月にそれぞれ大筋合意に至るなど、目標は相当程度達成された。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  我が国はこれまでGATT/WTOの多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に寄与する望ましい方策である。加えて、WTO加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。                  また、WTO体制を補完する取組として、自由貿易協定（FTA）を含む経済連携協定（EPA）の推進も重要な課題となっている。                  我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、貿易・投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に構築することが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1) ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で重要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。                  (2) 近年、WTO加盟国数の中で途上国の割合が増加（150か国のうち約5分の4）しており、途上国の同意なくしてWTOの決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成17年12月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。                  (3) WTO紛争解決制度は、WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。                  (4) 我が国と各国のEPA交渉は着実に進展しており、WTOを補完する二国間／地域的な経済的枠組みが構築されつつある。                  (5) 日・マレーシアEPAが平成18年7月に発効し、発効後6か月間の両国間の貿易額は前年同期比で15.5%増加した。                  (6) 日・フィリピンEPAは平成18年9月、日・チリEPAは平成19年3月にそれぞれ署名に至った他、日・インドネシアEPAは平成18年11月、日・ブルネイEPAは平成18年12月にそれぞれ大筋合意に至り、現在署名に向けた条文確定作業等を進めている。また、湾岸協力理事会（GCC）との間では平成18年9月、ベトナム及びインドとの間では平成19年1月に第1回交渉を開催し、スイス及び豪州との間では、平成18年12月にEPA交渉を開始することに合意した。                  (7) 現在進行中のEPA交渉においても、高い水準の自由化を目指すとともに、投資、人の移動、知的財産／競争／政府調達等の分野のルールづくり、協力等を含む幅広いEPAを推進している。                  (8) EPA交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  限られた資源の中、我が国は主要国の一員としてWTOの交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。                  限られた資源の中、多数のEPAが署名または大筋合意に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部署名：外務省国際協力局多国間協力課

<p>施策名</p>	<p>人間の安全保障の推進  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 299頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅱ 分野別外交                  Ⅱ-5 地球規模の諸問題への取組                  Ⅱ-5-1 人間の安全保障の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国際社会における「人間の安全保障」の概念の普及のため、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げた他、シンポジウムや国際会議を開催、EUや欧州安全保障・協力機構（OSCE）等の人間の安全保障関連の各種会議に出席、協力した。また、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるため各国・機関に働きかけを実施した。</p> <p>「人間の安全保障」の実践のため、「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた支援を実施した。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった」</p> <p>（理由）人間の安全保障の関心国の拡大を目的に「人間の安全保障フレンズ」の立ち上げを主導した他、シンポジウムや国際会議を開催した。また、日・EU定期首脳協議の共同プレス声明、APECハノイ宣言等数多くの国際的フォーラムの採択文書、日ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。現場での人間の安全保障を増進するため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による具体的な事業を着実に実施した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会に同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係NGO等から高い評価を得てきている。</p> <p>したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場は未だ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。</p> <p>（1） 国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。</p> <p>（2） 「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。</p> <p>（3） シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。</p> <p>（4） 我が国のイニシアティブにより平成11（1999）年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等々々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。</p> <p>（5） 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等々々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的としたNGO等市民社会のプロジェクトの支援。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>国連、APEC等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>平成20年に我が国が主催するTICADIV、G8サミットに向けて、「人間の安全保障」の更なる普及に向けた取組、現場での同理念の実践に向けた取組の双方を強化する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっている地球規模の課題の解決に貢献すること。</p>



**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：「人間の安全保障基金」によるプロジェクトの承認・実施状況

「人間の安全保障基金」を通じた具体的な事業の実施が着実に進展した。平成18年度に決定したプロジェクト数は21件（アフリカ8件、東アジア1件、東南アジア2件、南アジア1件、中央アジア2件、オセアニア1件、中南米5件、中東1件）。プロジェクト総額は3千6百万ドル。

評価の切り口2：「人間の安全保障フレンズ」等を通じた人間の安全保障の普及

平成18年10月、我が国主導で、非公式・オープンエンドなフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げ、第1回会合をニューヨークにて開催。23カ国・8国連機関等が出席し、人間の安全保障への関心国拡大に貢献した。第2回フレンズ会合を平成19年4月に開催予定。

評価の切り口3：主要なフォーラム及び二国間関連文書における人間の安全保障への言及状況

日・EU定期首脳協議の共同プレス声明、APECハノイ宣言等数多くの国際的フォーラムの採択文書や日・ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。

評価の切り口4：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に基づくプロジェクトの実施状況

平成18年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1,212件、総額約107億円。対ウガンダ「カムリ県における井戸及び公衆トイレ建設計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を実施した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	2. 自由で豊かな世界を目指す外交 (2) 世界の貧困削減と成長等への貢献 ●「人間の安全保障」の推進
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応 ●「人間の安全保障」の推進

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省 国際協力局

専門機関課

	<p>国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 303頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標II 分野別外交 II-5 地球規模の諸問題への取組 II-5-2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組</p>
<p>施策の概要</p>	<p>世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下、世界基金）に対し、平成18年3月に約1.3億ドル、平成19年3月に約1億8600万ドルを任意拠出し、世界基金が進める低所得国における三大感染症対策への支援に貢献した。 世界基金の理事会において、理事国として世界基金の運営に積極的に関与した。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 我が国の財政事情が厳しい中で感染症対策支援の重要性が認められた結果、世界基金に対する拠出額を平成17年(暦年。以下同様)の1億ドルから平成18年は約1.3億ドル、平成19年は約1.86億ドルに増額した。 平成18年12月現在、世界基金による支援を受けて、三大感染症の主要対策となっている医薬品又は製品の配布が前年に比し2倍以上となった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 世界で年間600万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国の経済・社会に多大な被害を及ぼし、脅威となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康のため、三大感染症対策を実施する必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 世界基金は、低所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きを取っている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体としており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率性が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 平成19年度予算においても、引き続き世界基金拠出金を予算要求した。「当面5億ドル拠出」の公約をできるだけ早期に実現する。また、世界基金理事会における議席維持に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 国際的な枠組みを通じた感染症対策に支援すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b></p> <p>評価の切り口1：世界基金による三大感染症対策支援の実績 2006年UNAIDS統計によれば、アフリカの一部諸国でHIV感染率が減少している。 世界基金が支援した事業により、平成18年12月現在、世界基金による支援を受けて抗レトロウイルス薬治療を受けるHIV感染者が77万人と前年から倍増した。また、マラリア予防用の長期残効型殺虫剤処理蚊帳の配布数は、対前年比135%増となる1800万張りとなった。更に、結核治療に非常に有効とされる直接監視下短期化学療法(DOTS)を受ける患者数も、前年から倍増して200万人となった。そのほかの実績も大幅に伸張している。 現在、低所得国の三大感染症対策に対する世界基金からの支援額は、国際的な三大感染症対策支援総額のうちHIV/エイズで21%、結核で67%、マラリアで64%に至り、大きな役割を果たしている。</p> <p>評価の切り口2：我が国による世界基金への支援 我が国は世界基金に対し累積約6.6億ドルを拠出し、米国(19億ドル)、仏(7.7億ドル)に次ぐ第3位のドナーとなっている。また、平成18(2006)年から「当面5億ドルの拠出」誓約については、平成18年3月に約1.3億ドル、平成19年3月に約1億8600万ドルを拠出した。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度我が国の重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の進化によるグローバルな課題への対応 ・ (…) 地球規模問題 (感染症、環境等) の解決に向けた幅広い外交努力
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月	(外交・安全補書) 「テロとの闘い、貧困の克服、感染症対策など国際社会が抱えている問題に対して、ODAの戦略的活用や人的貢献により、日本も積極的に協力してまいります」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省国際協力局地球環境課、気候変動室

施策名	地球環境問題への取組 (政策評価書〔評価シート版〕 307頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ．分野別外交 Ⅱ－5 地球規模の諸問題への取組 Ⅱ－5－3 地球環境問題への取組
施策の概要	<p>地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進し、またこうした枠組みがない分野に新たな議論の場を設けて具体的取組を促進した。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及をはかることにより、持続可能な開発の実現に努めた。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 京都議定書の運用ルールの確立、国際熱帯木材協定 (ITTA) への署名、化学品関連条約の運用、生物多様性条約の締約国会議ホスト国としての立候補等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を促進したため。 (2) クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ、国連持続可能な開発のための教育の10年 (DESD) や水と衛生問題への関心の高揚、違法伐採対策の推進に実質的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進したため (3) 世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に貢献したため。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめぐり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。 自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を10年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが必要。防災については、わが国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組み及び新たな課題に対する議論の促進に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> (1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。 (2) 防災政策の普及を通じ持続可能な開発を支援すること。</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度 1992年の地球環境サミット（リオ・サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。 評価の切り口2：持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い 持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	地球規模問題(感染症、環境等)の解決に向けた幅広い外交努力
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	国内外あけて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組み作りへわが国として貢献する

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局 人道支援室

<p>施策名</p>	<p>難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組 (政策評価書〔評価シート版〕 312頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標II. 分野別外交 II-5 地球規模の諸問題への取組 II-5-4 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>近年の大地震、津波の発生等の大規模自然災害の発生は、多くの国内避難民・被災者を発生させており、加えてアフリカに代表されるように世界の様々な国や地域では依然内乱や地域紛争等が起こっていることから、多くの難民・国内避難民が発生している。 このような人道上の問題に対し適切に対処すると共に困難な状況に置かれているこれら難民・国内避難民に適切な人道支援を行うために、国際的な人道支援機関・ドナー各国等とも連携し、我が国としても応分の国際貢献を行う。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 平成18年度は、人道関連の国際機関への拠出を通じた難民・国内避難民に加え、スーダン及び周辺諸国への緊急人道支援の実施を始めとして国連等の緊急アピールに対する人道支援を継続的に行うことが出来た。特に、グテーレス国連高等難民弁務官を外務省賓客として招待し、また、UNHCR、WFP、UNICEFとそれぞれ政策協議を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を行った。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和協力の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。 (2) 政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。 (3) 人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の資金拠出を行うことが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援及び各種政策対話の実施及び外務省賓客の受け入れ等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効果的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 人道支援分野での国際的な取組への一層の参画及び我が国の取組を強化していくため、国際場裡での人道関連会議への積極的な参加、ハイレベルでの関連機関との政策協議の実施、国際機関を通じた人道支援の更なる効果的・効率的な支援を確保していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 大規模自然災害、紛争等により生じた大量の難民、国内避難民等に対し、国際機関への支援を通じ、人道的な緊急援助を実施すること。</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：国際的な人道支援の進展状況と我が国の貢献 国際機関への拠出を通じて、難民・国内避難民に対する人道支援を行うことが出来た。また、人道支援を行う国際機関との政策対話、意見交換を通じて、我が国が人道支援を行っていく上で根本的な理念である「人間の安全保障」についての考え方について、国際機関側の理解の促進に努めると共に、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めた。更に、UNHCR、WFP、IOM、UNICEF等の人道支援関連国際機関の執行理事会及び各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化に努めると共に、我が国の苦しい財政事情の中、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、支援現場における各国際機関の支援実施状況把握のために、各種現地会合にも積極的に参加し、適正な執行の確保に努めた。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p style="text-align: center;">特になし</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

**【今後の方針】**

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、それ以外の各国・地域との経済連携強化にも積極的に取り組んでいく。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【施策の目標】**

(1) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること

(2) (1)を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献、日本の立場の反映状況

主要国の一員として積極的に交渉に関与。平成18年7月の交渉中断後も、交渉再開に向けて積極的に取り組み、11月からの実務レベルの交渉再開に大きく寄与。平成19年1月に交渉が本格的に再開した後は、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。

評価の切り口2：経済連携協定の締結数、交渉の推進状況

昨年(平成18年3月現在)3か国とEPA協定を署名済み(大筋合意を含めると5か国)であったのが、平成19年3月現在では5か国と署名に至った(大筋合意を含めると8か国)。また、平成18年度には、新たにブルネイ、GCC、ベトナム、インドとEPA/FTA交渉を開始し、スイス、豪州とのEPA交渉開始を決定した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化 ・世界及び日本経済の成長の基盤整備への積極的取組(EPA/FTAの推進、知的財産権保護の強化、日本企業支援を含む。)
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	経済連携の強化は、お互いの国に市場の拡大という大きな恩恵をもたらし、国内の改革にも資するものであります。ASEANなどの経済連携協定や日中間の投資協定の早期締結と、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に取り組みます。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 4月

担当部局名： 外務省 経済局政策課、経済協力開発機構

<p><b>施策名</b></p>	<p>グローバル化の進展に対応する国際的な取組  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 269頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標Ⅱ. 分野別外交                  Ⅱ-4 国際経済に関する取組                  Ⅱ-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をG8首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国として、その議論、及び協調行動に積極的に参加し、貢献する。OECDでは、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために、積極的に議論に参加及びリードする。これらG8、OECD等の国際的な取組を通して、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、また、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)                  (1) G8については、平成17年度に行われたグレンイーグルズ・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成18年度のサンクトペテルブルク・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。                  (2) OECDでは閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係強化を行った。これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見た。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  G8サミットとOECDは、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。                  (1) G8サミットではその時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、G8サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。                  (2) (イ) OECDは、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査(ピア・レビュー)やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。                  (ロ) このようなOECDの機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくる必要がある。このため、OECDの各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。                  (ハ) グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD自身の価値を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  (1) G8サミットではその時々にも最も重要と認識され、首脳間で議論し対処していくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、G8諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み(ルールメイキング)を強化し、非加盟国支援活動を支援する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。                  (2) (イ) ルールメイキング及び政策協調への参画                  OECDにおけるルールメイキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。                  (ロ) 非加盟国協力活動の支援・促進                  OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組だけでは解決が困難なことも多く、G8、OECDをはじめとしたマルチの枠組へ参画し、活用することが必要である。ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  平成18年度取り組んだ国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画を行う。</p>



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

国際経済秩序形成に積極的に参画すること

【目標の達成状況】

評価の切り口1：G8によるグローバルな課題における我が国の貢献状況

G8サントペテルブルク・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に、我が国の考え方を反映させた。主要議題の一つであるエネルギー安全保障においては、我が国より主張した、エネルギー効率の向上を徹底し、エネルギー集約度を低減するための国月目標につき検討することに合意した。北朝鮮問題については、小泉総理（当時）より、北朝鮮が六者会合に即時かつ無条件に復帰すべきであること、また、ミサイル、核、拉致問題を包括的に解決する必要があるとした。これに対し各国より、日本の立場を支持する発言が行われ、議長総括及び不拡散に関する成果文書に我が国の主張が盛り込まれた。

評価の切り口2：OECDにおけるグローバルな課題への対応における我が国の貢献状況

(1) ルールメイキング及び政策協調への参画

(イ) 「投資環境改善のための政策ガイドライン」に関する作業が進展し、平成18年5月に完成。

(ロ) OECD模倣品被害報告書案について、OECD事務局案が作成された。

(ハ) OECD贈賄作業部会では締約国間の相互審査（ピア・レビュー）が進展。平成18年度においては、我が国として書面報告を行った。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

(イ) MENA-OECDは、平成18年度末から第2フェーズに入り、国別投資政策案が作成されている。

(ロ) NEPADについては、平成18年に第1回ラウンド・テーブル会合が開催された。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	国際的な規範経政を含む多数国環の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省経済局アジア太平洋経済協力室、経済統合体課、アジア欧州協力室

評価実施時期：平成19年4月

<p>施策名</p>	<p>重層的な経済関係の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 274頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け 基本目標II. 分野別外交 II-4 国際経済に関する取組 II-4-3 重層的な経済関係の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) APEC アジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に寄与。我が国もセミナー開催やイニシアティブの提案等を通じ積極的な役割を果たした。</p> <p>(2) ASEM アジア欧州会合 (ASEM) の首脳会合、その他閣僚会合を通じ、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。我が国は、平成18年9月の第6回首脳会合に向けて、フィンランドと共同で「ASEMの10年」報告書を作成、ASEMヴァーチャル事務局の立ち上げへの貢献等、ASEMの将来に関する作業等に積極的な役割を果たした。</p> <p>(3) EU 日本企業の利益増進・保護のため、日・EU間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を行っており、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行っている。また、欧州各国とも二国間経済関係の強化を図っている。更に、日・EUは国際貿易 (WTO)、エネルギー、環境等、共通の国際的関心事項について、協力して取り組んでいる。</p>
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的な協力を寄与した。 (2) ASEMの各種会合及び取組への貢献を通じて、政治、経済、社会・文化などの分野において具体的な対策と協力の推進に寄与した。 (3) 日・EU定期首脳協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化について協議が進展した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>(1) APEC (イ) APECはアジア太平洋地域の21の国・地域 (エコノミー) が参加し、世界の人口の約4割、GDPの約6割、貿易量の約45%を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約4分の3、APECの域内貿易率は約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。 (ロ) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。</p> <p>(2) ASEM (イ) アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。 (ロ) 経済分野では、環境問題やエネルギー安全保障を含む持続的な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢やテロ等の安全保障上の脅威について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。 ハ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。</p> <p>(3) EU 平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU間の双方向の直接投資促進のための施策が必要である。我が国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含め様々な</p>

### 【施策の有効性】

#### (1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しAPECメンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

#### (2) ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

#### (3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

### 【施策の効率性】

#### (1) APEC

地域経済統合に関する報告書の作成にコンセンサスが得られるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### (2) ASEM

ASEM第6回首脳会合に向けて、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### (3) EU

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

### 【今後の方針】

(1) ボゴール目標達成に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化。

(2) ASEM第8回外相会合のほか、各種会合、専門家レベル会合等への効果的な対応。ヴァーチャル事務局の機能性向上等。

(3) EUの拡大と深化により、EUの共通政策から我が国が受ける影響がますます大きくなる中で、EU各機関への働きかけ、EUへの変化への対応に更にきめ細かく取り組んでいく。

### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

#### 【施策の目標】

(1) APEC及びASEMを通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域（間）連帯を強化すること。

(2) 日・EU経済関係及び国際的課題に対する日・EU協力を推進すること。

#### 【目標の達成状況】

評価の切り口1：APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力の推進状況及び右への外部の意見。

平成18年11月の首脳会議及び閣僚会議に向けた準備過程において、WTO・DDA（ドーハ開発アジェンダ）の交渉再開を促す独立文書を作成し、これを採択した。また、ボゴール目標の達成に向けた今後の道程を具体化するハノイ行動計画、物品貿易など6分野におけるFTA（自由貿易協定）モデル措置、知的財産権保護のための模造品・海賊版対策に係る、APEC事務局強化などを柱とするAPEC改革案等、幅広い分野でのイニシアティブ等の採択・承認に貢献した。

評価の切り口2：ASEMにおける対話と協力の進捗状況及び右への外部の意見。

平成18年9月の第6回首脳会合に向けた準備過程において、日本はフィンランドと共同で今後のASEMのあり方を検討する「ASEMの10年」報告書を作成。また、右首脳会議では、日本の貢献によりASEMヴァーチャル事務局が立ち上げられた。アジア欧州財団（ASEF）第19回理事会を平成18年11月に東京で開催し、ASEF事業をいかにASEMの優先分野と関連づけるかについての議論に貢献した。

評価の切り口3：EUとの対話・関係強化の進捗状況及び右への外部の意見。

日・EU規制改革対話等の日・EU間協議および欧州各国との二国間の枠組みをとおして、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。

日欧経済関係強化戦略会議における在欧州日本企業の要望の聴取や、BDRTを通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対EU経済政策等に反映させた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等 内閣の重要 政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	3. アジア外交の強化と望ましい国際環境の確保 (3) 日本外交の深化によるグローバルな課題への対応 ・ 国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み (国連、G8、WTO、OECD、APEC等) での積極的貢献と「法の支配」の強化

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式: 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省経済局経済安全保障課／漁業室

<p>施策名</p>	<p>経済安全保障の強化 (政策評価書〔評価シート版〕 281頁)</p> <p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ．分野別外交 Ⅱ-4 国際経済に関する取組 Ⅱ-4-4 経済安全保障の強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るために、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点を持ちつつ、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保へ向けた取組を行っている。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき、想定以上に大きな進展があった。 (1) 平成18年7月、G8サントペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サントペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向け、国際社会の連携を一層強化することができた。 (2) 平成18年12月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関（IEA）の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男OECD事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。 (3) FAO（国際連合食糧農業機関）を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会（IGC）、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。 (4) 海賊問題への取組に関し、平成18年9月にアジア海賊対策地域協力協定が発効し、同年11月に設立された情報共有センターの初代事務局長として伊藤嘉章国連代表部公使を派遣し、海賊対策に対する我が国の積極姿勢を打ち出すことができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその8割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率（カロリーベースで約4割）は主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組みづくりに積極的に参画することは必要不可欠である。 (2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済的権益の確保の重要性は大きい。 (3) 我が国の経済安全保障の確保上、海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) エネルギー等 世界のエネルギー安全保障を確保するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大及び代替エネルギーの開発・利用の促進、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。 (2) 食料問題 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。 (3) 漁業 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。 (イ) 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進 (ロ) 国際捕鯨委員会（IWC）における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」（特に米国）との対話 (4) 海洋問題等 (イ) 海賊問題 エネルギー資源等輸入物資の安定供給を担う我が国海上輸送の安全確保のためには、海賊問題への積極的対応とそのための国際協力の推進、具体的にはアジア海賊対策地域協力協定の枠組の下での協力の推進やキャパシティ・ビルディングを通じた関係各国への対策の働きかけが有効である。 (ロ) 国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保 海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参画を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚限界延長作業に貢献するためには、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。</p>

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【今後の方針】**

原油価格は依然として高水準で推移しており、国際エネルギー市場の安定に向けて協力の強化が必要。また、省エネ及びエネルギー効率の改善等、環境面での配慮も重要な課題。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【施策の目標】**

エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：エネルギー等の安定供給のための国際協力の進捗状況

- (1) G8サントペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サントペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向けて、国際社会の連携を一層強化することが出来た。
- (2) 平成18年12月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関（IEA）の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男OECD事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。
- (3) エネルギーの貿易及び通過並びに投資の自由化・保護等について規定する唯一の国際約束であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議において、河村武和欧州連合日本政府代表部大使が議長に就任し、同条約の拡大、加盟国による条約の履行を一層確実にすべく我が国として積極的に取り組む姿勢を打ち出すことができた。

評価の切り口2：我が国の食料安全保障の確保等を視野に入れた我が国の取組

- (1) FAOを通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。
- (2) 一次産品については、IGC、ICO等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

評価の切り口3：海賊問題への対応における国際協力の状況

アジア海賊対策地域協力協定が平成18年9月に発効し、11月に設立された情報共有センター初代事務局長に伊藤嘉章国際連合日本政府代表部公使が選出された。

評価の切り口4：我が国の海洋における経済的権益（海洋権益等）の確保の努力

海洋法に関する各種会合への参加を通じた他国との意見交換や、大陸棚限界延長に関する他国専門家との協議を通じた情報収集、情報共有を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	(1) 我が国の平和と安全の確保 領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた粘り強い外交 (4) エネルギーの安定供給確保 中東等エネルギー供給国やアジア等の消費国間での関係強化 シーレーンの安全確保 エネルギー効率、省エネ推進に向けた国際的取組の促進
	第166回国会施政方針	平成19年1月	世界最高水準にある我が国のエネルギー、環境技術を活用し、中国をはじめとするアジアに対し、省エネ・環境面での協力を進めます。 海洋及び宇宙に関する分野は、21世紀の日本の発展にとって極めて大きな可能性を秘めており、政府としても、一体となって戦略的に取り組んでまいります。

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省経済局政策課、知的財産権侵害対策室

施策名	海外の日本企業支援と対日投資の促進 (政策評価書〔評価シート版〕 287頁) 政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ. 分野別外交 Ⅱ-4 国際経済に関する取組 Ⅱ-4-5 海外の日本企業支援と対日投資の促進
<b>施策の概要</b>	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すための取組。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知財担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。</p> <p>(2) 日本企業支援 日本企業支援窓口を通じた相談・支援など日本企業の海外展開への積極的なバックアップ。</p> <p>(3) 対日直接投資 ①地域への投資を促進、②スピード感をもった包括的な投資環境整備、③広報活動を通じた一層の理解促進を柱とした「対日直接投資加速プログラム」（平成18年6月20日策定）に基づき、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定の締結や交渉等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。</p>
<b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の実現に向けて、関係国間で議論を行っている。 (2) ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。 (注) 2006年度の対日直接投資残高は19.2兆円（一次推計値）まで伸びた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。 (2) 近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。 (3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。</p> <p>(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策 模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組構想につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日EU間の二カ国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。</p> <p>(2) 日本企業支援の現状 日本企業支援をより効果的に行うため、平成11年に策定した「日本企業の海外における活動支援の活動支援のためのガイドライン」を平成17年12月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能としている。さらに、平成18年には一部公館（タイ、インド、チリ）において「日本企業支援センター」を設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化している。</p> <p>(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進 平成18年末の対日直接投資残高は、前年比約4000億円増の12.3兆円（一次推計値）まで伸びた。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国と協力しつつ、その対策を強化していく。 (2) 更なる日本企業支援体制充実のため、「日本企業支援センター」を拡充する。 (3) 平成18年6月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010年までに対日直接投資残高をGDP比約5%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

**【施策の目標】**

日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日直接投資の促進等を通じた日本経済の構造調整を活性化すること。

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：海外における知的財産権保護強化に向けた取組の現状

模倣品・海賊版対策のためのネットワークづくり：「知的財産推進計画2006」に沿って、外交ルートを通じて、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知的財産担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話の継続、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけ、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関WIPO等における議論への参画を行ってきた結果、世界各国・各地域より模倣品による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組につき、各国に対して一定の理解が浸透しつつあること等の効果があり、目標に向けて進展があった。

評価の切り口2：日本企業支援の現状

我が国の各国大使館・総領事館からの報告から明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。また、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの一層の対応や官民共催での在外公館施設の活用等、外務省の取組を評価する実績報告が多くあった。

このような活動は、各国との租税条約、社会保障協定の締結及び交渉と相まって、海外で活躍する日本企業の活動を支援することとなっている。

評価の切り口3：経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進

(イ) 在外公館のネットワークの活用：在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施。また、ジェットロ等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開いている。また、主要在外公館長には「我が国経済の一層の活性化・強化のため、対日直接投資に関する広報および有望案件の発掘等に努める」よう訓達している。これら活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させる効果が見られている。

(ロ) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：「日米投資イニシアティブ」や「日・EU双方向投資促進のための協力の枠組み」、またその他国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールした結果、諸外国政府が我が国の投資環境整備に関する取組に対する理解を深める効果を生んでいる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第164回国会外交演説	平成18年1月	日本企業の活動を世界で支えていくことは、我が国外交が最も重んじる仕事のひとつであることは言うまでもありません。
	第166回国会外交演説	平成17年9月	知的財産権の保護・強化に向けた国際的な取組にも、引き続き注力致します。
	第164回国会施政方針演説	平成18年1月	外国からの日本への投資を5年間で倍増させる計画は、着実に進展しています。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 4月

担当部局名：外務省国際法局国際法課

<p>施策名</p>	<p>国際法規の形成への寄与と外交実務への活用  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 323頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>Ⅱ分野別外交                  Ⅱ-6 国際法の形成・発展に向けた取組                  Ⅱ-6-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成・発展に積極的に貢献すること。                  (2) 研究会等を通じて得られた国際法に関する知見を蓄積し、外交実務においてこれを活用すること。                  (3) 大学における臨時講義の実施や国際約束に関する情報を継続的にとりまとめること。</p>
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて相当な進展があった。」                  (理由)                  (1) 国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程の締結に向けた努力を積み重ねた結果、平成19年2月の閣議決定によりICCローマ規程及び関連国内法案を国会に提出することができ、同規程の締結に向けて着実な進展が得られた。                  (2) 国連国際法委員会（ILC）委員選挙において、山田中正候補（外務省参与）がアジア・グループ第1位で再選（4期目）され、我が国として国際法の発展に引き続き積極的に参画・貢献する上で重要なポストを確保できた。                  (3) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、海洋をめぐる問題をはじめとする様々な外交課題に取り組むに当たり、国際法に裏付けられた外交政策を展開することができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  今日の国際社会において、グローバル化の進展に対処しつつ国際関係における様々な問題を解決し、国際関係を円滑に進展させていく上で、国際法の果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、新たな国際ルール作りに積極的に参画するとともに、外交案件を処理する上で国際法を的確に解釈し、国内における知見の普及を含め国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である日本として、日本国民の利益を確保していくために不可欠である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                  国際法規の形成は国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であるため、国際的な議論の場で、我が国の意見を主張しつつ積極的な貢献を果たすことは、我が国の国益に資する国際法秩序の構築を目指す上で必要かつ効果的である。また、我が国が直面する外交課題への対処に当たっては、日頃の努力により蓄積された国際法に関する知見を活用することが重要であり、そのためには、学界・各国関係者等との積極的な意見交換が不可欠である。同時に、国際法に関する知識を国内に普及することにより、国際法の発展のための基盤を広げるとともに、我が国の外交政策について国民の理解を得ることにもつながる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>                  国際法に関する国際的な議論の場に参加し、我が国の立場を一貫して主張するとともに、国内の研究会は、その時々の外交課題に照らして時宜を得たテーマを取り扱うことにより、外交実務の必要性に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  今日の国際社会において国際法の果たすべき役割は益々大きくなっており、施策の目標につき引き続き対応する必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b>                  (1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。                  (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等。                  (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：国際法関連の国際会議への参加をはじめとする国際法秩序の構築に向けた貢献状況  
 ICCローマ規程締結に向けた進展、ILC選挙における山田委員の再選（4期目）、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口2：知見の蓄積のための会合の実施及び知見の活用状況

国内の研究者との間で研究会（計20回以上）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見を直面する外交課題や国際会議の対処方針に反映させた。

評価の切り口3：国際法の普及活動の実施状況

我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータ・ベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援できるよう努力するとともに、公開講座や大学における臨時的講義を実施する際、学生との意見交換等を通じて、国際法に関する知識の普及に努めた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第166回国会における麻生外務大臣の外交演説	平成19年1月26日	ここで、国際社会における「法の支配」の確立に向け期待される役割を果たすため、一つお願いがございます。国際刑事裁判所へ我が国として加盟するため、今国会で、関連条約の締結につき、御承認いただきたいと思っております。また、紛争の平和的解決に向けた、各種国際裁判の活用にも努めることを申し上げます。
	平成19年度 我が国の重点外交政策	平成18年7月	領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた粘り強い外交 国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み（国連、G8、WTO、OECD、APEC等）での積極的貢献と「法の支配」の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部署名：外務省国際法局条約課

<p>施策名</p>	<p>政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施  (政策評価書〔評価シート版〕 327頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標II. 分野別外交 II-6 国際法の形成・発展に向けた取組 II-6-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 日朝間の諸問題、日ロ平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。） (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 第5回六者会合で「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出したこと、G8サミットやAPECの際の日露首脳会談において北方領土問題につき更に精力的に交渉していくことで一致したこと、対米武器・武器技術供与取極を締結し弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な枠組みを確立したこと、ハワード豪首相訪日の際に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を作成したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け一定の成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」について国内法の成案を得た上での国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 日朝・日ロ関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。 (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 六者会合や日朝協議の開催、サンクトペテルブルク・サミットやAPECの際の日露首脳会談の開催、対米武器・武器技術供与取極の締結、また「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標に向けて進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> (1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること</p>	

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：我が国外交安全保障の基盤的枠組みの現状

日朝間の諸問題や日ロ平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与するものである。

日朝関係においては、核問題について平成19年2月に開催された第5回六者会合第3セッションにおいて、「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され、朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出した。日露関係においては、平成18年7月のサンクトペテルブルク・サミットの際や同年11月のAPECの際の日露首脳会談において、北方領土問題に関し、これまでに達成された諸合意・諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見いだすため、更に精力的に交渉していくことで一致した。日米安保体制関連では、平成18年7月に、同年度から実施が予定されている弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な武器を米国へ供与するための枠組みを確立する「対米武器・武器技術供与取極」が締結された。また、平成19年3月のハワード豪首相の訪日の際には、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が作成された。

評価の切り口2：テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展状況

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結／実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。

「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・ロシア・中国

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(国連、G8、WTO、OECD、APEC等)での積極的貢献と「法の支配」の強化
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	「世界とアジアのための日米同盟」は、我が国外交の要であります。日本を巡る安全保障の環境は、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘い、地域紛争の多発など、大きく変化しています。こうした中で、日本の平和と独立、自由と民主主義を守り、そして日本人の命を守るために、日米同盟を一層強化していく必要があります。米国と連携して、弾道ミサイルから我が国を防衛するシステムの早急な整備に努めます。更に、世界の平和と安定に一層貢献するため、時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があると考えます。いかなる場合も憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するの、個別具体的な類型に即し、研究を進めてまいります。在日米軍の再編については、抑止力を維持しつつ、負担を軽減するものであり、沖縄など地元の切実な声に良く耳を傾け、地域の振興に全力をあげて取り組むことにより、着実に進めてまいります。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：外務省国際法局経済条約課

施策名	政策体系上の位置付け
<p>経済分野における国際約束の締結・実施</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 331頁)</p>	<p>基本目標II. 分野別外交</p> <p>II-6 国際法の形成・発展に向けた取組</p> <p>II-6-3 経済分野における国際約束の締結・実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 多角的自由貿易体制を強化し自由貿易・経済連携を推進すること 多角的自由貿易規則を一層強化・整備するための世界貿易機関（WTO）の新ラウンド交渉は未だ決着しておらず、自由貿易協定（FTA）の構築により、二国間又は地域レベルで自由化を推進する動きが世界的に加速している。我が国として、多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定（EPA）の推進との双方により自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。</p> <p>(2) 国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること 近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、経済分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) EPAについては、平成18年9月にフィリピンの間で署名、メキシコの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成18年12月に国会の承認を得た。）。また、平成19年3月にシンガポールとの間のEPA改正議定書及びチリとの間のEPAに署名し、タイとの間のEPAへの署名の準備を整えた（平成19年4月に署名。その後4月中に3件とも国会提出。）。加えて、平成18年度においては、ASEAN全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始するなどの進展が見られた。 (2) その他の国民に影響を与える経済分野での国際約束につき、平成18年度には1本の条約が国会で承認され、平成19年通常国会には3本の条約を提出するなどの進展が見られた。 また、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定につき、平成18年度には3本の条約が通常国会で承認され、平成19年通常国会には3本の条約を提出し、更に協定作成交渉が進められるなどの進展が見られた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) WTO新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその製品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTOの紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続における我が国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。また、経済分野の条約研究者等との間でWTOパネル判例についての研究・意見交換を行うことは、「WTOの司法化」現象が進んでいる中で有意義。 (2) 日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進との観点から、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定、二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、並びに二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約は、いずれも重要。これらを含め、経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結び付きを強化し、経済活動の基盤として一層の予測可能性・安定性のある環境を提供するとの意義を有する。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) WTOの新ラウンド交渉には、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルールの明確化を始め、今後の交渉においては法的に複雑な論点が多数存在。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。 (2) WTO発足後、我が国が関係する事案も含め、WTOの紛争解決手続に付せられる事案はますます増加。このようないわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中で、法的な観点から検討・助言を行うことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。 (3) EPAは、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得るものであり、法的な観点からの十分な検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実に不可欠。 (4) 経済分野の多数国間条約は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、社会保障協定や投資協定、租税条約といった二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> EPA/FTAの分野、その他の経済分野での国際約束ともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	

**【今後の方針】**

施策の目標（１）及び（２）につき、引き続き対応していく必要がある。FTA/EPAのみならず、その他の国際約束についても、交渉段階から十分な体制で関与していく必要がある。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【施策の目標】**

- （１）多角的自由貿易体制を強化し自由貿易・経済連携を推進すること
- （２）国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること

**【目標の達成状況】**

評価の切り口１：多角的自由貿易体制の強化のための努力の内容及び自由貿易・経済連携の推進の状況

以下のような取組により、多角的自由貿易体制の強化及び自由貿易・経済連携の推進に貢献した。

（１）平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTO新ラウンド交渉は、平成18年7月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成19年1月以降本格的に交渉が再開した。現在、交渉の早期妥結に向けた協議がジュネーブ等で行われているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。

（２）平成18年9月にフィリピンとの間で経済連携協定に署名、メキシコとの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成18年12月に国会の承認を得た。）。また、平成19年3月にシンガポールとの間のEPA改正議定書及びチリとの間のEPAに署名し、タイとの間のEPAへの署名の準備を整えた（平成19年4月に署名。その後4月中に3件とも国会提出。）。加えて、平成18年度においては、ASEAN全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始した。

評価の切り口２：国民に影響を与える分野でのルール作りへ参画した事例及びその成果。日本国民・企業の海外における利益の保護・促進を図った具体例及びその成果

国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成18年度には4本の条約が国会で承認され、平成19年通常国会には6本の条約を提出した。このような取組により、国民に影響を与える分野での国際的ルール作り及び日本国民・企業の海外における利益の保護・促進に貢献した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年重点外交政策	平成18年7月	「・世界お世ひ日本経済の成長の基盤整備への積極的取組（EPA/FTAの推進、知的財産権保護の強化、日本企業支援を含む。）」 「・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み（国連、G8、WTO、OECD、APEC等）での積極的貢献と「法の支配」の強化」
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月	「経済連携の強化は、お互いの国に市場の拡大という大きな恩恵をもたらし、国内の改革にも資するものであります。ASEANなどとの経済連携協定や日中韓の投資協定の早期締結と、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に取り組みます。」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：外務省国際法局社会条約官

施策名	社会分野における国際約束の締結・実施  (政策評価書〔評価シート版〕 336頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標II. 分野別外交 II-6 国際法の形成・発展に向けた取組 II-6-4 社会分野における国際約束の締結・実施		
施策の概要	近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健等社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成18年度には5本の条約が国会で承認され、平成19年通常国会には2本の条約を提出するなどの進展が見られた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要。 この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、海洋に面し世界有数の漁業国たる我が国にとって、日々の海洋・漁業関係での国際的な動きに我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 施策の目標につき、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 国民生活に影響を与える様々な社会分野での国際的ルール作りへ参画すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：国民に影響を与える分野でのルール作りに参画した事例及びその成果 我が国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。本件施策が対象とする分野での国際約束につき、平成18年度には5本の条約が国会で承認された。また、平成19年通常国会には2本の条約を提出している。このような取組により、国民に影響を与える分野での国際的ルール作りに貢献した。</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
	平成19年重点外交政策	平成18年7月	「・国際的な規範形成を含む多数国間の枠組み(略)での積極的貢献と「法の支配」の強化」

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際情報統括官組織

<p><b>施策名</b></p>	<p>的確な情報収集及び分析、並びに情報収集及び分析の政策決定ラインへの提供</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 341頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅱ 分野別外交 Ⅱ-7 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>(1) 在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施。</p> <p>(2) 情報収集手法の開拓及び整備。</p> <p>(3) 情報分析能力強化のための諸措置の実施。</p> <p>(4) 分析要員のための研修の実施。</p> <p>(5) 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供。</p>	
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 本省と在外公館双方の関係者が一堂に会する会議の開催等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張を増やすことにより在外公館の情報収集活動を活発化することが可能となったこと、新たな情報源の開拓により在外公館の情報収集能力を強化できたことから、的確な情報収集という施策の目標に向けて、想定された成果があった。</p> <p>(2) 外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情勢分析ペーパーの作成量及び質に向上がみられたこと。</p> <p>(3) 大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化できたこと、また右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進したことにより、政策決定ラインへの適時・的確な情報及び情報分析結果の提供が行えたこと。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>(1) 複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応するためには、的確かつ時宜に合った情報収集及び情報分析、並びに情報と情報分析の政策決定ラインへの提供は、我が国及び国民の利益保護のために必要不可欠な施策である。</p> <p>(2) また、近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、我が国の平和と繁栄、国民の生命・安全・利益を確保する外交政策を立案・実施していくためには、的確な情報収集及び情報分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することが必要不可欠。</p> <p><b>【施策の有効性】</b></p> <p>的確な情報収集及び分析を行うためには、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化すること、並びに外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情報分析能力を強化することが有効である。</p> <p>また、情報及び分析結果の政策決定ラインへの適時の提供を行うためには、大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化するとともに、右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進することが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b></p> <p>主要在外公館の政務責任者の会議の実施やデータベース構築、分析要員の能力強化のための研修等の実施によって施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること。</p>	



**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：情報収集及び情報分析能力の強化の状況

(1) 情報収集能力については、在外公館に対する特定重要テーマに関する本省側問題意識を提示することや、本省及び参加公館との情報の共有を通じて在外公館の情報収集活動を活性化した。また、在外公館において情報源を追加、既存の情報源との比較・対象を可能とした。

(2) 情報分析能力については、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置を講じた。

評価の切り口2：外交政策の立案・実施への寄与の度合い

省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席、関連情報を提供する他、政策決定ライン（省内外）への定期的なブリーフを実施、さらに右ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化。また、分析ペーパーに評価シートを添付して政策部局等の意見を聴取するようにしたことを通じて、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題が設定された。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第165回国会所信表明演説	平成18年9月29日	外交と安全保障の国家戦略を、政治の強力なリーダーシップにより、迅速に決定できるよう、官邸における司令塔機能を再編、強化するとともに、情報収集能力の向上を図ります。
	第166回国会施政方針演説及び外交演説	平成19年1月26日	ますます複雑化する外交や安全保障に関する問題に、政治の強力なリーダーシップにより即座に対応できるよう、官邸の司令塔機能の強化に向けた体制の整備に取り組みます。併せて、内閣の情報機能の強化を図ります。
	平成18年度及び平成19年度重点外交政策	平成17年8月	3. 世界に発信する機動的な外交 (2) 情報収集・分析機能の抜本的強化 ●情報収集・分析体制強化5か年計画の始動(情報要員の強化、情報活動の環境整備等)

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：外務省広報文化交流部総合計画課

<p>施策名</p>	<p>海外広報</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ. 広報、文化交流及び報道対策 Ⅲ－1 海外広報</p> <p style="text-align: center;">(政策評価書〔評価シート版〕 347頁)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」と、我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館における広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等）、オピニオン・リーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料の作成、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施してきている。</p>
<p>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。 (2) 英国BBCワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は54%で、評価対象の13カ国・地域中、カナダと同率で最も高いなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 有識者層に対しては、その関心や情報入手手段の動向を捉えて効果的に我が国の政策を発信する。一般市民層に対しては、ポップカルチャー人気を長期的な対日関心の醸成につなげる。また、海外広報に必要な人員・予算を確保しつつ、広報事業の実施に必要な資料の整備を引き続き進める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 海外における対日理解の増進、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること</p> <p><b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP訪問者数等、対象者の反応） (1) 在外公館においては、平成18年度、講演会約1,400件や、教育広報約2,000件を含む広報事業を実施。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の9割について、派遣国のメディアで報道がなされている。 (2) 本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っている。また、招待したTV取材チームによる日本特集番組が放送されている。 (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けているが、例えば「につぼにあ」誌について90%以上の在外公館が現地において好評であると評価するなど、配布先の反応はおおむね好意的である。また、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界100カ国以上、200近いテレビ局で放映され、延べ約40億人が視聴したと推定される。 (4) インターネットホームページに対するアクセス（ページビュー）は、外務省ホームページ（英語版）で対前年度比8.9%、在外公館ホームページで対前年度比9.6%、Web Japanで対前年度比7.7%増加している。</p> <p>評価の切り口2：外国における対日論調、対日意識（報道ぶり、世論調査の結果等） (1) 平成18（2006）年11月から平成19（2007）年1月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27カ国で行った世論調査では、25カ国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で54%であり、評価対象となった13カ国・地域中、カナダと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。 (2) 外務省が実施した対日世論調査では、米においては有識者の91%、一般回答者の74%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、EU（英、仏、独、伊）においては有識者の86%が日本を信頼できると回答するなど、我が国に対して好意的な見解が示されている。</p>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	4. 日本の魅力とメッセージの積極的発信 (1) 戦略的な情報発信 ・情報発信力の抜本的強化による「攻め」の広報(国際テレビ放送等各種メディアの積極的活用) ・東アジア、特に中国、韓国に対する積極的な情報発信
	第165回国会内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	未来に向けた新しい日本の「カントリー・アイデンティティ」、すなわち、我が国の理念、目指すべき方向、日本らしさを世界に発信していくことが、これからの日本にとって極めて重要なことでもあります。国家としての対外広報を、我が国の叡智を集めて、戦略的に実施します。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省広報文化交流部 文化交流課 人物交流室

施策名	国際文化交流の促進 (政策評価書〔評価シート版〕 351頁)	政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ．広報、文化交流及び報道対策 Ⅲ－2 国際文化交流の促進
施策の概要	<p>各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（２）人物交流事業、（３）日本語の普及、海外日本研究の促進、（４）大型文化事業の実施を通じ、日本の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了する。</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>  「目標の達成に向けて進展があった。」  (理由)  文化交流施策の目標は、諸外国国民の対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等であるが、文化交流事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握できないのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等の外部要因によって大きな影響を受ける。よって、文化事業の効果については、周辺的なデータにより判断せざるを得ない（したがって、達成の程度についても直ちに把握することができない）が、在外公館や国際交流基金の実施している文化事業の裨益者の満足度も高く、日本語学習者数等、一部のデータについては前向きな統計が得られている。さらに、文化事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われているので、目標の達成に向けて進展があったと評価することができる。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>  （１）グローバル化や情報通信技術の発展と共に、（イ）各国の市民がインターネット等を通じて国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる（例えば、NGO等による国際規範作りへの関与）ことや、（ロ）各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。  （２）このような背景事情により、我が国に有利な外交上の環境を作り出していくために伝統的な政府間の外交のみならず、各国の諸国民に対する働きかけを通じて、対日理解を促進し、親日感を醸成するとともに、我が国国民との間の相互理解を深めていく必要がある。このため、広報及び文化交流を通じ、諸外国の市民への働きかけを行っていく必要があるが、このうち文化交流は、例えば我が国の政策そのものの正当性を訴える政策広報とは異なり、公演事業や人物交流事業、日本語教育事業といった文化事業の実施・展開等を通じて、日本の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力を発信することによって各国国民の対日感情を好転させることができるという特性を持つ。  （３）文化交流の主な担い手は民間の主体（公益法人を含む各種交流団体、企業、大学教育界、メディア、NGO、NPO、一般市民等）であるが、外務省及び（独）国際交流基金は、以下の観点から文化交流事業を実施し、または、関与する必要がある。  （イ）外交上の効果が高いにもかかわらず、民間ベースに任せておいた場合、採算性といった観点から実現が困難なものや、大型周年事業におけるオープニング事業の実施等、民間ベースでの文化事業実施の呼び水となるような事業について国または（独）国際交流基金が実施・支援する必要がある。  （ロ）我が国全体として、諸外国市民の対日理解促進、親日感の醸成、相互理解の促進に取り組むことが、文化事業総体としての効果を高める上で重要である。このため、文化・知的交流の担い手と広く対話し、情報を分かち合い、音目交換を続ける体制を整備する必要もある</p> <p><b>【施策の有効性】</b>  我が国の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了するためには、文化事業や知的交流事業を通じて外国人が我が国の魅力に触れる機会を増やし、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する機会を作ることが有効である。具体的には以下の事業を実施することが適当である。</p> <p>（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信  公演事業、展示事業、ワークショップ、映画祭といった文化事業を通じた日本文化の魅力の発信によって、諸外国国民が魅了される効果のみならず、外国文化の我が国での紹介を通じて我が国が諸外国に関心を持っている姿を伝えたり、我が国と海外の芸術家の共同作業型事業を行うことによって、諸外国国民が「日本の心」に触れ合えたと感じられる効果の実現を目指す。また、知的交流事業の展開によって、各国の共通課題や国境を越えた問題について、我が国の有識者の意見を発信し、解決に向けた貢献を行うとともに、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示す。</p> <p>（２）人物交流事業  各国において日本社会や文化、その背景にある日本人の価値観や思考形態に対する理解を深め、我が国への親近感を醸成するとの観点からは、その核となる親日層・知日層を各国内に形成していくことが重要である。このような観点から、現時点で各国において指導的立場にあり一定の影響力を有している者、並びに次世代を担う留学生や将来各界において指導的な立場に就くことが期待される青年層が我が国の実情を体感し、日本人と直接触れ合うことができる機会を提供する人物交流事業を推進する。</p> <p>（３）日本語の普及、海外日本研究の促進  経済的な理由（ビジネス機会の確保等）や文化的な理由（日本の伝統文化やポップカルチャー等の現代文化への関心等）によって、我が国に関心を抱いた者が我が国に対する関心を維持しうる環境を整備するためには、日本語教育の振興が重要である。このため、海外日本語教育・学習の支援の取組を行う。  また、各国において、深い対日理解に基づいて我が国に関する意見を発信できる層を確保する上で、海外における日本研究の振興が重要であるので、右促進のための措置をとる</p>	

#### (4) 大型文化事業

大型文化事業とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき外交上の節目に集中的に文化事業等を展開する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を実施するものである。同事業の実施により対象国の国民の親日感を醸成し、対日理解を促進する上で高い効果を得ることを目指す。

上記目標を効果的に実現するため、人脈形成、情報収集、要人往来に伴う機動的な運営といった観点から国自らが一定の層との関係構築を行いフォローアップしていくことが必要なもの、現地要人や親日団体との関係で国がカウンターパートになるべきものなど、国が行わなければ効果が出ない、または効果が減じるものについては、在外公館文化事業等の形で国が実施する。一方、それ以外の事業、特に日本語教育機関の支援や日本研究の拠点機関の育成等中長期的な視野からの取組が必要な事業については、(独)国際交流基金が、外務省によって提示された政策に基づき、事業を企画・実施し、民間が行う文化・知的交

#### 【施策の効率性】

限られた資源の中で、まず、(独)国際交流基金事業については(1)日本語能力試験の受験料徴収を通じた現地独立採算及び自己収入の確保を通じたより少ない政府予算での事業実施、(2)同一の相手先に対して、原則として4年以上の助成を実施しない「3年ルール」の導入、また、在外公館文化事業については(1)文化無償資金協力との連携案件の実施、(2)第三国派遣型在外公館文化事業等を通じた効率的な事業実施が図られた結果、対日理解及び親日感情の醸成の点で施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

#### 【今後の方針】

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく

#### 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること。

#### 【目標の達成状況】

評価の切り口1:文化事業が対象者にどれだけ届いているか(事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、歩道振り、事業に関する評価(自己評価も含む))

各種事業は、裨益者等からは高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、(独)国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で(独)国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

評価の切り口2:事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

平成16年7月に発表された海外の日本語学習者数(平成15年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常5年ごとに実施している)は、前回調査(平成10年度)よりも約12%多い235万6,745人にのぼり、着実に増加している

評価の切り口3:より効果的な事業の実施に向けた努力の状況

(1)外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成18年度は以下の措置を実施した。

(イ)(独)国際交流基金事業については、1)各事業分野についてそれぞれの国・地域の実情に沿った重点事業を明確化した中長期基本方針、2)国際交流基金海外事務所所在国及びロシア・中東等重点地域における国・地域別基本方針、また、相手国との交流の節目に行われる周年事業を外務省から基金側に伝達することを通じて、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。このため、国内事業については、真に外交上の必要性の高い事業についてのみ実施がなされ、日本語教材寄贈等、多数の機関に対して少額の支援を実施するスキームについては、必要性を見つづ厳選実施する等、事業の「選択と集中」が図られた。

(ロ)また、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させる企画として、外交関係樹立50周年といった外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で文化交流事業を集中的な展開を図るものである「周年事業」についても、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。平成18年度においては、平成20(2008)年に実施する周年事業のうち、資源を集中的に投入すべきものを再検討・決定した。

(2)地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組

また、外務本省及び(独)国際交流基金本部ベースでは必ずしも把握できない各国でのニーズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成18年度も引き続き、(独)国際交流基金事業の採否確定プロセスにおいて、在外公館が特に強く要望する事業を取り纏めたものである特記事項を各在外公館より提出させ、このうち外務本省として優先度が高いと思われる事業につき、(独)国際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。特記事項については、在外公館として立証することを要求する基準を設けるとともに、幾つかの記入例を示すことによって記載内容について在外公館毎にばらつきが出ないようにした。

(3)事業のより効果的な実施を図るための取組

文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、以下の措置を実施した。

(イ)在外公館文化事業について、他スキームとの連携によってより効果的な事業実施を図るため、「文化無償関連型」事業を平成17年度より新設するとともに、「第三国派遣型」事業を強化実施した。

(ロ)さらに、元日本留学生の一層効果的なフォローアップの実施のため、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報することとしたほか、連絡先を聴取した元留学生を対象としてメルマガ

(4) 事業実施の必要性の不断の見直しのための取組  
 基盤強化等の所期目的が達成された機関に対する援助を新たなニーズが生じている他の機関へ効果的に移行するために、(独)国際交流基金による日本語・日本研究に係る支援については、平成16年度より、継続しての助成は原則として3年を上限とすることとした。

(5) より少ない費用での効果的な事業の実施を行うための取組  
 (独)国際交流基金が海外での実施を所掌する日本語能力試験について、実施体制の見直しを進めた。その結果、平成16年度予算において、1000万円であった日本語能力試験収入について、平成18年度予算において、8000万円を計上することができた。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	4. 日本の魅力とメッセージの積極配信 (2) 文化外交の積極展開 ・人や文化の交流の促進(周年事業、ポップカルチャーの活用、民間活動との連携を含む)

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省広報文化交流部文化交流課、  
国際文化協力室

評価実施時期：平成19年4月

<p>施策名</p>	<p>文化の分野における国際協力 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 357頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標 III. 広報、文化交流及び報道対策 III-3 文化の分野における国際協力</p>
<p>施策の概要</p>	<p>文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、(1) ユネスコを通じた協力、(2) 文化無償資金協力を実施する。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であるのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等によって影響を受ける可能性もある。よって、文化協力事業の効果については、周辺的なデータにより判断することが適当であるが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) グローバル化や情報通信技術の発展とともに、(イ) 各国の市民がインターネット等を通じて国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる（例えば、NGO等による国際規範作りへの関与）ことや、(ロ) 各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。 (2) このような国際環境の下、我が国に有利な外交上の環境を作り出ししていくために、各国の国民の対日感情をより良好なものとしていくことが重要である。このため、文化財やスポーツ等を含む文化及び高等教育の分野において国際的な貢献を行うことによって、対日理解の向上や親日感の醸成を図る必要がある。すなわち、文化協力を通じて、開発途上国の文化の保全及び発展を支援し、同国の国民が自国の文化に対して持つ「誇りと自尊心」を刺激することを通じて、親しみやすく精神的な豊かさをも重視する日本としての「ソフト」なイメージを普及させることが重要である。 (3) また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置や文明間の知的対話等を推進することが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に活かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。 文化無償資金協力に関しては、開発途上国の文化・高等教育振興、文化保全事業、我が国が実施する文化事業等を行うための文化交流拠点の拡大、対日理解や親日感情の増進に繋がる文化無償資金協力案件については引き続き実施する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。 <b>【目標の達成状況】</b> 評価の切り口：文化、知的交流の分野における国際貢献の度合（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合い、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価を含む） (1) ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議（執行委員会、世界遺産委員会等）に積極的に参加し、交渉を積極的に関与・貢献した。また、我が国が条約の作成段階から積極的に取り組んだ無形文化遺産条約、ドーピング防止国際規約が平成18年度に発効した。更に、ユネスコ日本信託基金事業については、文化遺産保存信託基金（約178万ドル）を実施、無形文化財保存・振興信託基金（約198万ドル）を承認、人的資源開発信託基金（約366万ドル）を承認した。 (2) 文化無償資金協力については、政府ハイレベルの会談等の中で文化無償実施に対する謝意が述べられ、また案件実施に係る交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスにて幅広く報じられた他、実施機関関係者よりも、文化・高等教育活動が格段に改善した旨述べられるなど高い評価が得られている。平成18年度においては一般文化無償資金協力については21件、草の根47件を実施している。</p>	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	4. 日本の魅力とメッセージの積極配信 (2) 文化外交の積極展開 ・ユネスコ等を通じた国際文化協力の推進

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省大臣官房報道官組織国際報道官室

<p>施策名</p>	<p>効果的な外国報道機関対策の実施  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 361頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅲ. 広報、文化交流及び報道対策          Ⅲ-4 効果的な外国報道機関対策の実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>総理、外務大臣をはじめとする政府首脳への外国メディアによるインタビューや、総理外遊時の内外記者会見や外国メディアへのブリーフ・懇談などを積極的に実施。          報道関係者（ペン記者）招待、各国首脳同行記者への取材協力、外国メディアに対する広報（記者会見、オープンハウス、インタビュー、取材協力等）の実施。          バランスのとれた対日報道を確保すべく積極的にプレス・リリース等の広報資料を作成・頒布する。          誤解に基づく外国報道機関の報道等が出た場合は、ただちに掲載社への申し入れ・反論投稿等の対策を講じる。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>          「目標達成に向けて相当な進展があった。」          （理由）          平成18年度は、戦後日本の平和国家としての歩みを否定するような事実誤認に基づく報道が多くなされた。中でも、小泉総理（当時）の靖国神社参拝、安倍政権の誕生とその後の各政策（憲法改正への動き、教育基本法の改正、防衛庁の省移行など）、我が国の核武装の可能性に関し、事実誤認に基づく報道や偏向的論調が多く見受けられたが、そのような中、反論投稿掲載率7割弱を達成できた。また、英文プレス・リリースも546件発出し、記者会見も77回、インタビューも486件実施し、対外的な情報発信に努め、諸外国における対日理解を増進させることができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>          我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の「主張する外交」を展開するにあたり不可欠なものであり、ひいては我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>          事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対する反論投稿、英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見並びに懇談及びインターネット・チャット記者会見、外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビュー及び、外国記者の招聘は、外国メディアによる我が国及び我が国政府の政策への理解を深め、海外における対日理解・親近感を醸成するのに極めて有効である。さらに、外国報道機関の対日理解の深化は、バランスのとれた迅速な日本関連報道にも貢献する。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>          記者会見、プレス・リリースの発出、反論投稿等は、追加的な拠出費用の小さい広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、その約6割強が帰国後に対日報道を行っていることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であったことを示している。</p> <p><b>【今後の方針】</b>          外国メディアが国際世論に与える影響が増大していること、また、在京特派員の数が減少し続ける中で、対外発信の一層の強化の必要性が高まっている。更なる拡充強化が必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>          外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること  <b>【目標の達成状況】</b>          評価の切り口1：情報発信量と我が国外交政策への反応（反論投稿、プレスリリース量、記者会見の回数等）          事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対して、反論投稿を実施し紙面等に掲載させることにより、諸外国における対日理解の深化につながった。          英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見、インターネット・チャット記者会見等を通じ、外国報道機関の対日理解の深化、公正かつ迅速な日本関連報道に寄与した。          外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビューを実施し、我が国のメッセージを外国報道機関を通じて国際世論に訴えることで対日理解の深化、諸外国における日本関連報道、対日理解の増進につながった。</p> <p>評価の切り口2：招聘した外国記者が訪日後執筆した記事の分析          外国記者に日本を体験する機会を与えることで、外国報道機関による対日理解を深化せしめ、正確な対日理解に基づく日本関連記事が執筆・掲載され、諸外国における対日理解の増進に寄与した。</p>

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第165回国会総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	我が国の外交が、新たな思考に基づく、主張する外交へと転換する 때가 やって きた のです。「世界とアジアのための日米同盟」をより明確にし、アジアの強固な連帯のために積極的に貢献する外交を進めてまいります。
	第166回国会総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携の強化、オープンでイノベーションに富むアジアの構築、世界の平和と安定への貢献を3本の柱とし、真にアジアと世界の平和に貢献する「主張する外交」を更に推し進めてまいります。
	第166回国会外務大臣の外交演説	平成19年1月26日	「主張する外交」とは、空威張りをしようというわけではありません。何より情報の収集と分析の、更なる強化が不可欠です。日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要です。ポップカルチャー、サブカルチャーを活用することがふさわしい場合には、大いにそうすべきでしょう。日本語を学びたいという人々の意欲に応えなくてはなりませんし、メディアの激しい進歩に、ついていかねばなりません。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省大臣官房 報道課・国内広報課

<p>施策名</p>	<p>適切な国内広報・報道機関対策の実施 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 365頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標Ⅲ. 広報、文化交流及び報道対策 Ⅲ-5 適切な国内広報・報道機関対策の実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を的確に把握し外交政策の企画立案・実施の参考とする。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 国民へのメディアを通じた間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出、発信力のある有識者への情報提供）及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の支持・理解を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出している。更に我が国の外交政策の解説をメディアにおいて行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことが重要である。 (2) 一方、報道がセンセーショナルな案件に偏る側面は否定できず、また、その時々動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の幅広い外交政策を背景・経緯も含めて丁寧に国民に直接説明を行うことは不可欠である。 (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。 (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 引き続き、国内広報、報道機関対策及び広聴活動を有機的に活用し、外交政策についての各種情報を適時に分かり易く提供し、我が国の外交政策に対する国民の理解・支持の増進を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること</p>	

【目標の達成状況】

評価の切り口：情報発信量と我が国の外交政策に対する国民の反応

(1) 平成18年度は、口頭による情報発信として、従来は週1回だった外務報道官の会見を週2回に増やし、情報発信力の強化を図った。記者会見は計237回行った(原則毎日最低1回以上実施)。また、各種外交案件に際しては、主管局課長より、外務省詰め記者、各社論説・解説委員に対し、バック・グラウンド・ブリーフを計288回実施した。文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を93件、事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を1798件発出した。さらに、発信力のある有識者に対して、郵送・メール・面談等を通じ、定期的に情報を提供した。こうした取り組みが報道内容に反映されている。

(2) 平成18年度に実施した「外交フォーラム—外務大臣と語る120分—(旧称外務省タウンミーティング)」(2回)、講演会等(240回)については、開催後参加者アンケートを実施・集計しており、大多数の参加者が外交政策に対する理解が深まった、また今後も継続を希望する、と回答している。

(3) 外務省ホームページに寄せられたメールの意見、電話・FAX・書簡で寄せられた意見は約15,700件に上り、報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布することで、外交等に関する国民の意見・関心を的確に把握・共有している。また平成18年度は「日伯(ブラジル)関係」「海外安全」の2テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握しており、その調査結果は政策立案等の参考として活用している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	戦略的な情報発信 ・情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(インターネット戦略の抜本的改革等) ・政策広報の積極的な展開(我が国の戦後の平和外交と国際貢献、歴史・教科書をめぐる問題等)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	戦略的な情報発信 ・情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(国際テレビ放送等各種メディアの積極的活用) ・国民への外交政策の説明強化
	第164回国会外交演説	平成18年1月20日	情報発信能力の強化 ・我が国の発言はますます重みを持ってきています。我が国には、伝えるべき信条がありますが、それは言葉となって初めて信条とみなされるものです。 ・我が国外交の目指すところを論じ、国内外に伝えていくことに私自身努力することを約束し、
	第165回国会外交演説	平成18年9月29日	むすび 私は、国民との対話を何よりも重視します。メールマガジンやタウンミーティングの充実に加え、国民に対する説明責任を十分に果たすため、新たに政府インターネットテレビを通じて、自らの考えを直接語りかける「ライブ・トーク官邸」を始めます。
	第166回国会施政方針演説	平成19年1月26日	むすび 戦略的に内外に発信する新たなプロジェクトを立ち上げます。
	第166回国会外交演説	平成19年1月26日	主張する外交 わたくしは外務大臣として、我が外交の意欲と、時に夢を、明確な言葉に託して語るよう努めてきました。 「主張する外交」とは、空威張りをしようというわけではありません。・・・日本の主張に耳を傾けたいと相手に思わせることが重要です。・・・メディアの激しい進歩に、ついていかなければなりません。

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省IT広報室

施策名	効果的なIT広報の実施 (政策評価書〔評価シート版〕 369頁)		政策体系上の位置付け
			基本目標III. 広報、文化交流及び報道対策 III-6 効果的なIT広報の実施
施策の概要	外務省と外交政策についての内外の理解を促進するために、ユーザ（国民等）の視点に立ち、外務省ホームページを通じた迅速で分かり易い情報提供を行うことで説明責任を果たす。		
施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>  「目標の達成に向けて進展があった。」  (理由)  ホームページのアクセス数の増加及びバリアフリー化への対応の進展の状況から、目標に向けて進展があったと言える。また、このホームページを通じた広報は省内の連携体制の改善につながり、外交政策をより効果的に内外に説明することに寄与した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>  インターネットの普及等によりあらゆる情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供の必要性は説明責任の観点からも不可欠となっている。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>  外務省ホームページを通じた広報の実施は、我が国の外交政策について国内外の多数の利用者の理解を促進することに寄与している。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>  限られた予算の中で、外務省ホームページのデザインや使いやすさの抜本的な改定を行うと共に、広報動画も用いて分かりやすく迅速に情報を提供することで、1日46万件以上のアクセス（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）を確保し、多くの人々に効率的な情報提供ができた。</p> <p><b>【今後の方針】</b>  更に使い易く、分かり易いホームページ作りと迅速な情報提供に努め、外交政策に対する国内外の理解の一層の促進に資する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b>  インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。</p> <p><b>【目標の達成状況】</b>  インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。  評価の切り口1：ホームページアクセス数  外部業者による客観的なサイト評価の結果を踏まえ、引き続き親しみ易いコンテンツの拡充等を行うことで、より使い易いホームページを目指した結果、アクセス数は増加しており、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。</p> <p>評価の切り口2：バリアフリー化対応ページの増加状況  バリアフリー化対応ページを増やしたことにより、ホームページアクセスの層が拡大し、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	3. 世界に発信する機動的な外交 (1) 戦略的な情報は新とパブリック・ディプロマシー(対市民外交)の強化 ●情報発信能力の抜本的強化による「攻め」の広報(インターネット戦略の抜本的改革等)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	◇日本の魅力とメッセージの積極発信 戦略的な情報発信 ●国民への外交政策の説明強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省領事局政策課 旅券課

<p><b>施策名</b></p>	<p>領事サービスの改善・強化</p> <p>(政策評価書〔評価シート版〕 375頁)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ. 領事政策 Ⅳ-1 領事サービスの改善・強化</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上のため、IT化の推進、福利厚生面での支援強化等のための取組を進めた。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努めた。</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) 領事業務のIT化の推進、医療等福利厚生面での邦人に対する支援強化、領事業務実施体制の着実な整備、IC旅券の適切な発給・管理等により、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっており、更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) IT化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化の取組は、サービスの向上・利便性の向上につながり有効である。 (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。 (3) ICAOの国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使したIC旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> (1) 限られた資源の中、IT化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。 (2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 領事サービスの改善・強化については、終わりのない目標と位置付けており、平成19年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> (1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p>	

施策に関する  
評価結果の  
概要と達成す  
べき目標等

【目標の達成状況】

評価の切り口1：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

- (1) 在留届電子届出件数  
平成16年度：18981件、平成17年度：19867件、平成18年度：24596件
- (2) メールマガジンシステム導入公館数  
平成16年度：43公館、平成17年度：65公館、平成18年度：88公館

評価の切り口2：領事出張サービスの回数

平成16年度：497回、平成17年度：746回、平成18年度：711回

評価の切り口3：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録率の伸び

- (1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数  
平成16年度：15,729人、平成17年度：20,839人、平成18年度：21,635人
- (2) 在外選挙人名簿登録件数（注：帰国による登録抹消者及び市区町村選管での登録審査に期間を要するため（1）とは乖離がある。）  
平成16年度：5,541人、平成17年度：9,260人、平成18年度：7,358人
- (3) 在外選挙人名簿登録率  
平成16年度：11.45%、平成17年度：12.09%、平成18年度：13.06%

(外務省調べ)

評価の切り口4：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

- (1) 日本人学校  
平成16年度：83校、平成17年度：85校、平成18年度：85校
- (2) 補習授業校  
平成16年度：189校、平成17年度：185校、平成18年度187校

評価の切り口5：医療情報の積極的な提供及び海外巡回医師団の派遣

- (1) 医療情報の提供  
鳥インフルエンザを始めとする世界各地の感染症につき、海外安全ホームページ、感染症関連情報ホームページ等を通じて情報提供を行い（平成18年度の感染症関連渡航情報発出件数：32件）、国民の海外渡航の際の健康面での啓発に寄与した。
- (2) 海外巡回医師団派遣  
平成18年度は、医療事情のよくない37カ国・59都市に12チームの医師団を派遣し、1400人の在留邦人を対象として健康相談を実施し、日本とは違う環境の下で生活する邦人の身体・精神両面での健康・衛生管理に寄与した。

評価の切り口6：領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

- (1) 領事研修受講者のアンケート結果  
領事初任者研修（年2回）、領事中堅研修（年1回）、在外公館警備対策官研修（年1回）を実施し受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったとの評価があった。
- (2) 外部講師よりの評価  
外部講師（大学教授等）よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

評価の切り口7：IC旅券の発給状況

平成18年度においては約440万冊のIC旅券を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

評価の切り口8：領事業務の業務・システムの最適化事業の進行状況

領事関連データ管理システムにおいて、在留届の二重登録防止等の機能を付与したほか、セキュリティの強化を達成した。また、平成19年度以降に達成予定の在留邦人数実態調査のシステムによる自動化、戸籍・国籍事務のシステム上の管理、査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	1. 国民と共にある外交 (2) 国民の安全の確保 ●心のこもった領事サービスの実施
	平成19年度重点外交政策	平成18年8月	◇国民の安全・安心の確保 ●多様なニーズに即したきめ細かい領事サービスの実施

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省領事局海外邦人安全課

<p><b>施策名</b></p>	<p>海外邦人の安全確保に向けた取組 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 381頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標IV. 領事政策 IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化しうよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めると共に、そのための的確な情報収集・発信力の強化。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務にあたる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療ほかの専門性の強化等、効果的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。</p>	
<p><b>施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) 平成18年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を進め、全体としては相当な進展があったと考える。特に、スマトラ沖大地震・インド洋津波以降の大規模自然災害の被害及び世界各地で発生するテロの残酷さ等を背景に、緊急事態への対応体制、安否確認システムの整備を確実に進め、また、危機管理意識の高揚と共に、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しても、各国政府及び関係機関等とも連携しつつ、対策を講じることができたことは大きな進展であった。また、こうした施策の実現に向け、平成19年度予算においては、業務の効率化を図りつつ必要な経費を確実に反映させ、邦人保護業務を進める上での基盤強化を図ることが可能となった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題であり、海外における国民の身体・生命及び財産を守るための努力は外務省の最重要任務の一つである。また、海外における邦人の安全対策及び邦人保護業務に際しては、常に、予算・人員の効率性向上を図りつつ、効果の最大化を図ることは、国民及び時代の要請である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が多様化する海外での危険を正確に認識し、「自分の身は自分で守る」意識をもって予防策を講じることが重要である。このため国民が、常時変化し、多様化する海外の危険を的確に察知し、回避するための安全対策を講じられるよう、渡航先の治安・テロ情報に加え、感染症等国民の安全に関連する最新情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠であり、このための正確な情報収集・分析及び魅力的な発信体制の強化を図ることが有効である。第二に、安全対策を講じたにも拘わらず、不測の事件・事故あるいは災害等のトラブルに遭遇した国民に対して、時間・場所に関係なく、必要かつ十分な支援を、迅速かつ確実に行う外務本省及び在外公館の体制並びに支援のための基盤の整備・強化が必要である。特に、平成16年末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波以降、同様な大規模自然災害が継続している中で、こうした大規模緊急事態に際する人的、物的整備が急務となっている。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 多様化する海外における危険に応じて、正確かつ確かな情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、また業務の一部アウトソーシング化、内外の関係団体との連携・協力の強化を図ることは施策の目標及び時代の要請に合致しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 海外における邦人保護については、在留邦人の増加傾向が継続し、これに加えて、「2007年問題」で示される如く平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流すること及びテロの広域化、自然災害の大規模化等世界規模で危険・危機が多様化し、かつ複雑化する中、依然として、海外邦人の保護に際する政府への期待は高い。このような状況に対応するためには、国民の危機回避意識を醸成・増進すると共に、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、ネットワーク化を進めつつ、在外公館の邦人援護の体制・システムを強化し、右に向けた予算要求を行うことが重要となっている。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> (1) 海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発） (2) 海外邦人の援護体制を強化（基盤・体制）すること</p>	



**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：情報発信基盤の強化に向けた取組状況

平成18年度には、安全情報収集委託業務の見直し、外国政府安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報収集体制の強化、海外安全ホームページのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上によるアクセス数の増加を図った他、幅広い層に人気のあるオリエンタルラジオをイメージキャラクターとする等海外安全キャンペーンへの関心を高めた。また、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。更に、こうした国民のための情報を外務省ホームページのみならず、政府全体の広報の取組との連携をはかり、政府広報の手段を活用し、海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口2：海外邦人の危機管理意識強化に向けた取組状況

平成18年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

評価の切り口3：多様化する危機・ニーズへの対応強化

(1) 休館時緊急電話対応体制の強化状況

夜間・休日等在外公館閉館時等時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応しうよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成18年度には（予算の制約はあったものの）導入公館を平成17年度の40公館から1公館追加導入し、41公館に拡充するとともに、平成19年度予算において東南アジア地域への更なる拡充に向けた予算を確保した。

(2) 遠隔地等における即応体制強化の進捗状況

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地へ赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いよう、現地協力者の初動時の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事官の迅速な派遣等を行うための措置等、平成18年度には、遠隔地等における即応体制強化に向けた取組を進めた。

(3) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥インフルエンザ等の感染症など新たな脅威が出現する中、こうした特殊な事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官に対しては国内外における研修を通じた能力向上を図るとともに、新たな危険・脅威に的確に対応しうよう、拠点国における顧問契約精神科医師の活用、鳥・新型インフルエンザ対策策定に際する関係府省庁の連携、医療専門家会合を開催する等、専門的知見を得た。

評価の切り口4：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施状況

海外の在留邦人、邦人渡航者が増加すると同時に、海外邦人が遭遇する危険・危機が多様化する中、海外邦人の安全対策をより機能的かつ有効的に行いようとするセーフティネットの強化のため、外務本省及び在外公館において官民協力及び現地治安当局との協力関係の枠組みを構築し、情報共有・協議を行った。

また、外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体との意見交換を行った。

評価の切り口5：大規模緊急事態対応能力強化の進捗状況

テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態において、いかなる時間・場所において発生した場合にも、迅速かつ的確に対応しうよう、平成18年度においては、研修を通じた緊急事態対応要員の養成とともに、全米・カナダ邦人安否確認システムの構築をはじめ安否確認システムの整備・拡充を行ったほか、平成19年度においては、緊急展開用機具・人的派遣にかかる予算を確保した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (2) 国民の安全・安心の確保 津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等をはじめとする多様化する危険・危機への対策強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省領事局外国人課

<p>施策名</p>	<p>外国人問題への対応強化 (政策評価書〔評価シート版〕 386頁)</p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ-3 外国人問題への対応強化</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中国団体観光の促進等諸外国との観光、ビジネス等の人的交流を促進する措置とともに、日系人へのなりすまし防止、人身取引対策等のため査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査と査証WANの拡充を進めた。また、外国人問題に関する取組として、海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウムを実施するとともに、関係国政府との協議を通じて問題解決に向けた協力体制を強化した。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 (理由) (1) 引き続き入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員に増加は見られず、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。 (2) 二国間の領事当局間協議は、相手国政府に対し当該国国民の不法滞在・犯罪の問題を認識させ、問題解決に向けた連携強化に大きく貢献した。 (3) 国際シンポジウムは、海外交流審議会答申やG8サミットの首脳文書のフォローアップの意義を担っており、外国人問題に関する国内関係省庁他との議論の活発化、世論の啓発に寄与した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> (1) 我が国と諸外国との間の人的往来が急速に拡大している中で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた外国人観光客の誘致促進、規制改革会議等を通じた外国人ビジネスマンに対する査証簡素化の要望を踏まえ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施し健全な人的交流の一層の促進を図る一方、外国人犯罪の増加等治安問題に対する国民の関心の高まりを受け、査証審査を厳格に行い、好ましからざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化する必要がある。 (2) 外国人の不法滞在、犯罪等に対する対策強化のため、関係各国との領事分野での政府間協議を促進させる必要がある。我が国の外国人在留者数が約201万人（平成17年12月末現在）に達し、教育、社会保障、労働環境等の問題への総合的な対応が求められているので、省庁横断的な対応を検討するとともに、地方自治体とも連携して、外国人問題に関する国民の理解を深め、効率的かつ有効な措置を講じていく必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> (1) 犯罪対策閣僚会議の行動計画や人身取引対策行動計画等を踏まえつつ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施するとともに、好ましからざる外国人に対する査証審査を厳格化して、その入国を未然に阻止するため、査証WANの拡充をはじめとする適正な査証発給のための体制を整備することが有効である。 (2) 関係省庁間で整理され経済財政諮問会議に提出された「生活者としての外国人」に関する総合的対応策等を踏まえ、外国人問題についての今後の対応策を策定するため、各国との領事当局間協議を通じ相手国政府と問題解決に向けた連携を強化するとともに、海外交流審議会やG8サミットのフォローアップ、国際シンポジウムを通じて、主要国の取組について国民の理解を深め、政府における検討を加速させ</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 限られた資源の中、査証面から人的交流促進と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えることができ、外国人問題についても、領事当局間協議、国際シンポジウム等により国民の理解増進、政府部内での検討の加速化に寄与したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 適正な査証発給に向けた体制整備を更に強化するとともに、出入国管理等の問題、在日外国人の在留管理への取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携を深めていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> (1) 外国人問題への対応の強化により人的交流を拡大し、出入国管理等厳格化の要請に応えること (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと</p>

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：適正な査証発給のための体制の整備

査証関連措置（韓国人に対する短期滞在査証免除措置の無期限延長、中国国民訪日団体観光促進措置等）の効果もあり、外国人入国者数が平成18年も引き続き増加している（短期滞在新規入国者数：平成17年・575万人→平成18年・641万人）一方、不法残留者数（平成17年・19万人→平成18年・17万人）や刑法犯検挙人員数（平成17年・8,505人→平成18年・8,167人）は減少しており、双方からの要請に十分応えることができた。

評価の切り口2：在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の実施状況

平成18年度には6カ国との間で領事当局間協議を開催し、相手国政府に当該国国民の不法滞在・犯罪の問題点を然るべく申し入れるとともに、問題解決に向け協力を強化することができた。また、海外交流審議会答申やG8サミット的首脳文書のフォローアップとして、第3回国際シンポジウムの開催を通じ、在日外国人問題について国内関係省庁との連携強化、具体的な措置に向けた政府の検討を加速させることがで

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	外国人受入体制の更なる整備
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月19日	外国人政策の拡充（受入体制の更なる整備）

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省大臣官房 情報通信課／在外公館課

施策名	I Tを活用した業務改革 (政策評価書〔評価シート版〕 393頁)		
	政策体系上の位置付け 基本目標V. 外交実施体制の強化 V-1 I Tを活用した業務改革		
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、運営・維持経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>  「目標の達成に向けて進展があった。」  (理由)  (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」（平成18年度成果重視事業）においては、ホストコンピュータ上で運用している45業務・システムのうち28業務・システム（全体の62%）の再構築を完了し、完了比率目標を達成した。  (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成20年度からの最適化に向け平成18年度までに最適化計画の基本要件となる基幹通信網を183公館へ、秘匿IP電話を187公館へそれぞれ設置し、今後も継続していく。  (3) 「在外経理システムの再構築」（平成18年度成果重視事業）においては、在外経理システム用データベースサーバを構築し、経理データ集計機能の強化を達成した。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>  (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」については、平成18年度重点外交政策に掲げられたIT関連の業務改革を推進し、業務の効率化を達成するため、ホストコンピュータ上で運用している内部管理業務・システムの最適化に取り組む必要がある。  (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分なセキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信機能を強化する必要がある。  (3) 「在外経理システムの再構築」については、在外公館における会計担当官の膨大な業務を簡素化・効率化するため、在外経理システムの再構築による環境整備を進めることが必要である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>  (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間3億円削減し、業務処理時間を年間1500時間削減することにつながり、効果的である。  (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」では、全体的なセキュリティレベルの向上とともに平成22年度の計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。  (3) 「在外経理システムの再構築」では、最適化計画完了後は年間約6万6700時間（目標試算値）の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成18年度から平成20年度まで、年平均2082万4000円の経費低減に相当する効果が見込まれる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>  ホストコンピュータについては入札によるオープン機器の導入、基幹通信網及び秘匿IP電話については入札を実施、並びに在外経理システムも入札を実施し、競争原理の導入により効率化を図った。</p> <p><b>【今後の方針】</b>  (1) 「外務省情報ネットワーク最適化」及び「在外経理システムの再構築」については、引き続き事業を推進し、行政運営の簡素化・効率化・合理化を目指す。  (2) 「内部管理業務用ホストコンピュータ再構築」については、外務省の「人事・給与等業務・システム」をホストコンピュータから切り離して、一般サーバ等を利用する環境に再構築することを検討して、成果事業目標の達成を目指す。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>  業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること  <b>【目標の達成状況】</b>  評価の切り口：業務・システム再構築の完了比率（最終的には成果指標により評価するも、システム整備途中につき本年度は完了比率で評価）  (1) 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している45業務・システムのうち28業務・システム（全体の62%）の再構築を完了し、システム維持経費の削減に寄与した。  (2) 「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成20年度からの3年計画である最適化の基本要件整備のため、平成19年度までに全在外公館（220公館）に基幹通信網を整備及び秘匿IP電話を設置する予定であるところ、平成18年度までに基幹通信網を183公館（84%）に整備、秘匿IP電話を187公館（85%）に設置した。  (3) 「在外経理システムの再構築」においては、在外経理システム用データベースサーバを構築したことから</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	平成18年度重点外交政策	平成17年7月	3. 世界に発信する機動的な外交 (3) 実施体制強化 IT化による業務の効率化

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省大臣官房総務課、人事課、  
危機管理調整室、警備対策室、外務省研修所

施策名	政策体系上の位置付け	
	基本目標Ⅴ．外交実施体制の強化 Ⅴ-2 外交実施体制基盤の整備・強化	
施策の概要	外交実施体制基盤の整備・強化 （政策評価書〔評価シート版〕 397頁）	
施策の概要	（1）世界の主要国としてふさわしい定員・機構を達成することにより外交実施体制を強化する。 （2）在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から館員の生命及び身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。 （3）在留邦人の安全確保及び我が国の権益の保護のため、外務本省及び在外公館における危機管理体制を整備・強化する。 （4）英、仏、独、西、露、中国、アラビア語を研修語とするⅠ種及び専門職若手職員の語学力を検証し、現在行われている語学研修の改善策を検討する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて進展があった。」                      （理由）                      （1）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力については、在外公館の増強、定員の純増、機構改革の実施等で進展があった。                      （2）在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の物的な警備強化措置、警備体制の強化、各種研修や警備訓練を実施したなどの進展があった。</p> <p>（3）緊急事態への対策強化については、外務本省における連絡体制、緊急事態発生時の対応基本事項等の整備などの進展があった。                      （4）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、検証結果に基づき、具体的な語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善など語学研修の改善策を順次実施するなどの進展があった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                      激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。外務省は、平成18年度重点外交政策において、①国民と共にある外交（安全保障政策や邦人保護・領事政策等の我が国・国民の安全の確保と日本企業支援や経済連携協定（EPA）の増進等の我が国・国民の繁栄の増進）、②自由で豊かな世界を目指す外交（アジアにおける安定的協力関係の強化、国連改革の推進、貧困・平和・地球規模問題等への取組）、③世界に発信する機動的な外交（戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシーの強化、情報収集・分析機能の抜本的強化、外交実施体制の強化）を展開するための体制強化に取り組んでいく旨決定している。                      これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制基盤の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>                      （1）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力                      現在の外務省の定員・機構は、世界の他の主要国と比し大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、世界の主要国としてふさわしい定員を確保し、在外公館を整備することは、外交実施体制を強化する上で有効である。                      （2）在外公館の警備体制の一層の強化                      警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義を行うこと、各在外公館において、所在国の治安情勢や脅威を勘案した警備訓練を実施すること、大規模行事の実施に際しては安全な実施に万全を期すことは、在外公館に各種の物的な警備強化措置を講じ、安全確保のための体制を一層強化する上で有効である。                      （3）緊急事態への対策強化                      緊急事態発生時の外務本省における連絡体制を定期的に更新すること、外務本省及び在外公館用として策定したマニュアルを踏まえ、外務本省及び在外公館における危機対応に必要な設備の保守・整備を行うことは緊急事態の発生に備えた体制整備として有効である。                      （4）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し                      検証結果に基づき、具体的な語学研修計画の設定、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善などを順次実施することは、語学研修の改善のために有効である。</p>	

**【施策の効率性】**

- (1) 世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力  
体制強化のために在外公館・人員を拡充し、国際業務の変化を踏まえた機構改革を行ったが、とられた手段は適切であり効率性の観点からも適当であった。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化  
物的な警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施により、在外公館の警備体制の強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 緊急事態への対策強化  
外務本省における連絡体制の更新、対応マニュアルの整備、設備の保守・整備等の実施を通じ、緊急対策本部等の短時間の設置、初動体制の整備を効率的に行うことができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し  
具体的な語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善等の実施により、語学研修の改善が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【今後の方針】**

- (1) 世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力  
世界の主要国としてふさわしい定員・機構は今後も更に整備・強化する必要がある。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化  
テロリストの攻撃は、年々威力を増しており、在外公館の警備体制は、常に整備する必要がある。
- (3) 緊急事態への対策強化  
緊急事態は多様であり、常に最善の体制を整備する必要がある。
- (4) 若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し  
今般の事業の対象である主要7言語とは別の34研修語及びⅢ種職員の語学力及び研修語学についても検証、見直しを行う必要がある。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

**【施策の目標】**

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること

**【目標の達成状況】**

評価の切り口1：外務省の人員、機構の整備状況  
平成18年8月の外務本省の機構改革、平成19年度定員要求により定員51人の増、平成19年度機構要求による6大使館、2駐在官事務所の新設や1総領事館の廃止を行った。

評価の切り口2：在外公館の警備体制の強化の状況  
在外公館に対する各種の警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施を行った。

評価の切り口3：緊急事態の発生に備えた体制整備の状況  
緊急事態の発生に備えた体制整備については、緊急事態発生時に外務本省における連絡体制や基本マニュアルを活用し成果を収めた。

評価の切り口4：若手職員の語学研修の改善状況  
若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善等の実施を行った。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要なもの	平成18年度我が国の重点外交政策	平成17年8月	3. 世界に発信する機動的な外交 (3) 実施体制強化 ●世界の主要国としてふさわしい定員体制の達成に向けた努力 ●外国における我が国の「顔」である在外公館の体制・警備強化、勤務環境の改善 1. 国民と共にある外交 (2) 国民の安全の確保 ●津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等への対策強化
	平成19年度我が国の重点外交政策	平成18年7月	1. 日本外交の基礎体力の強化 (1) 外交実施体制の強化 ●国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員体制の整備 ●外交最前線たる在外公館の増強、警備体制・勤務環境の改善（テロ対策、在外選挙実施等） 2. 国民の安全の確保と繁栄の促進 (2) 国民の安全・安心の確保 ●津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等をはじめとする多様化する危険・危機への対策強化

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室/国別一課

施策名	対ベトナム国別援助政策		政策体系上の位置付け
	(政策評価書〔評価シート版〕 405頁)		基本目標VI. 政策開発援助 VI-1 対ベトナム国別援助政策
施策の概要	我が国は、外交、経済的相互依存関係、人道的・社会的観点から、ベトナムの発展を支援するため、成長促進、生活・社会面での改善、制度整備を重点分野としている。		
施策に関する 評価結果の 概要と達成す べき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b></p> <p>「目標の達成に向けて相当な進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>(1)ベトナムは、順調な経済成長を背景に、貧困削減で大きな成果を収めており、トップドナーである我が国の支援がこれに大きく貢献している。</p> <p>(2)二国間協力のみならず、援助協調を通じたマルチによる支援にも尽力したことにより、ベトナムの行財政制度の整備や行政手続きの改善等に貢献している。</p> <p>(3)ズン・ベトナム首相の訪日や安倍総理の訪越等に際して、先方より我が国ODAに対する謝意が示され、両国の友好関係が深められた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b></p> <p>ASEAN諸国と我が国との緊密な関係は極めて重要である。ベトナムはASEAN10カ国の中で第2の人口規模を持ち、今後も力強い経済発展が期待されている。我が国にとって、ベトナムは製造拠点、輸出市場、エネルギー供給源としての潜在的可能性を持つ国であり、援助によるベトナムの投資・貿易・ビジネス環境改善を通じて日越間、日・ASEAN間の経済面での好循環につながることを期待される。また、中国と国境を接するベトナムは、我が国対中外交の文脈でも重要である。</p> <p><b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b></p> <p>対ベトナム援助計画の重点分野（成長促進、生活・社会面での改善、制度整備）、重点事項、援助実施プロセスは、ODA大綱や中期政策といった上位政策に合致している。</p> <p>また、「選択と集中」の観点から重点的に取り組むとされた分野（投資環境整備、電力施設の効率化、農業・農村開発等）に対し、集中的なインプットが行われた。</p> <p><b>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）</b></p> <p>成長促進については、日越共同イニシアティブやPRSCを含めた様々なツールを用いて支援が実施された。生活・社会面での改善については、保健セクター支援事業で我が国の他事業や他ドナーと連携することにより、ベトナムの医療施設間のレファラルシステム等の改善に向けた動きが進められるようになった。制度設備については、ベトナムの公共支出管理に関し我が国が主張していた方策が反映されるようになった。</p> <p><b>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b></p> <p>限られた資源の中、ベトナム政府と中期的なビジョンを共有し、援助政策の立案と実施に一貫性を持たせ、成長促進に向けた補完的・重層的な支援を行い、かつ手段としての援助協調の活用に取り組んだ。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>政策協議などの場を活用し、ベトナム政府との事務レベル協議を活発化するとともに、現地ODAタスクフォース機能の強化を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b></p> <p>我が国の安全と繁栄にとって重要なASEAN諸国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること。</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	インド・東南アジアを含む南部アジア及び豪州との対話・協力の推進

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室／国別一課

<p>施策名</p>	<p>対ブータン国別援助政策 (政策評価書〔評価シート版〕 408頁)</p> <p>政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 VI-2 対ブータン国別援助政策</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>我が国はブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。また、内陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている姿勢を評価し、国民が幸福感をもって暮らせる社会を最終目標とする国民総幸福量（GNH: Gross National Happiness）を開発の基本理念として掲げているブータンに対し、ブータン独自の考え方を尊重したODAを実施している。対ブータン援助は、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④良い統治を重点分野としている。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 我が国の対ブータン援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。 (2) また、我が国ODAに関わる記念切手が発行され、最近まで唯一の新聞であったKuensel紙に毎月1本以上の割合で関連記事が掲載されるなど、我が国のODAを通じて両国の友好関係が促進された。 (3) さらに、要人往来の実績や、国際場裡における日本の立場へのブータンからの一貫した支持もあり、両国の友好関係は深められてきた。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 我が国の対ブータンODAは、国交樹立前の1964年にJICA専門家を農業指導専門家として派遣したことに始まり、以来両国間の友好関係の礎となっている。ブータンにとって我が国はトップ・ドナーの一つであり（1999、2002、2003年は1位）、同国の経済・社会開発にとって極めて重要な支援となっている。我が国はこうしたブータンとの友好関係を踏まえ、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④良い統治を重点分野として同国を支援している。</p> <p><b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b> 対ブータン援助の重点分野（農業・農村開発、経済基盤整備、社会開発、良い統治）及びそれに基づくプロジェクトは、ODA大綱や中期政策といった上位政策に合致している。 我が国の対ブータン援助の重点分野のうち、ブータン側からの要請が強い農業及び経済インフラ分野については援助が集中している一方、多くのドナーが支援している社会開発分野に対する我が国援助は資金的に限定的であった。ブータン側の開発計画とも整合性がとれており、かつ他ドナーとの役割分担もなされている。</p> <p><b>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）</b> 農業分野については、農作業の効率化が図られ、生活レベルが向上していることが裨益者より確認された。また、食糧増産援助（2KR。現在「貧困農民支援」）によって積み立てられた見返り資金は、農道や灌漑の整備等に有効に活用されている。経済基盤整備については、日本の支援が道路交通の容量の改善・安全性の向上に貢献している。社会開発分野である教育については、学校建設の質が高いとの先方政府関係者の評価があり、保健については、UNICEFとのマルチ・バイの協力を通じ過去10年間にわたりワクチン等の予防接種関連機材を協力するなど、いずれも資金的規模は限定されているものの効果が発揮されている</p> <p><b>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b> 在インド日本大使館がブータンを兼轄し、ブータン現地にはJICA事務所のみが存在しているため、大使館とJICA事務所が直接協議する機会は限定されているが、少ない機会を捉え、援助が効率的に進められるよう努めた。また、定例化されていないが、2006年4月にデリーにおいて二国間レビュー会合を初めて開催し、ブータンとの間で円滑な援助のあり方につき意見交換を行った。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 日本の援助関係機関間の対話を密にし、更に両国政府間の政策協議（含現地レベル）の定例化等により、今後の支援方針や優先分野等の検討を効果的に行っていく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 独自の開発理念に基づき経済開発に努めているブータンの発展を支援し、良好な二国間関係のさらなる強化を図ること。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>南部アジア及び豪州との対話・協力の推進 ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室／国別二課

<p>施策名</p>	<p>対モロッコ国別援助政策  <small>(政策評価書〔評価シート版〕 411頁)</small></p> <p style="text-align: right;">政策体系上の位置付け                  基本目標VI. 政府開発援助                  VI-3 対モロッコ国別援助政策</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>国王モハメッド6世による国家政策「人間開発に係る国家イニシアティブ (National Initiative for Human Development: INDH)」に沿って地域格差是正及び貧困削減に取り組んでいるモロッコに対し、我が国は、モロッコの6つの開発重点分野である①農業及び水産業開発、②水資源開発、③基礎インフラ整備、④地方開発、⑤環境、⑥社会開発分野を中心に支援をしている。しかしながら、地域格差や貧困は依然として際立ったものがあり、今後ともMDGsの目指す分野としても、モロッコのこうした取組を継続的に支援していく。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>【評価結果・理由】</b>                  「目標の達成に向けて進展があった。」                  (理由)                  (1) 我が国の対モロッコ援助を通じ「人間開発に係る国家イニシアティブ」に沿って「格差是正・貧困削減」を含む各重点分野の改善に貢献している。                  (2) 援助のプロセスについても日本側関係者間、モロッコ側カウンターパート共に緊密な連絡をとることで、開発ニーズを的確に把握した支援を実施している。</p> <p><b>【施策の必要性】</b>                  我が国は、1956年のモロッコ独立以来、官民様々な交流を通じて良好な二国間関係を維持している。アフリカ大陸を欧州と結ぶ地政学的に重要な位置にあるモロッコの民主化、市場の開放及び外国投資による経済活性化に向けての取組を継続的に支援していくことは、モロッコの開発への貢献だけでなく、モロッコ周辺地域安定・中東和平問題に貢献するという観点からも重要である。</p> <p><b>【施策の妥当性】</b>（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）                  対モロッコ援助の重点分野及びそれに基づくプロジェクトは、新旧ODA大綱及び新旧中期政策といった上位政策を適切に踏まえており、整合性が高いと言える。また、前述の「人間開発に係る国家イニシアティブ (INDH)」において、開発優先課題として位置づけられている「地域格差是正・貧困削減」についても、我が国は対モロッコODAの重点分野として捉えており、モロッコ側の開発ニーズとの整合性は高いと言える。</p> <p><b>【施策の有効性】</b>（国別援助計画(モロッコは策定されていない)に明記された重点分野ごとの成果等）                  個別の重点分野毎に主な成果は以下のとおりである（注：モロッコは国別援助計画は未策定）。                  ① 農業分野：農作業の効率化が図られ、農作物の収穫高増加・種類の多様化が確認された。                  ② 水資源開発：地方を中心に上水施設整備を実施しており、衛生の改善・水くみ労働の軽減等の生活状況が改善された。                  ③ 基礎インフラ整備支援：我が国のプレゼンスは大きく、事業数・規模だけでなく、高い技術力が評価されている。                  ④ 地方開発分野：特に必要性の高い地方にて草の根・人間の安全保障無償資金協力により地方住民の生活状況の改善に貢献している。                  ⑤ 環境分野支援：投入・成果は限定的であったが、専門家派遣等を今後より積極的に実施していく。                  ⑥ 社会開発分野：保健分野については医療人材の能力向上や医療施設・機材の改善等の効果が出ている。教育分野では、地方での教育普及やドロップアウト率の低減等が確認された。ジェンダー面において、水くみ労働の軽減、学校教育・職業訓練の推進等、様々な面で女性の生活状況改善に貢献している。</p> <p><b>【施策の効率性】</b>（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）                  日本側関係者間によってモロッコの開発ニーズが的確に把握されたことに加え、モロッコ側との協議・意見交換が適切に行われたことより、先方のニーズ及び日本の重点分野に沿った案件を効果的に形成・採択することができた。本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であったと言える。</p> <p><b>【今後の方針】</b>                  我が国の援助関係機関間の連携を密にすると共に、両国政府間の政策協議を適切なタイミングで実施することにより、今後の支援方針の優先分野等の検討を効果的に行う。また、新たに策定する「対モロッコ国別援助計画」においても、当評価結果に配慮しつつ、検討を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>【施策の目標】</b>                  民主化及び経済改革に努力するモロッコの発展を支援し、良好な関係の更なる強化を図ること。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化                  MDGs達成への貢献、経済成長を通じた貧困削減、南南協力</p>

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室／国別二課

施策名	対ザンビア国別援助政策		
	政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 VI-4 対ザンビア国別援助政策 （政策評価書〔評価シート版〕 414頁）		
施策の概要	我が国は、対ザンビア国別援助計画（2002年10月）において、①農村開発を中心とする貧困対策への支援、②費用対効果の高い保健医療サービスの充実、③均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援、④自立発展に向けた人材育成・制度構築、⑤域内相互協力の促進、の5つを重点分野と位置づけ、右に基づき対ザンビア経済協力を実施してきている。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて進展があった。」 （理由） （1）我が国の対ザンビア援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。 （2）2006年1月のムワナワサ大統領の訪日に際し同大統領から我が国の経済協力に対する謝意が表明されるなど、両国関係は強化されてきた。我が国の国連等の場での活動に対する良き支持者である。		
	<b>【施策の必要性】</b> ザンビアは、南部アフリカ地域の主要国として、南部アフリカ開発共同体（SADC: Southern African Development Community）や東南部アフリカ共同市場（COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa、本部：ルサカ）等、地域協力機構における中心メンバーの一つであり、地域の平和と安定に積極的な貢献を行っている。また、銅・コバルト等鉱物資源の供給国としても我が国にとっても重要であり、同国との協力関係を維持・強化する意義は大きい。		
<b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b> ザンビア国別援助計画に示された方針や重点分野は、我が国の上位政策（ODA大綱、ODA中期政策）及びザンビア側の開発計画（貧困削減戦略（PRSP）、第五次国家開発計画等）、さらにはミレニアム開発目標（MDGs）や我が国のTICADプロセスと十分な整合性が確保されている。また、他ドナーとの援助調和化に基づき農業・農村開発や、日本の比較優位のあるインフラ面への支援も重視して行っている。			
<b>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）</b> 国別援助計画に明記された重点分野ごとに地域を限定したモデル・プロジェクトを実施するなど、限られた資金が効果的な結果に繋がるよう工夫し、ザンビア政府や裨益者の評価を得ている。保健セクターへの援助額は増加しており、無償資金協力と技術協力の連携、対象地域の限定など工夫をしつつ、感染症対策等にも貢献している。また、経済成長につなげるインフラ分野の支援の知名度は高く、特に首都の交通基盤の整備に効果を上げている。			
<b>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b> 国別援助計画の策定にあたっては、国内の関係省庁やNGO、現地の大使館・JICA、さらにはザンビア政府関係者及び他ドナー国等と十分な議論が行われた。ザンビア政府側との政策協議は毎年定期的に行われ経済協力方針につき意見交換を行っている。このように、本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であった。			
<b>【今後の方針】</b> 平成19年度は国別援助計画の改定を行う。ザンビアの国家開発計画に則した形、かつ選択と集中の観点から我が国援助重点分野の見直しを行う。			
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 南部アフリカ地域の主要国である同国の経済・社会開発を支援し、良好な二国間関係のさらなる強化を図ること。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発への強力な推進 ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室／国別二課

施策名	対マダガスカル国別援助政策		
	政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 VI-5 対マダガスカル国別援助政策		
施策の概要	我が国は、マダガスカル貧困削減戦略文書の柱である「経済成長の推進」、「人間が安心して生活できるシステムの推進」に力点を置きつつ、平成18（2006）年2月に政策協議の場で確認された開発課題を解決するための支援を実施している。1. 農水産業・農村開発（①農業開発、②水産開発、③環境開発、④保健医療事情の改善、⑤安全な水へのアクセス改善、⑥初等教育へのアクセス改善）、2. 民間セクター開発・貿易・投資促進という二つの開発課題を設定し、これら1. 2. の課題解決のために人材育成やインフラ整備を重視している。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 （理由） （1）我が国の対マダガスカル援助を通じ、上記施策の概要で記載した各開発課題の改善に貢献している。 （2）援助政策の策定・実施過程でマダガスカル政府と緊密な協議が行われており、マダガスカル側の開発課題の解決に貢献している。		
	<b>【施策の必要性】</b> マダガスカルは、広大な国土に豊富な地下資源と希少動植物を擁し、また、鉱業、観光業及び農・水産業等に多大な発展の可能性を秘めており、アジアとアフリカをつなぐ位置からアジア経済のダイナミズムをアフリカへつなげていく「架け橋」としての役割が期待できる。他方、国民の大半が1日1ドル以下での生活を余儀なくされており、貧困問題等、経済・社会開発上の広範な課題を抱えている。かかる観点より、アジアとアフリカの接点であるマダガスカルとの協力関係の維持は、同国の経済発展のみならず、アジア・アフリカ両地域における安定と繁栄に寄与する側面も有し、意義が大きい。		
<b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b> 対マダガスカル援助の重点開発課題（前述の「施策の概要」参照）及びそれに基づき実施されている事業は、（1）一連のマダガスカルの国家開発計画（貧困削減戦略文書（PRSP）、中長期開発戦略（MAP）等）、（2）ミレニアム開発目標（MDGs）やTICAD等の国際的優先課題、そして（3）我が国ODA上位政策（ODA大綱及び中期政策）と整合的である。また、重点開発課題の選定は、我が国の比較優位を勘案して行われている。			
<b>【施策の有効性】（重点分野ごとの成果等）</b> 農業開発、水産業振興分野では、無償資金協力を通じた生産・流通設備の整備、技術協力を通じた適正技術普及に向けた支援等を実施、各セクターにおける生産性向上、農・水産業従事者の能力強化等に貢献している。輸送インフラ整備に関しては、マダガスカルの穀倉地帯、鉱業生産地と国内市場、輸出港を結ぶバイパス道路の建設等を実施しており、物流の効率化への貢献が期待されている。基礎生活分野（保健医療、教育、水分野）に対しては、貧困層の割合の高い地域、マダガスカル側の対応が遅れている地域を中心として、ハード（設備・機材供与）とソフト（技術協力）の支援がバランスよく行われており、「初等教育就学率」や「安全な飲料水へのアクセス率」の向上等マダガスカル側の社会開発指標改善に貢献している。			
<b>【施策の効率性】（援助政策策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b> 我が国の対マダガスカル援助政策の策定（重点開発課題の選定等）では、マダガスカル政府関係者との緊密な協議が行われており、同国の開発ニーズ、優先順位、実施能力等を適切に踏まえたものとなっている。援助政策の実施に関しても、外務省、実施機関（JICA）間の連絡・調整、マダガスカル側関係省庁との意見交換は適切かつ充分に行われている。また、保健・医療分野でのフランスとの協調等も施策の効率性を高めるのに寄与している。			
<b>【今後の方針】</b> 平成19年度新規国別援助計画策定対象国であり、ODAタスクフォース内での議論及びマダガスカル政府、他ドナーとの対話を密にし、援助重点分野を検討する。			
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> アジアとアフリカの接点に位置する地政学的に重要な同国の経済・社会発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	アフリカ開発会議（TICADプロセス）を通じたアフリカ開発への協力の推進 ODAの戦略的拡充とパイ・マルチの連携の強化

（注）府省ごとに、政策体系（図）を添付する。

外務省における評価方式：実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室/多国間協力課

施策名	農業・農村開発に関する我が国の援助政策		
	(政策評価書〔評価シート版〕 420頁)		政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 V-6 農業・農村開発に関する我が国の援助政策
施策の概要	我が国は、貧困削減をODA重点課題の一つとしており、貧困削減の支援に関して、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展を課題の一つとして挙げている。我が国はDAC加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーであり、「開発イニシアティブ」の中で、途上国の貧困削減に寄与する包括的な取組として、農業・農村開発の推進を示している。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 我が国は、DAC加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーとして、灌漑開発、水管理、農村金融への支援等による農業生産性の向上、農村インフラ改善への支援等による生計向上等を実現すると共に、これらの支援を通じて途上国の食糧の安全保障（食糧の安定供給）にも貢献してきた。 (2) 特に、評価の対象としたケーススタディ国4カ国（タイ、バングラデシュ、ガーナ、ペルー）においては、地場市場の促進、農村金融への支援により農業分野内外の所得向上に貢献し、途上国における収入・所得向上を実現することにより、貧困削減に貢献している事例が見られる。 (3) 我が国は、「道の駅」、一村一品運動、参加型水管理などの自国の経験を有効に生かし、それをプロジェクトに活用した援助も実施しており、そうした取組が被援助国に受け入れられている事例も見られる。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> ミレニアム開発目標では、貧困・飢餓の削減が課題の一つとして挙げられていること、農業・農村地域開発が貧困削減の取組において重要な役割を占めていること、また、我が国が農業分野においてDAC諸国の中で最大のドナーであることを踏まえ、我が国の比較優位性を打ち出し、農業・農村地域開発を通じた貧困削減支援を行っていく必要がある。</p> <p><b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b> ODA中期政策では、成長を通じた貧困削減への支援として、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展、特に農業の生産性向上の重要性が指摘されている。また、「開発イニシアティブ」では、開発援助のみならず市場メカニズムや貿易も視野に入れた農業・農村開発の推進について述べられている。</p> <p><b>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）</b> 農業生産性向上については、灌漑開発、水管理、農村金融などへの援助を通じて実現されている。ケーススタディ国の中では特にタイとガーナで灌漑施設の整備により、米や主要食糧作物の生産性が向上した他、収量の増加から所得向上、貧困削減に貢献している。食糧の安全保障については、自給作物の栽培への支援が食費支出の減少を促し、全てのケーススタディ国で向上した。生計向上については、農村インフラ改善、環境保全への支援により、インフラの利便性の改善、農業の生産性向上等を促した。</p> <p><b>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b> ODAタスクフォースが有効に活用され、相手国政府の案件審査能力にも改善が見られるが、相手国実施機関の能力に課題が残されている。また、プロジェクト実施体制の今後の強化も求められる。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 我が国の農業・農村開発分野への支援を通じ、貧困削減に向けて進展があった。今後も貧困削減に向けた重要な分野の一つに位置づけていくこととし、同分野政策文書の策定を検討していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p><b>【施策の目標】</b> 農業生産性向上等を通じた農業・農村開発分野での支援を通じ、地域間の格差是正や貧困削減に貢献すること。</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課評価室／多国間協力課

<p>施策名</p>	<p>地球規模の問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策 （政策評価書〔評価シート版〕 423頁）</p> <p>政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 VI-7 地球規模の問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>開発途上国における環境問題は、国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題であり、我が国はODA大綱において地球温暖化をはじめとする地球規模の問題への取組を重点課題として位置づけている。また、ODA中期政策において、地球温暖化対策、環境汚染対策及び自然環境保全を3つの重点分野とし、このうち、自然環境保全分野において森林の保全・管理を取り上げている。これにより、我が国は、自然環境保全や森林資源の持続的利用を目的とした森林に関する取組への協力を積極的に行ってきた。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、農村地域の生活改善等、様々な効果が見込まれる。 (2) かかる援助を通じ、現地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止などの技術向上に繋がった。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> 森林は、空気中のCO<sub>2</sub>を吸収・固定すると共に、土壌の流出防止、木材や薪炭材等の自然資源の生産、生態系の保全、水源の涵養等の多様な役割を果たしている。しかし、世界の森林は依然として深刻な速度で減少を続けている。途上国では農地への転用や過剰な伐採、過放牧など人口増加や貧困を背景として森林の減少・劣化が進み、アジアやアフリカでは砂漠化も進行している。さらに森林資源の減少は、自然破壊を通じて地域住民の生活を圧迫し、貧困をさらに深刻なものにしている。かかる現状から、我が国は、環境の保全や住民の貧困削減を促進するため、開発途上国における植林や、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の取組などを積極的に支援している。</p> <p><b>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）</b> 1992年の「国連環境開発会議（UNCED）」において、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動計画である「アジェンダ21」及び「森林原則声明」が採択され、森林の減少や劣化への対策は国際社会が協力して解決すべき地球規模の問題の一つとして明確に位置づけられた。その後、「森林に関する政府間フォーラム」や「国連森林フォーラム」等を通じて、国際社会の森林問題に対する取組につき協議、法的枠組みの検討などが行われている。 こうした国際社会の動きに対応するべく、ODA大綱では、地球温暖化をはじめとする地球規模の問題への取組が重点課題として位置づけ、ODA中期計画では、地球規模の問題への取組を更に具体化して、地球温暖化対策、環境汚染対策、自然環境保全の3つを重点分野とすると共に、自然環境保全分野において、「自然保護区の保全部管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理など」を明確に位置づけている。</p> <p><b>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）</b> 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善等様々な効果が見込まれている。また、①乾燥地や荒廃地への植林に際してモデル開発や研究開発を被援助国関係者共同で行うなどの技術移転、②植林樹種に在来種を用いることによる生物多様性保全への配慮、③果樹などの経済林の造成を通じた住民の収入向上などに留意しながら、持続可能な森林経営に資する取組を行っている。</p> <p><b>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）</b> 環境・森林保全分野での異なる援助スキーム間の連携については多くの事例で確認されている（第三者評価の対象55件中17件）。中国山西省での植林事業の事例では、①技術協力で植林の適正技術の開発と人材の育成がなされ、②それを活用して無償資金協力で日本の専門家主導での植林の実施体制を構築し、③有償資金協力によって日本の専門家なしで中国側が主体的に植林事業を行う、といった各スキームの特徴を効果的に生かしながら段階的に実施し、包括的な取組を行った。また、JICAやJBICの調査団の一員として国内省庁関係者や大学の研究者等を参画させ、我が国が持つ経験と科学技術を活用する取組がなされた。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p><b>【今後の方針】</b> 森林保全の重要性及び我が国の支援の効果が明らかになった。今後も環境分野の途上国支援政策において、森林保全を適切に位置づけていくこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>【施策の目標】</b> 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善に貢献し、ひいては、貧困削減、持続可能な開発、人間の安全保障に資すること。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>平成19年度重点外交政策</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年7月</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>地球規模問題（感染症、環境等）の解決に向けた幅広い外交努力</p>

(注) 府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年 5月

担当部署名：外務省国際協力局政策課評価室/国別二課

施策名	地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策 <small>（政策評価書〔評価シート版〕 426頁）</small>		政策体系上の位置付け
			基本目標VI. 政府開発援助 VI-8 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策
施策の概要	中米地域の域内協力の枠組みを対象として、同枠組み内での目的の推進や、地域の共通課題への対処に協力する。その分野は、中米統合機構（SICA）事務局やプエブラ・パナマ（PPP）事務局への支援から、感染症、教育、自然災害対策、インフラ整備や拡充まで多岐にわたっている。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>【評価結果・理由】 「目標の達成に向けて進展があった。」 （理由） （1）我が国は、特に感染症、インフラ整備・拡充、教育などの中米地域で共有する問題の改善に貢献している。 （2）我が国の支援を通じ、自由貿易や開放経済の促進のための基盤整備や域内の人的交流の促進等が行われ、同地域の域内統合が深化する方向に向かっている。 （3）さらに、近年の要人往来の活発化や、国際場裡において中米各国から我が国の立場に支持を得たこと等に示されるように、我が国と中米地域との関係は強化されてきた。</p> <p>【施策の必要性】 冷戦以降のグローバリゼーションの進行と平行して、各所で地域協力の枠組みが形成されているという国際的な潮流をふまえ、我が国も地域協力の枠組みの発展、深化の過程に対応する必要がある。また、協力対象となる中米の地域協力の枠組みが、我が国及び我が国と価値観を共有する国際社会の望む方向性を保つためにも同施策は重要である。</p> <p>【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等） ODA大綱の「地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」や、ODA中期政策の「国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。」を見ると、我が国の対地域協力支援への取組は妥当である。また、我が国の対中米協力に関する、日本・中南米新パートナーシップ構想（「小泉ビジョン」）、東京宣言、行動計画とも合致している。</p> <p>【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等） 複数国に跨る広域的な援助の実施、地域の共通課題への取組支援により、「自由貿易や開放経済の促進」、域内の人的交流の促進等に貢献した。また、二国間協力だけでは実現の難しい国境を越える課題等の解決に取り組むことも出来、二国間協力に付加価値を与える効果もあった。直接・間接的なODAの効果的・効率的な運用の観点からの他ドナーとの連携の強化については、各ドナーの目的意識が一致した支援で援助協力が進展しただけでなく、協力の企画段階から相互補完を目的とした連携や、我が国の協力により得られた成果品の普及に他ドナーが取り組むといった様々な形でのドナー協調が追求された。</p> <p>【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等） 一カ国で培われた協力成果を他国に伝播、普及活用出来る点、また一カ国でプロジェクトを実施した経験を他国でも活かせる点で、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>【今後の方針】 広域ODAタスクフォース内での議論及び、SICA事務局、PPP事務所との対話を密にし、優先分野の検討やフォローアップを効果的に行っていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>【施策の目標】 複数国に跨る広域的な協力を支援することにより、地域協力の枠組みの強化、地域の安定、及び善隣友好関係の強化に貢献するとともに、我が国と同地域各国との協力関係強化を図ること。</p>		
	関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月	中南米諸国との関係強化 ODAの戦略的拡充とバイ・マルチの連携の強化

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)

# 平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年4月

担当部局名：外務省国際協力局政策課

<p>施策名</p>	<p>体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施 <small>(政策評価書〔評価シート版〕 429頁)</small></p>	<p>政策体系上の位置付け 基本目標VI. 政府開発援助 VI-9 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施</p>
<p>施策の概要</p>	<p>効果的・効率的なODAを行うため、その司令塔、政策の企画立案、実施主体各々において実施の体制を強化する。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>【評価結果・理由】</b> 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 (理由) (1) 「ODAの戦略的活用」という問題意識のもと、内閣における「海外経済協力会議」の設置、外務省における国際協力企画立案本部や国際協力局の新設、JICA法改正法の成立、国際協力に関する有識者会議の設立等の改革を実現した。 (2) これにより、ODAの戦略性強化、二国間援助と国際機関経由の援助の連携強化、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の各手法間での連携強化等を一層促進するための体制が強化された。 (3) NGOの能力強化について追加的予算措置を講じ、更なるNGOとの連携強化に向けてタスクフォースを立ち上げるなど、局全体の取組が強化された。</p> <p><b>【施策の必要性】</b> ODAは外交の重要な手段・基盤であり、様々なODA事業を積極的に展開してきたが、ODA大綱及び中期政策に基づき、一層効果的・効率的なODAの実施に資するための体制整備を行う必要がある。</p> <p><b>【施策の有効性】</b> 戦略的ODAの活用を実施するための司令塔、政策立案、実施のそれぞれの機能を強化することで、我が国の援助をより効果的・効率的に実施するための体制を強化することができる。</p> <p><b>【施策の効率性】</b> 当該施策の遂行により「限られた援助資源（予算・人員）を有効に利用し、成果重視のODAの実現を図る」ことができるため、とられた手段は適切かつ効率的であった</p> <p><b>【今後の方針】</b> (1) 我が国に期待される役割を効果的に果たすための企画立案の推進 平成20年は、我が国においてG8首脳会合や第4回アフリカ開発会議（TICADIV）が開催される。このような重要な外交上の会合が集中する年に向けた対応を含め、我が国に期待される役割を効果的に果たしていく。同時に途上国の開発や人道支援を通じた世界の平和と安定の実現、地球的規模の課題の解決といった、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、グローバル化が進む中で日本の経済的繁栄を確保すべく、優先分野をより明確にした戦略的なODAの企画立案を、海外経済協力会議で審議される基本戦略の下で推進していく。また、その結果を関係省庁・実施機関と共有し、会議の結果を案件の形成・実施に反映していく。 (2) 国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応 国際機関等を通じた援助についても、それぞれの特色を踏まえつつ、国益に沿った戦略的な対応を行うとともに、二国間援助との連携による相乗効果の発揮を図る。 (3) JICA法改正法の成立を踏まえた新JICAの組織・業務の詳細設計 JICA法改正法の成立を受け、ODA政策を踏まえた3援助手法の一体的実施及び機動的で迅速な実施を可能とする新JICAの組織・業務等の詳細設計について、具体的な議論を進める。議論に当たっては、「新時代のODA実施体制作り（新JICAの制度設計のポイント）」（平成18年6月）を踏まえ、海外経済協力会議の審議を踏まえたODA政策の下、実施機関（JICA、JBIC及び新JICA）による機動的かつ迅速な実施を確保するため相応しい体制を構築する。 (4) NGOが参加可能なODA事業の拡充及び新たなNGOの能力強化 政府とNGOの相互補完関係を強化すべく、向こう5年間でNGOが参加可能なODA事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGOによるODA事業実施に必要とされる実践的能力向上、また、NGOの国際競争力の育成のための施策を強化していく。それを進めるに当たり、NGOとの連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ、具体的な施策を検討していく。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【施策の目標】

体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施を図ること

【目標の達成状況】

評価の切り口1：総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA戦略・企画立案・実施の一体的運用体制の整備状況

平成18年4月、我が国の海外経済協力（政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成18年度中に海外経済協力会議は7回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資、ODAについての量及び質、対日理解の促進等に関する海外経済協力について審議された。

評価の切り口2：二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設の進捗状況

外務省が担うODAの企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成18年4月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年8月、旧経済協力局と旧国際社会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えた。国際協力企画立案本部は、随時開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジア、中南米等について審議された。

評価の切り口3：3援助手法のJICAへの統合の状況（「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（JICA法改正法）成立）

今般のODA改革を受け、平成18年の臨時国会（第165回国会）においてJICA法改正法が成立した。これにより、平成20年10月に発足する新JICAは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体的に実施することとなる。新JICAは資金規模からみて世界有数の援助実施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より効果的・効率的な援助の実施に資する。また、3つの援助手法に総合的に精通した人材が育成されることが期待される。

評価の切り口4：NGOとの連携強化の状況

地方自治体、内外のNGO、民間部門、学術機関及び国連機関との意見交換・人事交流をより活発に行うことで、連携の一層の強化と情報の集約に努め、NGOとの連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げた。NGOとの連携強化については、NGOが参加可能なODA事業の拡充、新たなNGOの能力強化を推進。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成18年度重点外交政策	平成17年8月	2. (2) 世界の貧困削減と成長等への貢献 ●ODAの戦略的拡充
	平成19年度重点外交政策	平成18年7月19日	1. (1) 外交実施体制の強化 ・アフリカ等におけるODAの現地実施体制の抜本的強化、NGO・民間との連携強化(能力強化を含む。)
		-	

(注)府省ごとに、政策体系(図)を添付する。

外務省における評価方式:実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする(「外務省における政策評価の基本計画」より)



(別添)

平成19年度外務省政策評価 評価体系図

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画（改訂版）

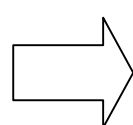
体系図

基本目標 6

施策目標 33

施策（基本目標Ⅰ・Ⅱは複数の施策から構成） 53

施策（基本目標Ⅲ～Ⅵは施策目標と同義） 20



事務事業

事務事業

事務事業

計262<sup>(注)</sup>

(注) 実際の評価では、263となった。

\*\*\*\*\*

**基本目標 Ⅰ**  
地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること

施策目標1：対アジア大洋州外交：アジア地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること

- 施策Ⅰ-1-1 東アジアにおける地域協力の強化
- 施策Ⅰ-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- 施策Ⅰ-1-3 未来志向の日韓関係の推進
- 施策Ⅰ-1-4 未来志向の日中関係の推進
- 施策Ⅰ-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
- 施策Ⅰ-1-6 インドネシア、マレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援
- 施策Ⅰ-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化
- 施策Ⅰ-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策目標2：対北米外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること

- 施策Ⅰ-2-1 米国との政治分野での協力推進
- 施策Ⅰ-2-2 米国との経済分野での協力推進
- 施策Ⅰ-2-3 米国との安全保障分野での協力推進
- 施策Ⅰ-2-4 カナダとの政治分野での協力推進
- 施策Ⅰ-2-5 カナダとの経済分野での協力推進

施策目標3：対中南米外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること

- 施策Ⅰ-3-1 中南米諸国地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体(カリコム)諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）
- 施策Ⅰ-3-2 南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化

施策目標4：対欧州外交：統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること

- 施策Ⅰ-4-1 欧州地域との総合的な関係強化
- 施策Ⅰ-4-2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- 施策Ⅰ-4-3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- 施策Ⅰ-4-4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- 施策Ⅰ-4-5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策目標5：対中東外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること

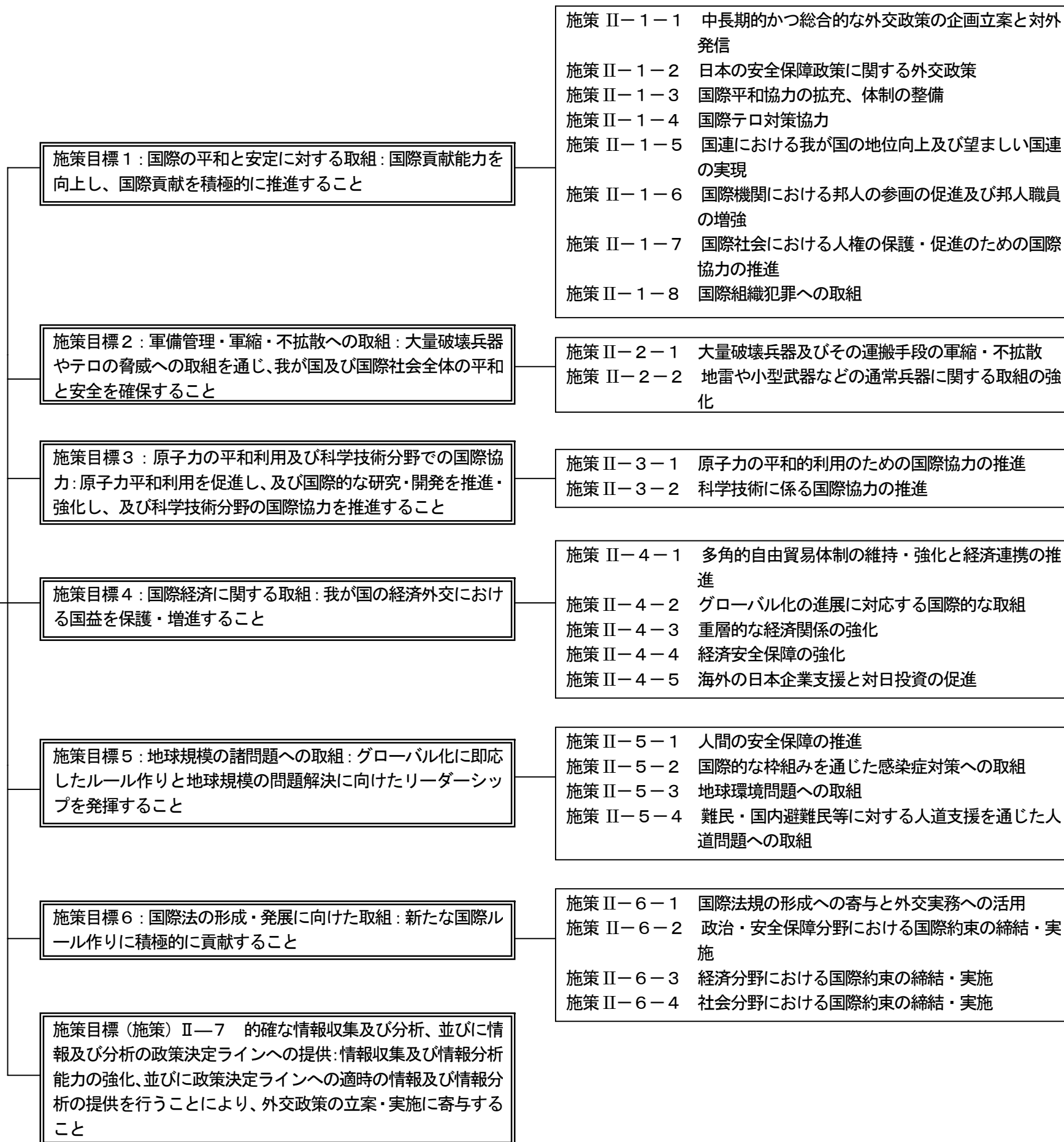
- 施策Ⅰ-5-1 中東和平実現に向けた働きかけ
- 施策Ⅰ-5-2 イラクの平和と安定のための支援
- 施策Ⅰ-5-3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援
- 施策Ⅰ-5-4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

施策目標6：対アフリカ外交：アフリカの開発を促進し、国際社会でのリーダーシップを強化し、アフリカとのパイ・マルチでの協力関係を強化すること

- 施策Ⅰ-6-1 TICADプロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進
- 施策Ⅰ-6-2 G8、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化
- 施策Ⅰ-6-3 アフリカとの重層的な交流の実施

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画（改訂版）

基本目標 II  
 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること



平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画（改訂版）

基本目標 Ⅲ  
広報、文化交流及び報道対策：海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること

施策目標（施策）Ⅲ—1 海外広報：海外における対日理解の増進、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること

施策目標（施策）Ⅲ—2 国際文化交流の促進：文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること

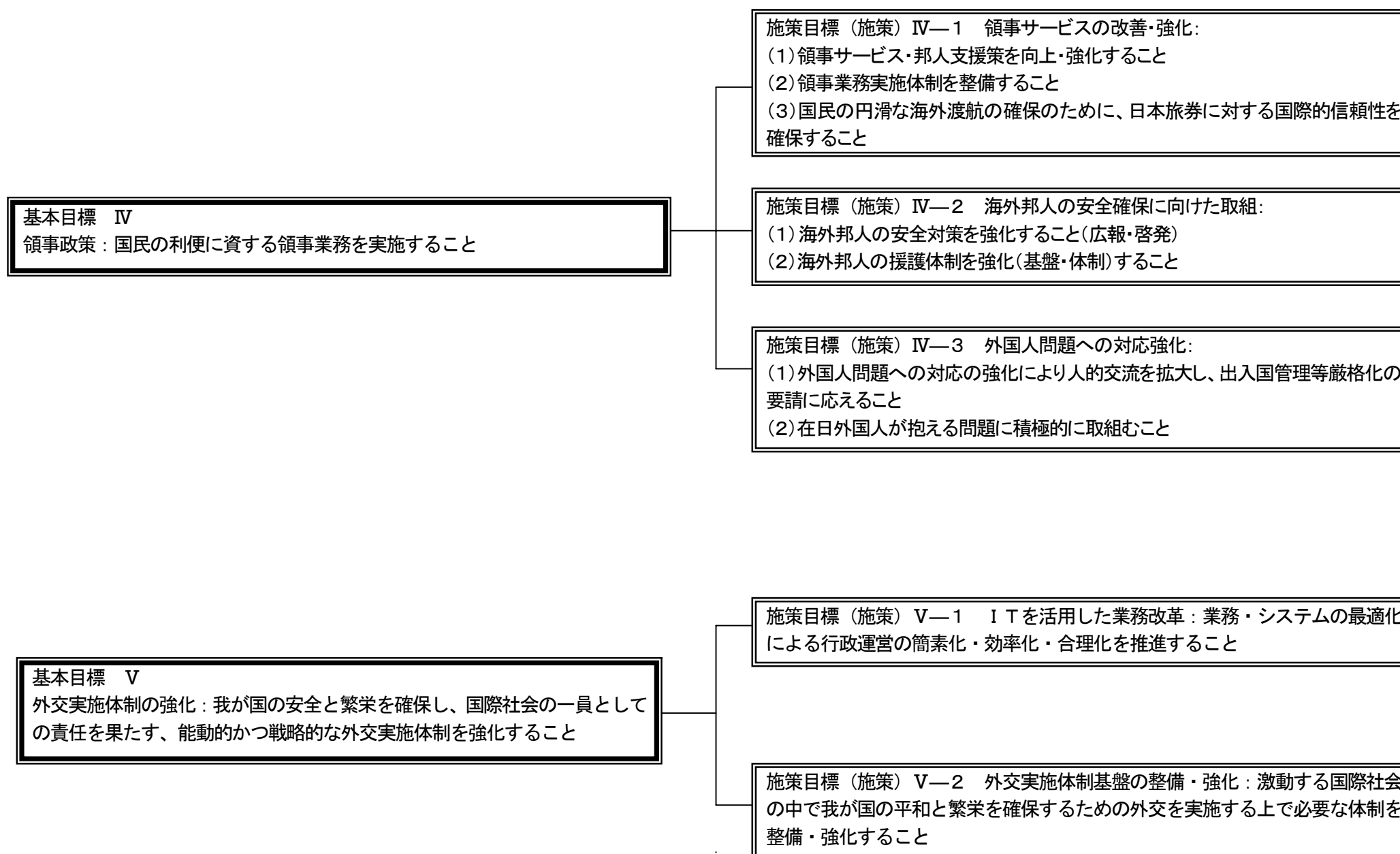
施策目標（施策）Ⅲ—3 文化の分野における国際協力：文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること

施策目標（施策）Ⅲ—4 効果的な外国報道機関対策の実施：外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること

施策目標（施策）Ⅲ—5 適切な国内広報・報道機関対策の実施：外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること

施策目標（施策）Ⅲ—6 効果的なIT広報の実施：インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること

平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画（改訂版）



平成19年度（平成18年度に実施した施策に係る）外務省政策評価実施計画（改訂版）

基本目標 VI

政府開発援助：二国間の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること

施策目標（施策）VI—1 対ベトナム国別援助政策：我が国の安全と繁栄にとって重要な ASEAN 諸国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること

施策目標（施策）VI—2 対ブータン国別援助政策：独自の開発理念に基づき経済開発に努めている同国の発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること

施策目標（施策）VI—3 対モロッコ国別援助政策：民主化及び経済改革に努力する同国の発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること

施策目標（施策）VI—4 対ザンビア国別援助政策：南部アフリカ地域の主要国として、同国の経済・社会開発を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること

施策目標（施策）VI—5 対マダガスカル国別援助政策：アジアとアフリカの接点に位置する地政学的に重要な同国の経済・社会発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること

施策目標（施策）VI—6 農業・農村開発分野に関する我が国の援助政策：農業生産性向上等を通じた農業・農村開発分野での支援を通じ、地域間の格差是正や貧困削減に貢献すること

施策目標（施策）VI—7 地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策：森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善に貢献し、ひいては、貧困削減、持続可能な開発、人間の安全保障に資すること

施策目標（施策）VI—8 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策：複数国に跨る広域的な協力を支援することにより、地域協力の枠組みの強化、地域の安定、及び善隣友好関係の強化に貢献するとともに、我が国と同地域各国との協力関係強化を図ること

施策目標（施策）VI—9：体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施を図ること

# 外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>